

武士の役者化

内々商賣

に至り、仕合、能尺二の的を射はづさず。また猫の様に仕入たる馬に打跨り、地道を恙なく仕おふすれば、その功にて御番入立身し、其後は何もかも棚へあげ置、見向もせず。世話に成たる師家へも無沙汰し、薄情の至極、いふべからざる徒のみ多し。其専ら志す處の實心は、數代奢りに長じ、すり切りたる身代を、御役料や御番料の御蔭を以、取直さんと思ふ計のみなり。又左なくば何の智恵分別もなく、歌舞伎の大將役者同然に、一幕也とも、人に尊敬されたき望迄也。其柔弱なる證據は、先年(寛政七年)小金原御鹿狩の時、數日の間繫ぎ置、或は目を縫候猪鹿を捕ふさへ、如何なる戰場にも向ふの様、暇乞して盃取かはす様成事の振舞なり。さるにより其後に、八官野鹿狩(文化元年)に、人か鹿かの見分けも付ず、傍人に鍵付る様なるうろたへたる事も出来たり。其外小普請の輩は、朝夕に唄淨瑠璃琴三味線歌舞伎者の眞似に日にくらし、能き分が茶湯生花歌誹諧、又是等を不_レ好等は唐鳥を飼ひ、植木を作り、町人を相手に内々にて商をなし、馬好きと呼ぶ、人は、駒を乗入癖馬

旗本の臣無

大名すり切れ

を直し、下直の馬を商賣する思案をめぐらし、大抵が武士が武士たる志有人はなし。……ケ様の卑劣の輩多くは、何萬騎あるとても、物の御用には立つべからず。然れども、多くの御旗本御家人の内にては、又志しも厚く才智の有る人もあまたあるべきなれども、是れ亦世の風俗に覺ず引立られて、勝手向すり切たる家督を繼ぎ、其身は何程志有ても、家の子、譜代の家來は不_レ持、一季半季の渡り者計り召仕候事故、何ぞと云時、矢玉の内へ飛入て、主人の鎗脇勤る用人も侍もなし。又大名連も同じ事にて、代々太平の化に浴し、次第に奢に長じ、……近來は手詰に相成、身上立行兼、領分は役金をあて、家中には借米し、家中者に可_ニ持す一人數も、不_レ得_レ已_レ其も持せず。わづかの御番所勤にも、一と番切に日雇を買ひ、人足を雇ひ、人數の頭數を合せ、漸く勤の間を欠く計り也。其甚しきは江戸内の勤登城等も、徒士鍵持迄一日雇にして、間を合する方々も

有と也。

と、日本現狀の頼み少き真相を語りてゐる。此にて露國と合戦出來得可き乎、問題はそれである。

御大切の時節到來

ペテル帝より後の女王の時、我日本へも通路なし度思付しよし。是は我元文の初年の事と聞ゆ。其四年の夏我東海を通行せし異船は、此國の船と見ゆる也。しかれば七十年計り前の事也。此頃より我國へ通じたき事を心懸しと思はるる也。兎角彼地方の人は惣じて事を謀る事は心長く、子々孫々も其志を継ぎ、色々に手をかへ品を替へ、望みを達する事と見え、とふく去る頃は以前にて與へし位牌を持参り、彌信義を通じ、交易をも取結び度よしにて、長崎へ使節を遣したる事になしたり。然るに其節の御扱不レ宜といふを名として、去秋より當夏に至り、蝦夷地西は唐太の内、東はエトロウ島へ上陸亂妨し、若し交易御免無レ之ば、來る春は數艘の船を差向、北地の分は攻取り可レ申との書を涉し、一先歸帆せしよしの聞へ也。是實事ならば世の亂るべき端にして、誠に御大切の御時節到來せしと存するなり。(野叟獨語)

七十年前
よりの心
懸け

【七三】 杉田玄白の對露策 (二)

玄白の言
の如し

杉田玄白の江戸に於ける旗本、御家人の情態を語りたるは、宛も當時の活人畫とも云ふ可きもの。其言は餘りに痛快に過ぎたる様であるが、然も事實は全く其の通りであつた。彼は理性勝ちたる蘭學者にして、決して無暗の慷慨家ではなかつた。而して彼は更らに露西亞に就て、左の如く觀察してゐる。

玄白の露
國觀

ヲロシヤは常に軍事を操練し、扱國は若し、人にて云はゞ、血氣壯の最中にて、唐土にても毎度手ごりせし鞭靷にも切勝、清朝とも戦ひしと也。清朝の英主と呼ばれし康熙帝も、數度軍馬を發して戦ひしに、勝敗終に不定。詰る所は、しつこきに退屈し、遂に和議を結び、鞭靷地の邊境、黒龍江といふ所に分界を立て、兩地の限りとして、今は互に交易をなすとなり。彼は其兵を練りに練りし事故、さしもの康熙帝さへ、右の形勢に聞ゆる也。

此の如く、彼我強弱の實狀を明かにして、彼は其の斷案を下して曰く。

然ば右の如く老廢せし、我國の弱兵を以て（參照 七二）其強兵に差向ひ、合戦せん事如何あるべきや。是等の事辨へしらぬ人は、船軍は格別、陸に上り手痛く合戦せば、手元勝負に至りなば、我國兵には及まじと、申し誇る人もあるべき也。如何とも、天正慶長の頃迄の武風逞き兵ならば、さも有べきなり。今衰弱の至極の世に至り、また昔物語を聞はつりし計りにて、恐らくはあてになるべからず。是ぞ老人の口斗り達者にて、立居不自由なるを打忘れ、筋骨のよわりたるに心付ず、元氣立する類なるべし。是又破を取るの端と云べし。能く彼是れ考合、事を計ふ事專一の時節ならずや。

彼は此の如く勝敗の數は、戦はざる以前に分明なれば、戦ふを不可として、更らに左の如き觀察をなしてゐる。

問曰、上の御恥辱にもならず、穩便に事済といふ様なる、別段の了簡は有まじきや。

答曰、されば其事也。凡そ世の中の事といふものは、右と思へば左、東と

思へば西に變るもの也。近年アメリカ船、ベンガラ船とて、交易望み來りし共聞ゆ。又處々に異國船漂著といふもの、多くはイギリス國と見ゆ。又阿蘭陀は御誓約申上し事有て、百年餘も來舶御免の國なれば、惣て百年前に申上し通りにや。數千里隔し國の事、其上片便宜の事なれば、今に不變更事必あてにも成べからず。殊に近來持渡る處の荷口替り、又船の様子もかはる事と聞ば、國勢衰へイギリス等に屈伏し、彼も是に替り、其國の船其國の人も、間々交り來る杯いふ事にもなきや。疑しき事なきにもあらず。

又此御國內にても、動もすれば百姓徒黨し、御府内にても、近き頃は、火防鳶の者杯、黨を結び、喧嘩口論度々に及ぶ事、武家風俗衰へし故と思はれ、恐入たる事也。心を痛る斗り也。

而して其の結論としては、

詰り交易さへゆるし給はゞ、何もかも如故の事にして、擒も送り可返と申越せしなれば、……物に耐て且才氣有人を御撰有て、一先彼領地カミシヤ

一時的交
易許可論

其間に準
備

ツカ迄被レ遣、彼地には和語も通ずる者有よしなれば、荒立ざる様に對話問答し、能々其情を聞糺し、扱彼の所望も能聞拔、僉忽を陳謝し、偏に交易を望む趣なれば、是迄の事は宜事情の通せざるより行違有しと、其所を辨別し、全く御國威の引けざる様に言葉を調べ、一先交易を許たき物なり。又年經る内には、色々望生じ、如何様の難題を申出すべきも斗られず、其時こそ手切の一策、合戦に及ぶ事の奇計良術も有べし。尤夫迄には十年も、十四年も間有べし。但此節の事故なきに氣ゆるまず、何卒此間に士民を養ひ軍兵を訓練し、是迄の風俗を御改めさせ、武風を勵し、武備嚴重に整て、御用に立候様御世話有之、萬端整度との事也。其時は露西亞より攻來る共、彼を防ぐ事足り可申、一戦し給ふ共、勝利を得給ふべしなり。此度は衰弱の時勢を察し、世を救ひ給ふが第一の御趣意にて、まげて交易の御免被レ成候はゞ、御恥辱の様なれ共、其時こそ必雪ぎ給ふ可し。

此の如く彼は、露國の望に應じて通商を許すことを、即今の難題解決の要とし

てゐる。

【七四】平山行藏の上書(一)

玄白意見
要約

杉田玄白の意見は、決して開國論ではない。只だ當分露西亞との對抗は六ヶ敷きが爲めに、枉げて交易を許し、その間に我が兵を練り、士氣を旺盛ならしめ、彼の鑿くなき要めに際して、一戦を試みるも未だ晚しとせずと云ふのだ。彼の眞意が、果して此の通りであつた乎、否乎は姑らく措き、議論の筋合は全く此の通りだ。

玄白と反
對

此と正面の反対意見は、平山行藏の上書である。此れは文化四年丁卯夏六月八日附であれば、宛も露國が北邊を騷擾したる當時である。

行藏の懐
慨

伏して惟るに我邦開闢以來、茲に千萬有餘年、未だ曾て外國の辱を蒙ら

ず、國威宇宙に冠絶す。今や蝦夷の地、我が版圖に歸し、而して強を益し威を耀かすの功、遙かに神武に軼ぐ。豈に計らんや、露西亞(原文 魯齊亞に作る)の醜虜北陸に出沒し、蝦夷を鹵掠し、又た吾の吏士其地に在る者を殺し、貯蓄を攘奪す。其の猖獗慘毒、惡む可く悲しむ可し。又た聞く、今夏賊舟數隻北海に到ると。邊陲騷擾、何者の醜虜、敢て其の猖狂を肆にする此の如くなるや。潜(平山の名)不敏なりと雖も、切齒扼腕、叨りに自から量らず、身ら衆軍に先だち、死を北海に致し、而して犬馬報主の志を遂げんと欲す。

此れが彼の慷慨悲憤の冒頭だ。而して其の策としては、左の如く開陳してゐる。夫れ蠻夷は禽獸也。其唯だ禽獸乎、則ち之を伐つ術、常法の宜しく用ふる所に非らざる也。…當今清明の世と雖も、郷野市井の間、奸民頑徒、化すと雖も、移らざる者、往々之有り、之を驅りて以て彼に當らば、則ち變通蠻夷を以て蠻夷を攻むるの術に庶幾らざらん乎。此れが彼の策である。而して其の實行方法としては、左の如く陳してゐる。

奸民頑徒を用ひん

實行方法

願くは潜に准し、光棍無頼の族、盜賊博徒の流を募らしめ、且つ彼の囚禁にして、死刑流罪に論ず可き者を給し、罪を赦して兵と爲さんとを請ふ。彼等其心貪狼兇惡、死生の何物たるを知らず、之に與ふに小利を以てすれば、則ち奮うて身を顧みず、此卒千人有らば、以て入犯の賊を驅逐し、蝦夷の東境已に虜に陥る者を復するに足る。所謂る貧を使ひ愚を使ふの術、而して人を選ひ、勢に任ずの機也。

行藏の眼

要するに博徒や、泥坊や、破落戸や、惡黨の類を集めて、一隊を組織し、之を以て露人の入侵を驅逐せんとする者だ。惟ふに昇平日久しくして、旗本や御家人の役に立たぬとは、杉田玄白の眼にも、平山行藏の眼にも、一樣に映じたであらう。但だ前者は此れが爲めに、暫定平和説を唱へ、後者は此れが爲めに、特別なる兵士を組織し、之に當らんと試みたものであらう。而して彼は自ら其の抱負を語りて曰く、

其の抱負

潜愚にして韜略を好む。兵譜戰策を讀む、茲に四十有餘年、攻守奇正の略に於

て、寸長有るに似たり。幸ひに准行を蒙らば、死生之を以てせむ。潜誓て此賊と與に天地の間に立せず。竊かに按ずるに、皇和露西亞と與に未だ嘗て兵を交へず、其の兵を交ふる者、蓋し今日を始と爲す。則ち彼我勇怯の機已に此に決す。深く思を致さざる可らざる也。王通曰く、夷狄の徳、黎民之に懐く、三才其れ諸を捨てんやと。苟も醜虜をして萬一地を略し、蠶食するの計に出しめ、徳を布き恩を施し、蝦夷の心を浸收せしめば、智計の士有りと雖も、而も手を束ねて之を如何ともする無き耳。發言此に至り、食咽らず。冀くは願望遅回して、禍を他日に貽す勿れ。

當時幕府の旗本、御家人の中、果して斯る意見に共鳴した者あつた乎。恐らくは有つたとしても、極めて少數であらう。幕政の當局者は、固より之を變人奇物の奇論妄説として、餘り眞面目には取扱はなかつたであらう。

史人共鳴
せざらむ

【七五】平山行藏の上書 (二)

通商不可
論

平山は更らに文化四年丁卯秋七月、第二回の上書をした。そは露國と通商の風説に就て、更らに其の不可を痛論し、以て大いに膺懲す可き所以を開陳したものだ。

露國の示
威

頃ろ嘗て之を流言に聞く、縣官醜虜通商の請を准す有りと。臣愚竊かに謂らく、縣官必らず此の失策有る無し、而して至愚の性、信疑相ひ半ばす。胸中交も戦うて未だ自ら安する能はず。竊かに其説の由る所を尋るに、六月十九日邊報云ふ、醜虜抄掠する所の我が吏士を歸し、之に書を附して曰く、其國我が通商を聽さば、則ち軍を收めて退かむ。若し通商を聽さずんば、則ち再び戰艦數百を連ねて、兵力を以て可否を決せむと。信に斯言也とせば、其の我を要する所以の者尤も甚だしく、玩侮輕慢其れ之を何とか謂はむ。我邦開闢以來、未だ嘗て聞かざる所也。夫れ人誰か羞惡の心無らむや、之を聞

平山一人の私言

く者、眦裂け髪衝き、腕を扼して慷慨し、戈を揮うて北に向ひ、虜と一戦して而して死するを欲せざる者無し。如何にも慷慨の言だ。然も此れは是れ平山一人の私言にして、所謂る旗本八萬騎中、之に共鳴する者は、幾許も無かつたであらう。

計今日の失

往者には縣官通商の國に便ならざるを以て、其の貢物を斥け、其の通信を絶つ。廟堂の略、深く其道を得たりと謂つ可し。是を以て天下智計の士、未だ嘗て口を同くして嘆稱せずんばあらざる也。今や醜虜豕突、北陲沸騰し、遽かに其の通商を許す。何んぞ前日計を得るの彼が如くして、而して今日計を失ふの此の如きや。是れ之に示すに弱を以てして、而して自ら其の悔を取る也。其の利害得喪、縣絶天地の如しと雖も、而も唯だ國體を如何せむ。

平山の言當る

平山の論據より見れば、如何にも尤の議論である。前に通商を拒絶して、後に之を容すは、全く辻褃の合はぬ話だ。強ひて理窟を付くれば、露西亞の恫喝に恐怖した結果と云ふの外はあるまい。

夷狄は人に非ず

守禦の要

夫れ匹夫匹婦、賤して而して愚なる者也。死すと雖も此の如き輕侮を受けず。況んや我邦神武を以て國を立つ。勇威宇宙に冠たり、安んぞ堂々方五千有餘里の國にして、而して此の輕侮を受け、命を醜虜に聽す者有らん乎。夫れ夷狄は人類に非らざる也。何となれば、古聖帝王立つる所の道を知らざる者、形狀人に類すと雖も、而も亦た禽獸也。故に其心貪殘無恥、威を以て服す可く、而して徳を以て懐く可らざる也。……蓋守禦の要は、人和を以て本と爲す也。叢爾たる城堡彈丸の如しと雖も、而も人心一和すれば、則ち其守必固し。環て攻る者、智勇共に困み、圍を解て去る者、往々有り。而るを況んや我が神州六十有餘國、方五千有餘里、上下徳を一にし、貴賤心を同らせん乎。四夷八蠻、復た忽必烈の蹤を追ひ、連天の舶を引いて、而して我が四裔を犯すも、亦た何の畏ることか之れ有らんや。夫の露西亞の如きは、彼哉彼哉。陳亮言へることあり、曰く、一日の苟安、數百年の大患也と。豈に智言に非ずや。

通商許可の害

而して彼は更らに通商を許すの害を想像して、左の如く説いてゐる。

若し言を人を傷けず、民を殺さざるに託して、而して姑息以て自ら處らば、則ち我を輕侮する者、豈唯だ露西亞而已哉。四方の夷賧我に榮願するもの、武を接して起らむ。智者ありと雖も、其後を善くする能はず。加旃、我并州牧侯伯國家を輕侮するの意、此れよりして生じ、其の極まる所に至りては、將さに言ふ可らざる者有らんとす。蓋し勢の必らず至る所也。其機を此に慎まざる可らず。

瓦解の勢

彼は一の露西亞に屈せば、更らに四方の夷狄共から、推しかけて來り要せらるるであらう。而して我が有大名も亦た、幕府の能く爲すなきを悔りて、勝手次第の行動を逞くするであらう。さすれば外患内憂、一時に至り、土崩瓦解の勢は、立ろに至るであらう。此れが彼の杞憂である。

勝軍一掃

伏して冀くは君上赫然震怒、堅く前議を持し、輿論に惑はず、一英將の威望素より著はれ、謀略優異なる者を精選し、而して専ら之に任ずるに殺生の權

を以てし、之をして糜軍牽制の患無らしめ、熊罷數萬、旌旗天を掩ひ、鼓行長驅し、我武以て張り、夷舟を電撃し、虜氣を風摧し、其の我が吏士を害し、我が赤子を擄にしたる者を誅し、其首を蝦夷の北陲に梟らして而して後已まむ。臣慷慨に堪へず、壯心の激する所、飢ては戎肉に餐し、渴しては虜血を飲まんと欲す。而して自ら止む能はず、亦た自ら其の口を開いて諱に觸るゝを知らざる也。明りに其の賤しきを忘れ、敢て其愚を献ず。

試みに之を、杉田玄白の暫許通商説と對照すれば、如何に同一時日に出で來りたる意見として、其の相違の甚しきに驚かざるを得まい。

【七六】 蒲生君平の意見書

君平の立脚地

露國の北邊騷擾に就き、更らに其の意見書を上りたるを、蒲生君平と爲す。

君平の上

變徵天に
顯はる

林子平の
先見

彼は下野の布衣であつた。世人は彼と林子平と高山彦九郎とを以て、寛政の三奇士と稱してゐる。されど子平は對外政策上に立脚し、高山は勤王に立脚し、蒲生は寧ろ日本王朝の制度や、山陵の調査に立脚し、其の趨向は一でない。蒲生は當時の執政に上書して、

神州天子有りて、天命を受く、傳祚長久、……未だ曾て夷蠻戎狄の中土を侵寇する有らず。之を奈何んぞ乃ち今に至りて、獨り夫の露西亞豺虎の北邊を暴らすに堪ふ可ん哉。是れ天下忠義慷慨の士、人々切齒扼腕して憤る所以也。……夫今日の變、京師已に其徵を明和庚寅に見る。曰く、七月二十八日夜戌刻、北方氣緒の如く、須臾にして東西に彌蔓す。中に白氣數十道有り、森々上り衝く、皆な頭尾尖銳、而して其色乍ち濃、乍ち淡、參差隱見定らず。其の長き者は、紫宮垣外に及ぶ有り、丑刻漸く皆な移り、進んで中央に至る、則ち色亦た漸く微にして消散す。此蓋し兵の象にして、北虜當時始めて圖南の志有り。今を距る實に三十八年。而して後林子平なる者あり、慷慨の士

今日の變
兆す久し

兵士衰弱
の因

也。北虜を憂ひ、密かに其の著す所の兵談を持して人と與に言ふ、感泣十餘年、身老い空しく牖下に終らんとし、而して上の人、己を知る莫きを念ふに及んで、乃ち其の書を木に上せて以て之を世に露はす。其志蓋し此身妖言に坐し、刑に死するも憾みず、當さに身を殺して以て朝廷を警しむるに由る。果して辜に罹りて幽死す。後數年、而して官家其言を用ひ、蝦夷に事有り。又十餘年、而して今日の變有り。變の起る、豈に夫れ一朝一夕の故ならん哉。官家今日に先だち、蝦夷に事あるもの、則ち其の變を虞る也。而して林子平を幽死せしむるの冤、天下忠義之を何とか謂はむ。其れ宜しく其墓を祭して其靈に謝し、之に授くるに勳位を以てし、以て微しく天下忠義を慰め、其言を用ふ可し。

而して彼亦た左の如き意見を具申してゐる。
天下の城府を擧げて、兵皆な寡弱、古より未だ今日の如く極る者はあらずる也。其故安くに在る哉。昔は豊臣氏の方さに天下に覇たるや、既に其の喪

兵制復古

亂の久しきに懲りて、在る所の名城を毀ち、豪傑を殺し、矛戟を銷し、庶人を禁じて、輒ち鎗劍を學ぶを得せしめず。惟だ士の子繼いで而して兵と爲し、兵の寡弱を欲す。而して兵果して之れが寡弱と爲る。彼は兵制を古に復するを以て、當今の急務として曰く。久しく承平に在り、是に由りて武を忘れ、熙々恬々、復た兵を治めず。惟其れ世祿常に以て浮食す、無事の日費あるのみ。故に曰く、天下の城府を擧て、兵皆な寡弱の方さに邊寇有り、何を以て防禦せむ。今ま天下已に平に、世祿の人、官位に泄む。賢才格に拘はり、而して施すに所無し。愚不肖猶容して而して自ら其過を知らず、恬々焉として衰に趨く。浮華淫情、世を擧げて之に靡く。諸侯盡く弱く、百姓咸な窮す。兵革朽鈍ならざる無く、倉廩空置ならざる無し。其の士爲る者は、言必らず錢穀、固より嘗て旗鼓の令、行陣の制を習ふに暇あらず。則ち擧ぐる所の騎射鎗劍、亦た華法兒戲。是にして而して猶ほ擧ぐに堪ふ、又た何んぞ英俊豪傑を用ふ

舉世浮華

其の救済策

るを爲さん哉。彼の所言は、殆んど杉田玄白の言と、其の内容に於ては、一致してゐる。而して其の救済策として、上の人、幸ひに臣が言を聴き、更らに禁令を改め、庶人をして、騎射鎗劍を學ばしめ、以て天下雄武の士を其の師事に養ひ、則ち官先づ其俸を費して而して士食を得、先づ其變を遏め、又た其兵を募り、義に感じ、命に死す。其れ掌を指すが如けむ。要するに、士の常職ある者は、役に立たぬから、劍客とか、武術者とか、浪人者の一併ある者を收用し、庶民をしてそれ等の者に就て、刀劍武術を學ばしめば、亂を遏め、兵を養ひ、一舉兩得であると云ふ意味だ。

〔七七〕 柴栗山と平山行藏

覺醒の警

北邊の憂は、我が國民が、幕府時代に於て、最初に目を醒したる警柝であつた。此れが爲めに天明、寛政以來、近藤重藏、最上徳内、間宮林藏等の如き、蝦夷地の探検者も出で來つた。就中間宮の如きは、樺太島より所謂の間宮海峡を渡りて、足を大陸に著けた。又た伊能忠敬の全國測量の如きも、蝦夷を以て最初の著手としたるを見れば、其の由る所を察するに難くない。其他論客としては、立原翠軒、大原左金吾の徒、何れも北地の忽にす可からざるを説いてゐる。而して工藤平助、本多利明、林子平等に就ては、既記の通りだ。(參照 五一二〇)

然るに此際特筆す可き一は、柴栗山が、亦た頗る對露問題に焦心したる事だ。其の事實は、平山行藏の鈴林扨言に掲げてある。

寛政十二年栗山は書を行藏に與へて會見を求めた。然も行藏は足痛と稱して、之を謝絶した。栗山は更らに然らば駕籠を差し向く可しとて、左の書を與へた。

栗山の焦心

栗山行藏に會見を求む

昨日は御報致三拜見候。御足痛之段、御尤に奉存候。無據急に得御意一度事御座候。明夕駕籠上可申候。間、御出被下度候。様致度、委曲面上可レ得御意候。以上。

二月二十三日

行藏様

彦助

總行藏の謝

此れは勿論、寛政十二年の事だ。當時栗山は、六十五歳の老先生であつた。然るに行藏は左の如き返事をして、之を謝絶した。

急に御逢被成度儀御座候に付、明晩肩輿可被遣段被仰下候。參上可仕筈に御座候へ共、是迄駕籠に乗る事も無之候故、却而難儀仕候。且不肖佩刀三尺五寸五分、柄鞘をかけて五尺に及候。中々駕籠に入り兼候故、是亦叶難く候。何れにも近日參上の儀は難成候間、左様思召可被下候。已上。

二月二十三日

第十二章 七七 柴栗山と平山行藏

栗山再び
會見を求む

栗山も今は是非なく思ひ止つた。爾後七年の後、文化四年に至り、露人我が北邊を擾だし、行藏上書して、自から露人退治の先鋒たらんとを乞うた事は、既記の通りだ。〔参照 七四、七五〕同年の秋八月十六日、栗山は横野多門次をして、露人北邊騷擾の件に付き、面會致したき旨を、行藏に申し入れた。然も行藏はすげなく之を謝絶した。然も翌日彼は重ねて栗山の使者として、行藏を訪うて曰く、彦助即今儲君の侍讀にて、外交を禁せらる。然らざれば自から參上す可きも、心底に任せず。拙者(多門次)は彦助の同郷にして、二十年來隨從し、一切の事情を詳悉してゐる者なるが故に、其の名代として罷り出でたり。但し御目に懸りたき一件は機密に屬して、明々地に申上げ難きも、何れは御身の思ひ立たれたる事に關涉する事であると、申し述べた。此に於て行藏も、今は辭するに言葉なく、同月二十一日門人松村伊三郎を伴ひ、栗山を訪うた。

從士横野
を遣る

漸く會見

栗山殊の外慰悦にて、至て懇切なること、父子の親昵にひとし。

行藏悔悵

と云うてゐる。當時栗山七十二、行藏四十九。栗山は行藏に向つて、今日露人の騷擾、既に十年前より之を洞見した。故に寛政十二年の春、屢ば會見を求め、足下と共に擇捉に渡り、蝦夷人に武藝を教へ、防備をなさんと欲した。此事の思惟は拙者なれども、教練は御身を煩はさねばならぬ故に、申入れた次第である。今更申すも兒女子の愚に近きが、御出なかりしは、返すくも怨みなりと云ひ、更らに時事に就て語つた。

行藏も此言を聞き、頗る悔悵して曰く。

栗山の見甚だ高し、予が平生論ずる所の、其の食を食し、其人を用ひて、其士を守るの義、これと一なり。

と。而して栗山は更らに曰く、過去は過去として、

只今彼の地カムチャツカに押渡り、幸太夫等と共に露西亞に漂著し、今尙は彼地に留り居る船頭常藏等、我が虚實を彼に告げて、入犯を爲さしむる者共を擒捕し、禍根を絶たざれば止む可からず。足下意なからんや、士卒の調達、

栗山の意

糧食の供給、船隻の差撥、各規畫ありと。行藏曰く、是ある哉先生の高見、天下擧げて守備を事とするに、先生獨り攻戰を事とす。古人用兵の道、亦た此に出でず。唯だ北地寒烈、冬期に接して出兵は不可、來春を待つ可し。栗山之を聞て領きたり。

栗山深慮知るべし

此れは行藏の所記にして、若干のおまけありとするも、又た七十二翁の栗山が、自から北地に赴くなどとの事は、當てにならぬ事ではあるが、如何に彼が此事に心配しつゝ、あつたかは、想ひ見るとができる。吾人は決して平山行藏の所記を、其儘鵜呑みにするではない、されど若干の消息を、此中より看取する。

第十三章 英船來航

【七八】英船長崎に來りて狼藉す

英船蘭人を捕ふ

北邊の騷擾が、人心を動搖せしめた間もなく、長崎に英船狼藉の事があつた。文化五戊辰年八月十五日朝、白帆船一艘みゆるよし、所々遠見番より注進あるにより、長崎奉行手附二人、通事及び蘭人出船して旗合せしに、かれ偽りて蘭人の旗を合せ、端船にて走りより、蘭人二人を捕へて本船に歸る。檢使以下其由注進あり。奉行松平圖書頭、即港警固の事等を沙汰し、松平鍋島肥前守肥前國主なり、今年當番松平黒田官兵衛筑前國主人數には、異船繫留焼伐の用意、及び増人數の事等を、聞役に達す。(通航一覽)而して同夜、

港内乘廻し狼藉

異人端船三艘にて、港内を乘廻し、狼藉に及ぶよし注進によて、奉行より要

所警衛の事を沙汰し、且其船兩番所に於て逃さず召捕べき旨、肥前筑前の聞役、貝外に達す。此時在留の蘭人、異人の所爲を怖れて、御朱印を携へ、奉行所に來る。

英船申出

而して彼等が申出でたる言は、左の通りだ。

十六日巳の上刻、異國船より申出候。我々事、此節廣東え心差致ニ渡海候處、於ニ洋中一食物遣ひ切候間、其品々を得候爲、此地え罷越候得共、其事を可ニ申通一手寄無レ之候に付、謀計を以、紅毛國旗印を立、紅毛人兩人を召捕置候。依レ之食牛四疋、野牛十二疋、野菜等被ニ差送一候は、紅毛人と引替相渡可レ申候。若其儀許容於レ無レ之は、所存も可レ有レ之由。但所存も有レ之と申儀、内實は湊内に有レ之候。唐船、日本船を始、市中中までも、火術を以焼打可レ致よし申出候得共、此儀は穩密にて不ニ申觸一様との御趣意之段、通詞内談に御座候。

英人威嚇

長崎人心恐怖

當時此の船が、如何に長崎の人心を恐怖せしめたるかは、

異國船は至而大船にて、一體の形容紅毛船とは違、軍船と相見え申候。石火矢二段に構、百挺計とも亦八十挺とも、五十挺とも取沙汰御座候得共、誰有て近寄、睨と見定候もの無御座、取々の風聞に御座候。とあるを以て知る可しだ。

願ひの品を與ふ

燒討の備を爲す

八月十六日異人願ひの品を與へしに、頓て蘭人を返し、是に託してまた薪水を請ひ、許容あらば、今一人を返すべしと云ふ。奉行先蘭人を返さば、薪水を與へんとあるに、かれこれを返す。されども異人願ひの始末不敬なるにより、奉行直に燒討の備をなし、屢ば肥前筑前の人數を促せども遅々し、蘭人の願ひもあるに、遂に薪水を與ふ。異國全く蘭人に意趣ありての所爲にして、日本に敵するにあらず。速に出帆して、以後船をよすまじきよし、蘭人によりて、演述す。

英船出帆

八月十七日、檢使諸厄利亞船に赴き、出帆を申渡す。浦觸沖廻り等の事は、奉行兼て沙汰せり。此日未刻に及びて出帆せしが、帆かげ見隠るにより、

在國在邑の大名其外に達し、人數も其場を引とらしめ畢。時に深堀當番松平鍋島肥前守の人數、燒討の備、整之あるよし届あり。

然も事實は、何等の用意も出來てゐなかつたものと見え、英船は悠々として出で去つた。

幕府の威
信を傷く

抑も此の一事は、如何に英船の長崎港闖入の目的が、蘭人に意趣ありて、日本には惡意なしとするも、幕府の面目を傷けたるには相違あるまい。何となれば英船の來泊は、一切嚴禁してあり。然るに彼は無遠慮に長崎に入り來り、然も恣に蘭人を捕へ、我に向つて物資の供給を要め、然も容易ならぬ恫喝、威迫の態度を示したるに拘はらず。之を傍觀坐視して、只だ彼の欲する所を逞うせしめたるは、如何にも腑甲斐なき事であつたと云はねばならぬ。

英船フエートン號來る

八月十五日(文化五年)

遠見番所
の發見

午刻各所の遠見番所より白帆船進行の報あり。例により檢使として手附二人役所付二人旗合せとして蘭人筆者二人通詞三人小舟三艘に分乘港外に出づ。又出迎として遠見番を出ず。此時始あて蘭國旗を橋上に懸し直進、將に港内に入らんとす。初より該船に近付を爲さず、若し黒船にして疑敷事あらば、速に兩番所に通知し、港内に入れざらしむ。

蘭國旗を
懸す

防備狀況

黒船益近づき伊王島沖三里に至るを以て、出迎の遠見番其船に近づくと該船國旗を掲げず、蘭船に附與すべき横文書を與ふるも答へず、此時始あて蘭國旗を橋上に懸し直進、將に港内に入らんとす。中ノ島邊に蘭人等の小舟の在るを見て彼れ駛せながら端艇を卸し、十四五人にて直ちに蘭人に迫り、劍を抜きて之を要し、二人とも本船に拘引せり。檢使之を見て急に進まんとするも、水夫等が怖して令を用ひず、海に投じて逃るゝものあるに至る。而して黒船は高針島前に至りて碇泊せり。變事奉行所に達す。即ち人を兩番所に遣り兵を整へしめ、且地役人に命じ、港内の要所を守らしむ。稻佐崎は代官高木作右衛門石火矢二挺百目筒一挺小筒十挺を以て之を守る。岩瀬道は代官の弟高木道之助、石火矢二挺、百目筒一挺、小筒十挺を以て之を守る。波戸場は町年寄高島作兵衛石火矢を備へて之を守る。十善寺は町年寄樂師寺又三郎石火矢を備へて之を守る。又肥前開役を召し蘭人を取戻したる上該船を打沈べきにより之が準備をなさしむ。(増補長崎略史)

〔七九〕長崎奉行松平康英の切腹

康英の責任自殺

英船の長崎に於ける狼藉は、我が弱點を、殆んど十分に暴露した。而して長崎奉行松平圖書頭康英は、八月十七日戌刻に切腹して、其罪を謝した。

此夜奉行松平圖書頭、江戸注進状及び五ヶ條の書付を書し自盡す。こは、異船所置の無狀たるを謝し奉るなり。御黒印御下知等は、同人家人より、同役曲淵甲斐守に渡す。(通航一覽)

五ヶ條書

而して彼の所謂五ヶ條なるものは、左の如し。

柔弱の扱

一 旗合之節、紅毛人兩人奪取候を、其儘渡し置、檢使一旦御役所へ引取候事、其柔弱之取扱仕候儀、日本之恥辱に相成、畢竟家來臆病と申内、主人常々申付様不行届、今更公儀之御威光を穢し、無二申譯一奉二恐入二之趣。

港内に乗入らる

一 十五日之夜、端船に而異國人湊内え乗入候儀者案外にて、専ら陸手之

番所手簿

備のみ深く致ニ貪著、沖より理不盡に右様之仕業可有レ之儀不ニ心附、肥前兩御番所に而、萬一右等之儀有レ之候は、防ぎ留可レ申旨別段差圖も不ニ相加、其儘差置候段、油斷之至りと申。

一 十五日者晴夜にて、右異國人端船三艘兩御番所前罷通候儀、内實者肥前之番衆致ニ見分一居候得共、畢竟詰之人數少く、遮而留候事不ニ相調一見流し候儀、全當年は紅毛船も不レ參候と心得、内々佐賀え引取、漸御番所人數四五十人も相詰居候に付、所詮三艘を防留候儀不レ及ニ手業一と見逃候段、既歴然と相顯れ候。御番所之儀御定法之人數も有レ之候處、肥前不埒と申内、奉行としては、内々見聞之役儀も付置、内糺可レ致之處、右番所及ニ空虛一候儀、肥前之不調法とは乍レ申、奉行より内改も無レ之、肝要之圖を被レ外、今更不念之至と申。

焼打不手廻

一 異國人より法外之横文字差出、不届至極に付、焼打之手當、肥前筑前え申渡候處、人數到著無レ之、不レ及ニ是非、紅毛人より穩之取計相願

今後大身
選定希望

候に任せ、無_レ據_レ薪水、米、野菜等相與へ、紅毛人よりも牛二疋、並ぶた等爲_ニ差送_ニ、彼方より焼打等不_レ仕_レ候様取_レ鎮_レ候儀、畢竟人數不足故、和平に取扱_レ仕_レ候段、不調法無_ニ申披_ニ次第と申_〇

一 大村上總介今二時計も早く著_レ仕_レ候はゞ、申談、御役所之人數並地下役人共、又は諫早播磨人數取合_レ候はゞ、兎哉角焼打可_レ仕_レ之處、肥前之人數間に合不_レ申_〇上總介到着遅參にては無_ニ御座_ニ候得共、程延び異國船_ニ候儀、残念至極に奉_レ存_レ候_〇依_レ之向後長崎奉行之儀は、折角大身御選み被_ニ仰付_ニ一度と申_〇

右五個條不調法之取扱、淺智に而萬端不行_レ屈儀ども、今更後悔に及候得ども、一身之恥辱者差置、此場に到_リ候而者、天下之御恥辱、異國え顯れ、無_ニ申譯_ニ仕合に御座_ニ候_〇爲_ニ御斷_ニ切腹_ニ仕_レ候_〇段、御披露_レ給_レ度之由_〇

人の將さに死せんとする其言や善し、如何にも尤なる申分だ。表向は康英病人の將さに死せんとする其言や善し、如何にも尤なる申分だ。表向は康英病人

鍋島へ仰
渡

死の由に披露した。而して文化五年十一月十一日、松平(鍋島)肥前守には、
當八月、長崎えエゲレス船渡來いたし候節、湊内え端船乗入、御番所前往
返いたし候處、其方家來共不_ニ心附_ニ罷在_ニ候處、油斷なる次第。一體當番
人數手當も疎之様子相聞、不束之儀、不調法に思召_レ候_〇依_レ之逼塞被_レ仰_ニ
付_ニ之_〇

と申し渡された。

長崎の評
判

當時長崎に於ける評判には、左の如くある。八月二十七日附にて、長崎出の或る書狀に、
第一の大不出來は、肥前と相聞え候。重疊の不都合無_ニ申計_ニ、御糺之上は、
長崎御番御取揚に可_ニ相成_ニ、其上御領地少々被_レ減_レ候節には可_レ有_レ之哉、……
沖御番所詰の番頭兩人、御家老の一人も、不_レ致_ニ切腹_ニ候_〇ては相濟申間敷
との、大評判に御座候_〇

一 沖兩御番所えは、上下五千人程宛も御定法の御詰と、兼て佐賀より御届

鍋島家老
以下切腹

被^レ成置^一候處、此節は五十人計ならでは詰人數無^レ之、大手抜け故、荒^レ御
咎^レめ可^レ有^レ之との風聞に御座候。(機事記)
然もそれが逼塞にて濟んだのは、鍋島家に取りては、先づ僥倖であつた。尙ほ
鍋島家に於ける家老、聞役、物頭、筒頭等七人の重役は、切腹することにて相
濟んだ。

【八〇】外人の記事

防備不十

如何に英船の長崎に闖入に際して、我が防備の不十分にして、醜態を極めたる
かは、左記によりて知らる。

一八〇八年十月(我が文化五年八月十五日)例年和蘭船の入港す可き時節に於て、和
蘭の國旗を掲げたる船一隻、長崎港外に現はれた。和蘭商館の者二人、及

英艦フェ
トン

び例の如く日本役人は、他の舟にて、何れも之に近いた。本船よりも端艇を
下して、和蘭人に来る可く語けた。和蘭人はやがて日本役人が来るから、そ
れ迄待たんと云うたが、彼等は抜刀して和蘭人を脅かし、遮二無二之を本船
に拘引した。斯くて其船は始めて英國軍艦フェトン號にして、其の艦長は
ペリユなるとが判知つた。

諸役人恐
惶

日本役人は、此の模様を見て、其儘船を戻し、之を報道した。此に於て長崎
町民や、諸役人は、非常なる惶恐状態に陥つた。

港内闖入

長崎奉行が、和蘭商館長ゾーフと書状を往復して、此の事件の真相を究
めんとする際に、艦長ペリユは、既に水先案内を用ひず、長崎の港門に入つ
て來た。

奉行赫怒

ゾーフは自から英人の爲めに捕はれんとを虞れ、他の和蘭人と共に、奉行の
邸宅に逃げ込んだ。ゾーフは曰く、長崎市中は、大當惑、大混雜だ。奉行は
日本の役人が、蘭人を残し置き、且つ何國の船であるさへも見極めずして、

番所の成
卒用を成
さす

蘭人取返
し蘭の計

返り來つたことを、非常に憤つた。予が奉行に問を發する以前に、彼は予に向て、其の顔には怒色を帯びつゝ云うた。館長よ、安心せよ、予は必らず君の國人を取り戻す可く骨折るであらう。併し奉行は間もなく、千人の成卒がある可き番所に、只だ六七十人よりなく、然も一人之を指揮する者さへなきを知りて、更らに憤り且つ驚いた。間もなく拘留せられたる蘭人より書狀が來た。曰く、此船は印度のベンガルから回航し、船長の名はベリユ、彼は水と食料とを要求した。

奉行は之を聽容するを欲しなかつた。夜半に奉行の用人は、ゾーフを見、此れから愈よ和蘭の囚人を救ひ出す可く出掛くると云つた。ゾーフは如何にして救ひ出すかと問うた。彼は曰く、貴國は詭計もて囚はれた、されば我も亦た詭計もて之を取り返さんとす。即ち予單身彼船に赴き、あらゆる手段もて、船長に面會を求め、若し彼が渡さぬと云はゞ、一刀の下に彼を刺殺し、予も亦た自殺する覺悟であると。ゾーフは少からざる面倒を見て、漸く此の用人

英船抑留
策

蘭人釋放

英船燒打
策の失敗

悲劇を以
て結末

と奉行との、無鐵砲なる計企を思ひ止らしめた。斯くて之を攻撃する人數が集まる迄、此船を抑留するとに計策が定まつた。

次の日午後、一人の拘留せられたる蘭人は、英船の船長から左の書簡を託せられて上陸した。予はゴセマン（蘭人）を、食糧と水とを得べく、上陸せしめた。若し今夕迄彼が之を携へて還らざれば、明早朝出帆する、而して港内の日本船、唐船を燒打する。糧食も水も供給せられた。二人の和蘭人は釋放せられた。

奉行は尙ほ此の異國船を處分せんと企てた。其の一計は、海峡に石を積んだる船を沈め、之を閉塞して、其の出帆を遮らんとした。大村侯は葦や藁を積載したる船もて、自から率先して、之を燒き拂はんと申出でた。是等の評議最中に、英船は錨を揚げて出帆し去つた。

事件は悲劇を以て終つた。英船の去つた間もなく、奉行は觀面の汚辱より脱す可く切腹した。而して臺灣防備の諸役人も亦た同様に切腹した。肥前侯は

當時江戸に在つたに拘らず、其の家來の怠慢の爲めに、百日逼塞の罰を蒙り、且つ自殺したる奉行の子に、年々恩給を拂ふ可く命せられた。彼の子はゾーフが一八一〇年、江戸を見舞うた際には、宮廷に於て、大いに榮寵を享けてゐた。〔ヒルドレス日本の過去及び現在〕

以上は、尤も公平なる觀察であらう。何れにしても、天下の人心が、北邊にのみ注がれたる際に、長崎に於ける此の出來事は、少からざる衝動を與へたに相違あるまい。

公平の觀

〔八一〕 東洋貿易に於ける英蘭兩國勢力の消長 (一)

歐洲に於ける佛國革命後、ナポレオン勃興は、單に歐洲の局面を一變したるのみでなく、亦た東洋に於ける和蘭の勢力に、一大打撃を與へ、且つ英國の勢力

歐洲局面の一變

和蘭佛國に併さる

英國の和蘭通商打撃

英國の和蘭通商打撃

を促進せしめた。乃ち前に掲げたる、英船の長崎港狼藉の如きも、〔參照 七八一八〇〕畢竟其の一端に過ぎなかつた。和蘭本國は、他の歐洲諸國同様、佛國革命の影響を受け、一七九五年一月（寛政六、七年）國內動亂を生じ、佛國軍隊を招き入れ、其の總統官を逐ひ、バタヴィヤ共和國を建てたが、國內紛擾の爲め、ナポレオンは之を佛國保護の一王國とし、其弟ルイを王位に即かした。ルイは一八〇九年（文化六年）佛國の干渉に堪へずして之を辭し、ナポレオンは遂に和蘭を佛國に合併した。佛國と相争ひ、且つ戦うたる英國は、いかで如上の變化を見逃がす可き。豫ねて和蘭の植民地に涎を流したる英國は、之を好機として、和蘭の船舶を捕獲し、其の植民地を奪ひ、東洋に於ける和蘭の通商に、一大打撃を與へ來つた。斯る事情であれば、長崎の出島に在る和蘭商館も、亦た多大の影響を受け、其の貿易もやがて不振となつたのは、止むを得ざる次第であつた。而して蘭船も、其の英國船に捕獲せらるゝを避くる爲め、常に北米合衆國の旗印の下に航

エリザ號

海した。一七九七年(寛政九年)長崎に入港したるエリザ號の如きが、其の一例だ。此船は其の船籍紐育にありて、合衆國の國旗を掲げ、船長ステワートは、自ら合衆國人と稱し、船内の書類等も悉く合衆國の制規に準じた。併し此れは和蘭東印度商會が、瓜哇のバタヴィヤから派遣したるもの。而してステワートは、印度のマドラス、或はベンガル出身の英國人であつた。

エリザ號
可入港許

其の長崎に入港するや、船員何れも英語を用ひたれば、通詞等は其の和蘭人ではないとを看破し、其旨を上申したが、然も其船の使用者が、和蘭人である爲め、奉行等も其の處置に當惑した。併しながら、船員等が縦令英語を使用するも、英人でなく、合衆國人であり、且つ和蘭人が英人の捕獲を免かる、爲め、特に之を雇入れたるものたるを辯明し、此に於てエリザ號を和蘭船として入港を許し、載貨を陸揚げせしむるを許した。

米船フ
ンクリン

同船は翌年も來航し、硫黄及び銅を積み、長崎からバタヴィヤに赴く途中、暗礁に觸れて沈没したが、漸く工夫して之を引き上るを得た。而して此のエリザ

ステワ
ート捕縛

號の長崎留泊中、フランクリン號なる米國船入港した。船長デヴリユー、後に
出島に於ける和蘭商館長ツーフも亦た、此中に入り込んでゐた。即ち露國使
節レザノフ、長崎入港の際のツーフである。(参照 三七五)而して又た英船闖
入の際のツーフである。(参照 七八一八〇)

初もステワートは、バタヴィヤに歸航せずして、一八〇〇年(寛政十二年)重ねて
長崎に來り、偽りて曰く、途中難船し、船舶貨物を悉皆失うたが、馬尼刺にて
親友に邂逅し、其の援助にて新たに帆前船を買入れ、貨物を積み、長崎に來航
するを得た。而して其の目的は、前年エリザ號修繕の爲めに、和蘭商館から借
り入れたる負債消却の爲めである。併し當時の和蘭商館長ワールデナール
は、是れ實にバタヴィヤよりする和蘭貿易以外、別に自己の爲めに、長崎に於
て通商の權利を得んとするものなるを看破し、其の貨物を賣りて負債を償はし
むるも、貨物を積載して歸航するを許さず、之を捕縛してバタヴィヤに送つた
が、ステワートは、バタヴィヤ到着後、間もなく逃亡し去つた。

ステワートの再来

然るに性懲なき彼は、一八〇三年（享和三年）八月廿三日、復た長崎に入港し、其の船を長崎號と名け、相ひ變らず、北米合衆國の國旗を掲げ、ベンガル及び廣東から、印度及び支那の貨物を積載し來つた。而して九月八日には、更らにフレデリック・ファン・ベンガル號と稱する船入港した。船長はゼームス・トレー、印度のカルカッタから來た者と云うてゐた。此れは何れもステワートの、日本と通商を開かんとするの目論見にして、然も其の嫌疑を避くる爲め、斯く別々に入港したものらしくあつた。

〔八二〕 東洋貿易に於ける英蘭兩國勢力の消長（二）

和蘭商館の抗議

和蘭商館長ワールデナールは、英人ステワートが、米國旗章の下に、二個の船を長崎に廻航せしめ、貿易の利を占めんとするの企てを見て、彼は抗議書を

ステワートの請願

提出した。彼は、ステワートの言の信ず可からざるを説き、和蘭商館とは、一切無關係であることを明らかにし。且つ日本に於て貿易の特権は、只だ獨り和蘭人に限りて、將軍より賦與せられたるものなれば、斷じて此船と貿易を許すなからんとを、請求すと云うた。

享和三年七月、亞墨利加船、長崎に來り交易を請ふ。鎮臺（肥田豊後守）許さずして返し給ふ。彼が辭に、唐船同様に俵物を以て、交易せんと云、是彼が謀計なり。如何となれば、俵物類海參、乾鮑、昆布の類彼が無用の品なり。亞墨利加の船頭ステワルトと云る者、近年屢ば長崎に往來して、能日本の時勢を吞込たれば、初より和蘭陀同様の交易願ふ時は、許されざらん事を察し、當時已に利を顧ず、深く後年の事を慮り、斯く願ひたるなるべし。某是を察するに若交易を開くときは、長崎にて受取りし俵物は、直に唐山廣東に持渡りて荷揚し、唐山より鉛を受取り、是を己が利とし、暫く此交易をなし、日本に利を示しをき、畢竟は交易利潤なきよしを嘆き賺して、遂に銅を

取の巧なる事明けし。鎮臺神祖の御法度を守り、許さずして返されしは、實に明識なり。〔答問十策〕

兎も角もステワートは、其の目的を果し得ずして去つた。

然も瓜哇、パタヴィヤなる和蘭の東印度商會から、一七九九年（寛政十一年）以後、一八〇三年（享和三年）に至る迄、毎年長崎に派遣したる船は、皆な米國船であつた。而して歐洲の戦争は一時休止したが、一八〇六年（文化三年）以後、再發したれば、同年には米船一隻、獨逸國ブレメンの船一隻を派遣し、一八〇七年（文化四年）には米船一隻、丁抹船一隻を派遣した。尙ほ同年廣東に於て、露米商會の備船ポストンのエクリプス號は、東察加及び北米西北海岸に至る途次、露國の國旗を掲げて長崎に入港したが、此船に乘組みたる蘇格人キャンベルの世界周航記によれば、數多の日本の小船は之を港内に曳き入れたが、和蘭人一名來りて、日本は甚だ露西亞を嫌忌するから、速かに露國の國旗を撤去せよと忠告した。而して長崎奉行は、例の如く通商を拒絶し、船員の望に應じて、無償

近年來航
船多くは米

露米商會
船エククリ
ス號

ゾーフ意
見書

にて魚類、野菜、豚、及び水を供給し、該船は其の目的を果さず、三日目には多くの小舟に曳かれて、出港したとある。

而して其翌年、即ち一八〇八年（文化五年）の出來事が、既記の英船關入である。

〔參照 七八一八〇〕尙ほ此事に就て、ゾーフが其の意見書を提出したる中には、注意す可き左の一節がある。

英船渡來
の目的

何故にエグレス船、御當所（長崎）へ渡來致候哉と得と相考候處、去年來御當國北越にワロシヤ人乗渡、及二妨害候譯も有之候に付、ワロシヤ船御當所へ乗渡候は、究て可被レ爲レ害候。依レ之ワロシヤ、エグレスの兩國、兼而好身を結び、罷在に任せ、幸にエグレスより毎年商賣として、唐國廣東え阿蘭陀八九月の夜、日本六七月頃に相當申候乗渡候。右商賣船往返之洋中、敵國より之妨を相防候爲、軍船四五艘差添、一同乗渡り、商賣中右軍船空敷廣東に滯船仕候。依レ之御當所御要害何様之様子に有之哉、爲二見分、右軍船之内一艘、御當所に乘渡り、右の趣意を隠し、阿蘭陀船

英露兩國
示し合せ

を妨候爲渡來仕候趣僞り乘渡り候時は、格別害も有之間敷相心得、此度渡來仕候儀には無之哉。右之譯にて乘渡候儀に御座候者、此節彼船主見分仕候一體之様子等、委細エグレス國王へ上達仕、其旨ヲロシア國王に通じ、此度彼兩國示し合御當地へ押寄候様之儀御座有間敷哉。將又今一應存附候は、去年來於蝦夷地一ヲロシア人差出候フランス語の書面に付、私儀存付候趣をも、其節申上候。右書面の内、

日本の人、永く癖なる所より、自ら國を失ふ事あるべし。

右様之趣意に依り、ヲロシア人エグレス船を以、御當所之様子窺ひ、其後押寄可申と相謀り、此節乘渡候儀には御座有間敷哉。

眉唾もの

と云うてゐる。以上の文意は、故らに日本に向つて、英露を離間するものとも見らる可く、眉に唾きして讀む可きものにて、固より事實の真相を得たるものは思はぬが、然も幕府に對しては、少からざる刺戟を與へたものであらう。

【八三】 出島に於ける蘭館の困厄

和蘭商會
最後の船

一八〇九年(文化六年)和蘭東印度商會は、レベッカ號なる米國船を長崎に送つたが、此れが最後で、爾後一八一三年(文化十年)まで、パタヴィヤと出島との間には、交通が全く絶え、商館長ゾーフ以下の面々は、實に其の衣食にさへ窮する程にて、頗る困難を極めた。所謂司馬江漢の春波樓日記に、

商館員の
困難

文化辛未(八年)の夏六月、蘭船入津せず。館内のカピタン、其餘皆、衣服敗れ、食盡き、困窮す。

とある通りだ。

日本人の
厚情

されど此間、日本當局者の蘭人に對せる態度は、實に我が國人の美德を残りなく顯揚した。長崎奉行は、苟も日本にて爲し得可きもの、與へ得可きものは、凡て喜んで之を許諾し、蘭人の日々の食糧其他の用品は、皆長崎會所に於て、之を支辨し、奉行は毎週二三回人を遣はして、何か不足なきかを問はし

めた。さればゾーフも大に其の好意を感謝し、「彼等は我等の窮迫を慰安する爲め、其の爲し得る限りを盡した」と云ひ。後我國に來りたるシーボルトも亦た、「此際頼りなき蘭人に對せる日本政府の態度、並に蘭人に關係せる日本人の舉動は、決して看過す可きでない。日本國民の性格は、日本に於ける和蘭貿易の隆盛期よりも、却て此際に於て、最も其の美光を發揮せり。」と云ひて、其の義侠の精神に富めるとを讚嘆した。「ゾーフと日本」

救済の経費

而して彼等の経費は、悉く長崎會所から立替へた。文化七年度には、五萬四百四十七兩、八年度には、六萬五千三百四十二兩、九年度には、八萬二百六十九兩となつた。

意外事變

出島の蘭人は、其の本邦とは消息全く絶え、只だ日本人の好意にて、稍く自ら支持し、覺束なき日を送つてゐたが、文化十年（一八一三年）に至り、意外の事變に遭遇するの不幸を見た。

英國の領地脅威

既記の如く和蘭は、始めナポレオンの弟ルイ其王となり、やがてナポレオン自

ミント卿

から佛國に合併して、之を統治するとなつた。（參照 八一、八二）而して炯眼なるナポレオンは、和蘭の所領であつた瓜哇を以て、英國の印度支那に於ける商業を、妨碍する策源地と爲さんと企てた。然も英國は寧ろ之に先んじて、却て和蘭及び佛蘭西の諸植民地を脅かして、其の東方經營の手を擴げた。

瓜哇征伐の企て

但當時經營の主腦たる英國東印度商會は、單に和蘭人を追ひ拂ふの意志であつたが、一八〇七年（文化四年）ミント卿が印度總督の任に就て以來、彼は遠大の目的を以て、英國の版圖を拓かんと心掛けた。乃ち一八〇九年（文化六年）には、佛領ブルボン島、及びフランス島に遠征隊を出し、次いでモルッカ諸島並にセレベス島のメナドを、蘭人から奪ひ取つたが、今や大舉して瓜哇征伐の計を立てた。而して其の献策者は、實にピナンの知事である、年少氣銳のラップルスであつた。彼は船長の子にて、正式の教育を受くる暇なかつたが、十四歳にして英國東印度商會に入り、馬來半島地方の言語、文物の研究に従ひ、マラッカに於て、東洋學者レーデンと相識るに至りて、愈よ其の見聞を弘めた。後

彼はミント卿の内旨を含み、再びマラッカに至り、馬來半島及び瓜哇島の狀況を調査した。

瓜哇征服

ミント卿は、固より瓜哇征服の志を懷きたれば、ラッフルスの獻策を容れ、海陸の戦備を整へ、一八一一年(文化八年)自からマラッカに至り、ラッフルスと相會し、共に征討軍を率ゐてバタヴィヤに向うた。而して同年九月佛將ヤンセンスは、力竭きて降服し、此に於て瓜哇及び其の附屬地は、擧げて英人の手に歸した。ミント卿は直ちにラッフルスを擡んで、副知事とした。當時三十歳の彼は、銳意其事に當り、蘭人を擧用し、土人を綏撫し、英國の勢力を永久に此地に扶植せんと心掛け、更らに其眼を支那、日本に著け、日本に向つて通商を開かんと企て、此に於て出島に在る蘭人との間に、事件を惹起するに至つた。

〔八四〕 英人出島を奪はんとす

ラッフルスの計畫

ラッフルスは、夙に英國が日本と貿易を開くの利を看取した。而して蘭人に取

りて、之に代るの計を講じた。

若し日本人が、和蘭の現状、及びバタヴィヤに於ける危急の事情を知らば、必らず和蘭人を退去せしむるであらう。日本人は和蘭人を一國民として、其の交通を許してゐる。苟も和蘭が獨立を失うたを知らば、之を繼續するの意はあるまい。

日本は外國との通商を、其の生存上必須のものとして認めてゐない。之と密接の利害の關係あるは、唯だ通詞共である。

但だ日本人は、我等の商敵たる蘭人によりて、英國人を知つてゐるのみなれば、我等に好意を持たぬも勿論だ。且つ蘭人以外の國人には、通商を許さないと、古來からの制法で、新たなる實例は、露國人(レザノフ)及び米國人(ステ

通商開始
方法

ワート)の拒絶に於て、之を示してゐる。
と云ひ。而して更らに通商開始の方法として、
如何なる代價を拂ふも、日本在留の和蘭人及び日本人の和蘭通詞等を、我等
の味方に買収するにあり。

と云ひ。而して其の第一著手として、

實行促進

英國の代辨人を、長崎に入り込ませしめ、其地に滞在して、日本の言語を學ば
しめ、又た佛教の僧侶とも交際せしめ、江戸参禮にも参加せしめ。

蘭人ワ
ルデナ
ール
登用

云々と、一八一一年(文化八年)六月十日附にて、マラッカよりミント卿に上申し
てゐる。而して瓜哇占領後、彼が副知事となるや、部下の蘭人によりて、バタ
ヴィヤと長崎との間に於ける、蘭日貿易の詳細を知り、愈よ其の有望なるを認
め、其の實行に向つて促進した。而して彼は一八一二年(文化九年)の春、其の目的
遂行の爲め、元和蘭甲比丹ワルデナール、及び英人エーンズリをして、其事に
當らしめた。ワルデナールは、云ふ迄もなくゾーフと共に長崎に來りて、館務

ワルデナ
ール長崎
に至る

を整理し、貿易を擴張したる者にて、ゾーフの先任者であり、長官であり、
且つ恩人とも云ふ可き者だ。さればラップルスは彼を擢用す可く、ミント卿の
認諾を得、一舉以て蘭人の手より、日本との貿易を奪はんと企てた。而して
ワルデナールが、看すく自國の不利を計る手先となつたのは、是非もなき次
第だ。

瓜哇副知
事ラップ
ルスの書
翰に對し
與ふ

斯くて文化十年六月二十七日(一八一三年七月二十四日)二艘の和蘭國旗を掲げたる船
は、長崎港外に現はれた。船はシャロット號、及びマリヤ號だ。前者には
ワルデナール、後者にはカッサが乗り込んでゐた。ゾーフは實にワルデナールの
推舉によりて、商館長となつたものであれば、固より彼に取りては恩人だ。
然るに此の恩人は、實に英人の手先として、和蘭の日本通商を、英人の手に歸
せしめんとするが爲めに來たのであつた。彼がゾーフに手交したる書翰は、實
に一八一三年(文化十年)六月四日附にて、英國瓜哇副知事ラップルスより、在日
本和蘭甲比丹ゾーフに與へたものであつた。

茲に予が貴下に通告する件は、元と日本駐在甲比丹並に印度評議官であつた
ウイレム・ワルデナル氏が、和蘭及び此の植民地に起りたる事變を、日本
政府に上申す可く、特別雇入船二隻を率ゐ、委員として日本に至り、而して
貴下は同人の直接命令の下に就くと成つた事である。二船の積荷は、委員
の持參せる船荷目録によりて、承知ありたし。

拒絶
ツーフの

之を見たるツーフの驚愕は云ふばかりでなかつた。彼は今更の如く、始めて英
人が佛人の手から瓜哇を奪うたを知つた。而して其の本國が、佛國の爲めに
併吞せられたとを知つた。ツーフは縦令恩人にもせよ、出島商館を、ワルデ
ナルの手に渡すを拒絶した。ワルデナルは、瓜哇が降服條件として、其の
附屬地と共に、一切を英國に譲與したと云うたが、ツーフは日本の和蘭商館
は、瓜哇の附屬地でないといふて之を拒絶した。而して本國が佛國に併吞せら
れたるとも、未だ其の通告に接せず、且つ自ら佛國民となりたる誓約もせざれ
ば、自分は依然和蘭國民であると言ひ張つた。(ツーフと日本)

ラッフルスの日本貿易計企

ラッフルス
の日本
調査

英軍の瓜哇占領後ラッフルスがミントー卿の信任を得て、新に瓜哇及び其の附屬地の總督に任ぜら
るゝや、彼は此新領土の經營に執掌する傍ら、部下の蘭人に日本の事情を尋問して、益其調査に心
を傾け、日本貿易が如何に有望なるか、日本人が如何に開明せるかを熟知せしかば、英國商人のた
め直接之と通商を開かんとするの念愈々堅くなりたり。ラッフルスが如何に蘭人の日本貿易事情を
精査せしかば、其著瓜哇史第二卷の附録に載する「日本貿易」の一編を見ても知り得べし。而して
ラッフルスは、單に日本貿易の直接の利益を期待せしのみならず、當時支那人が我國に來りて多額の
貿易を營みしを以て、彼は終には之をも壓倒せんと欲せしなり。又彼は日英通商の結果假令日本と
の貿易は勃興して支那人が是まで日本に輸入し來りたる英國品を奪ひ得べきも、支那と英國との貿
易は却て衰ふべしとの反對説を辯駁して曰く、今假に英國と日本との交通が豫期の商利を生ぜざる
ものとするも、支那に於ける英國の位置を高むる手段とならざるべきか。由來支那人は我等英國人
を待遇するの道を知らざれど、若し我等が支那以外に其商品を取引するの地を有すことを知らば、
是までよりも我等に敬意を表し、其待遇法を改善するに至らん。且つ我等英人は日本とも通商する
以上は、萬一支那より排斥せらるゝとも、我等は從來同國より供給せられたる商品を得るの別途を
有するにあらずやと。(ツーフと日本)

支那人歴
倒計企

ツーフの勇略

和蘭の本國は、佛蘭西に併せられ、瓜哇は英國に占領せらる。世界の中に、和蘭の國旗の颯りたるは、只だ長崎の一角、出島のみであつた。而して此れは正しくツーフ其人の、英人の強壓を斥けたる智謀と、勇略とに由るものと云はねばならぬ。惟ふに當時幾許の日本人が、能く之に氣付たる可き。

ワルデナを威嚇す

扱もツーフは、其の恩人ワルデナールが、瓜哇に於ける英國の副知事ラッフルスの命を奉じ、出島の和蘭商館を、英人の支配下に措かんとするを肯せず、却て逆まにワルデナールを威嚇し、過船英般狼藉の結果、日本人が如何に大に英人を怨み、且つ報復の期を俟ちつつあるかを告げ、之をも考慮せず、其の輕々

通詞等に現狀を語らんとす

しく此地に乗り込み來れるを詰つた。

ワルデナの恐怖

此に於てワルデナールは、然らば通詞等に和蘭本國及び瓜哇の現狀を語る可しと云うた。ツーフは固より願ふ所なり、直に彼等を召集して、二英船が、如何なる奸策もて入港したるか、顔末を、奉行に上申せしむ可しと、即座に重なる大通詞五人を召集した。之を見てワルデナールは、自から藪蛇であつたことを悟り、今更らの如く顔色を變じて、一行の生命を救はんとを、ツーフに乞うたが、彼は之を顧みず、和蘭商館員ホゼアンをして監視せしめ、自から五大通詞、即ち石橋助左衛門、中山作三郎、名村多吉郎、本木庄左衛門、馬場爲八郎の控へたる別室に赴いた。而して一切の事情を語つた。

通詞等の恐怖

通詞等は之を聞いて、非常に驚いた。殊に前年和蘭の商館長として、出島に在つたるワルデナールが、英國人の手先となりて、重ねて長崎に來り、自國人に向つて、商館の引渡を迫るなどの不合理の事を、頗る怪み、稍やツーフの説明にて、其の事情を了解したが、然も之を奉行に上申するを、尤も危険とし、

秘密策

ゾーフも亦た其の結果の重大にして、英人のみならず、延いて長崎在留の和蘭人、及び日本の通詞、目付等にも及ぶ可きを慮れ。寧ろ之を秘して、二船を和蘭雇入の米國船となし、恒例の如く、之と取引するに如かずと思ひ直し、通詞等に固く沈黙を守る可きを命じ、再びワルデナールの室に還り來つた。

商館救済

何れにしてもゾーフは、中々の策士だ。彼は一方ワルデナールを脅かし、商館を英人の手に渡さざるのみならず、却て英人を利用して商館の窮厄を、一時的に救はんと企て。彼とワルデナール、及び英人エーンズリとの間に、協約を締結し、飽迄此の二英船を、和蘭雇入の米國船とし、パタヴィヤが、英人に占領せられたる事實を日本人に隠し。又た取引の商品より英國の商標、英文の包紙等を取り去らしめた。而して彼は自ら左の如く云うた。

一舉兩得

予は此にて、一方には敵國人の命令を斥け、日本に於て和蘭國々旗の下に、和蘭甲比丹として其の地位を固守し、他方には英國人に好意を表し、其の船舶と船員との危難を救ひ、以て日英人の衝突を免れしめた。ワルデナールも、

ワルデナール等の歸帆

エーンズリも、曩きに一八〇八年(文化五年)フェートン艦長が、長崎港内に日本船、及び支那船を焼拂ふ可しとの威嚇書を見るや、始めて日本人の憤怒の當然なるを詳にし、予の恩義を感謝した。(ゾーフと日本) 如何にも其通りであらう。ゾーフは、多大の苦心もて、此の英國瓜哇副知事ラッフルスの命を承け、長崎に於ける和蘭商館引渡を強要す可く來りたる、ワルデナール及びエーンズリを、恒例入港の和蘭商館員とし、種々の口實を設けて、自から日本在留期限の二期を過したるに拘らず。尙ほ滞在の允可を得、持渡りの献上品なども、恒例の如くに仕立て、而して其の取引も、恒例の如くにし、斯くて二艘は、文化十年十一月三日(一八一三年十一月二十五日)長崎港口を出帆した。而して此の船中には、ワルデナールや、エーンズリの外、更らにゾーフの代表者として、瓜哇副知事ラッフルスと與に、通商の規程を取り極めしむ可く、荷倉役ブロンホフをも乗込ましてゐた。

【八六】英人の再舉失敗す

二英船の
歸港報告

二英船は一八一三年（文化十年）の末、バタヴィヤに歸港し、其の報告書をラッフルスに呈した。此には多少のおまけもあつた。ラッフルスは之を見て、愈よ公然日英通商を開始するの必要を認め來つた。彼惟らく、

ラッフル
スの決心

假令甚だしき制限の下でも、一旦英人が、日本に入込みたる上は、直に和蘭貿易を退治するは難事でない。然る上は和蘭人は再び擡頭の心配無らむ。日本に英國商館を立て、二千五百萬以上の人口に、英國商品を供給するは、實に國家的事業だ。況して終には日本に於ける支那人の商權をも、我手に收むる望が充分だ。瓜哇の降服條約にて、日本の和蘭商館も、其の附屬地だ。然るにゾーフが之を拒むに於ては、我等は戰勝の正當の權利を行使して、我が利益を謀らねばならない。殊にフェートン艦事件（英船の長崎に於ける狼藉事件）より生じたる、日本人の誤解を釋くにも、日本と直接の交通を開く必

日本遣使
の事

要がある。と。而して彼は更らに一步を進み、日本に使節を派遣するの、最も時宜に適したるを論じて曰く。

日本に使節を特派し、近時の政局の變化及び其の結果として、和蘭商館の英國に屬したる事を告げ、同時にベリユ艦長の爲したる舉動を、釋明せしむ可し。又た此の使節は、親愛を表するため、相當なる進物をなし、且つ我が商種類の見本を差出す準備を爲すべし。而して其の要務は、從來瓜哇と日本との間に行はれたる貿易と關係なく、別に英國商館を立て、最惠國民として、英國民を待遇せしむるとを協定せねばならぬ。

ラッフル
スの出島
乗取策

と。斯くて彼はエーンズリを、其の使節の適任者として、之を推薦した。此の如くラッフルスは、英國東印度商會の重役、及び印度總督ミント卿に其の意見を開陳し、英國君主の親翰を携帶したる使節を、一八一五年（文化十二年）五月バタヴィヤ出船にて派遣する積りであつたが、其の前年六月にミント卿死亡し

カッサ長崎に来る

たれば、其の同意を得るに由なく。兎も角も一八一四年七月、再び出島蘭館乗取を試む可く、カッサを甲比丹として、長崎に向はしめた。

ゾーフはブロンホフ(参照 八五)の歸航を待ちに待てゐたが、一八一四年八月八日(文化十一年六月二十三日)去年渡來したシャーロット號は入港した。然も之には待ち設けたるブロンホフは在らずして、カッサが乗り込んでゐた。カッサは最近歐洲に於ける政變を告げ、オレンジ公は、再び和蘭の君主となり、英國は和蘭を助けて佛國に當る際であれば、英人を敵視せず、穩便に取計はれよと云うた。然もゾーフは其言を輕々敷信する能はずと云ひ、且つ英國果して友邦であらば、英國人に出島蘭館を譲り渡すより、寧ろ其の助力を假らんと欲すと答へた。此に於てかカッサは、ラッフルスからの命令書をゾーフに手交した。それは蘭館受授の事には、一切觸れずして、只だ舊新甲比丹更迭に關してであつた。此れは蘭館は、前年已に英國政廳の支配下に在るものとの、前提によりての言にて、頗る巧妙に出來てゐた。

ゾーフ依然強硬

然もゾーフは決して斯る術策に乗る漢ではなかつた。彼は依然本國の命令なき間は、此の商館を明渡さずと頑張つた。而して却てカッサと、昨年同様取引せんとを促し、若しカッサが之を可かざれば、事實を有の儘に日本官憲に告訴す可しと脅迫した。ゾーフは實に辣腕者であつた。而して彼は又たしもカッサを強要して、ゾーフの長崎商館滞在延期願に連署せしめ、之に成功した。

ゾーフの逆用

然もカッサは、飽迄初志を貫かんとして、陰に通詞の或者等を買收し、ゾーフをバタヴィヤに歸らしめ、自ら之に代らんとするの謀を講じたが、ゾーフに其裏をかゝれて成らなかつた。而してゾーフも奉行よりの命令にて、明年は是非更迭せねばならず。而して其の交代者はカッサである可き心配あれば、彼は却て逆まに通詞を強要して、明年カッサを再來せしめざる可き様の、連署狀を作らしめ、之をラッフルスに送らしめた。

蘭商館遂に安全

彼は若し明年カッサが來らば、彼等がカッサより買收せられし顛末を、其時奉行に訴ふ可し、若し今更連署狀を作らざれば、直ちに之を奉行に訴ふ可しと脅

かした。此の如くしてカッサ等は、一八一四年十一月十六日（文化十一年十月五日）長崎を出帆した。而して此の間に、歐洲の平和恢復せられ、瓜哇は再び和蘭に還附せられたれば、出島の和蘭商館は、漸く英人の威迫より免れ、安全なるを得た。然も此れは主としてゾーフ其人の力であると云はねばならぬ。

第十四章 高山彦九郎 (一)

〔八七〕 尊皇主義の鼓吹

鎖國制度の危機

將軍本位の制亦危し

徳川幕府の鎖國制度は、既記の如く、〔参照 一四〕既に根本的に破壊せられんとしつゝ、あつた。北邊からは露國の來り迫るあり、印度海支那海方面からは、英國の來り迫るあり。而して太平洋方面からは、北米合衆國の來り迫るあり。而して更らにそれよりも、看過し難き一事は、日本國民が鎖國制度に安著せずして、自から其の殻を破りて外に推し出さんとする傾向であつた。その傾向の一は、知識慾であり、他の一は、物資慾であつた。前者は外國學問の研究であり、後者は所謂密貿易であつた。されば若し幕府が強ひて之を壓窄せんとせば、早晚必ず内から破裂す可き、運命の端緒が見えて來た。

此れと同時に、將軍本位制度も、彌々萬々歳と云ふ可からざる徵候を示して來

た。此れは未だ社會の表面には浮び出で、人目を聳動せしむるに至らなかつたにせよ、識者の眼中には、尊皇主義が日一日と濃厚となりつゝあるを、氣付かない譯には參らなかつた。此れが如何なる速力を以て進む可き乎、そは主として對外關係の如何による。而して此の關係が緊切を加ふる毎に、尊皇思想は、對外思想、國體思想と相照應して、愈よ社會の一大變動の原動力たらんとするは、極めて明白にして、且つ必然の數であつた。併し一般の人心は、尙ほ噴火山頭に踏舞してゐた。

尊皇思想、若しくは裏面より云へば、徳川將軍制度反抗思想は、寶曆年代―竹内式部事件―よりも、明和年代―山縣大貳事件―が濃厚となり、明和年代よりも、寛政年代―高山彦九郎運動―が更らに濃厚となつた。此れは時代の進歩と與に、尊皇抑幕の思想の進歩の爲めだ。

朱子學と皇學とは、其の根本を一にしたものではなかつた。然も朱子學は、王を尊び覇を抑ふるにあつた。春秋尊王の大義は、朱子學の最も重要なる信條

尊皇思想
漸次濃厚

朱子學の
影響

朱子學者
中の正名
論者

の一であつた。而して正統論は、朱子學派の最も審重なる研究題目であつた。されば朱子學者に、正名論者の多かつたとは、必然の數であつた。固より朱子學者中にも、幕府の御用學者たる林家、及びそれを中心としたる幾許の學者は、朱子學を其の基本となしつゝも、唯だ現狀に追従するを、其の本領と心得たるものもあつた。併し幕府の御用學者中からしてさへも、柴栗山、尾藤二洲の如き、正名學者がいで來つた。特に二洲の如きは、自から稱謂私言を著はして、名分の正す可きを、痛切に説いてゐる。

皇家の朝、天朝皇朝と稱す。大府の朝、宜しく大朝、府朝と稱すべし。と云ひ。

天子の行を幸と曰ふ、大君は宜しく臨と曰ふ可し。

と云うてゐる。即ち將軍は天子よりも一格を下りてゐるものとしてゐる。此れを幕府裝用の、兩敬の關係視したるものに比すれば、自から徑庭がある。

近世文字、東照宮を稱して神祖と曰ふ。神祖の號は、神武に嫌ひあり、烈祖

共主と爲すの不可

と稱するに如かず。
是れ亦た適當の見解だ。

世儒名分を知らざる者、皇家を謂ふて、共主と爲す者有り。皇家是れ大府の
恭しく事る所、天子の尊、萬古不易、豈に之を共主と謂ふ可けん耶。
如何にも尤の申分だ。之を徂徠、春臺等の名分没却の徒に比すれば、正しく
大なる進歩と云はねばならぬ。併し名分の思想は、必ずしも尾藤二洲に限らな
い。菱川大觀には、正名緒言の著がある。柴栗山の如きも、自から幕府の直參
となりつゝも、陪臣と稱してゐる。

國典の研究

此れと同時に國典の研究が、荷田東滿、賀茂真淵を経て、本居宣長に至り、倍々
日本々位の思想が、鼓吹せられ、従つて國體の觀念が長養せられた。而して
國體の核心が、皇室である可きは、云ふ迄もなき事にして、其の必然の數は、
是亦た尊皇主義の發揮となつて來たとは、故らに茲に縷述する迄もあるまい。
此の如く天下の大勢は、潜運黙移、尊皇主義に進んで來りつつあつた。



(載所誌獨芳山高) 像畫郎九彦山高

【八八】 尊皇思想の權化としての高山正之

寛政三奇士

寛政三奇士と稱せられたる林子平は、對外政策に關する、一個の代表者であつた。蒲生君平は、王朝の制度、及び典故の上から、勤王思想を鼓吹する學者の一人であつた。併し彼等兩人は、夢にも倒幕などの思想は持たなかつた。彼等は種々の改革意見、特に蒲生君平に於ては、復古意見を把持したが、然も決して根本的に、現状を破壊せんとする者ではなかつた。但だ高山彦九郎に至りては、果して倒幕と云ふ程迄に、凝結したる具體的の計企を有した乎、否乎は、疑問であるが、然も彼の勤王思想、尊皇思想は、頗る濃厚であつた。彼は當時に於ける、是等思想の權化とも稱し得可き第一人だ。

尊皇思想の宣教師

高山は何等新たなる經綸の徴す可きものはなく、又た何等新たなる研究の見る可きものを殘さなかつた。但だ彼は當今に於ける勤王思想、尊皇思想の權化であるのみならず、亦た其の宣教師であつた。亦た其の説法師であつた。亦た其

高山の人
と爲り

の豫言者であつた。彼微りせば、幕府末期に於ける是等思想は、起らないとは云はぬ。然も彼一人の爲めに、是等思想が、普及せられ、促進せられたる事は、千百人の學者よりも有効であつた。

高山は決して學者ではなかつた。學問上の遺物として見る可きものは、一もなかつた。高山は決して經綸家ではなかつた。其の策論の後世に恵れたるものは、一もなかつた。彼は決して實行家ではなかつた。其の事業の痕跡は一もなかつた。彼は林子平の所謂泣癡ある者に過ぎなかつた。彼は唯だ無業無職の書物を知りたる浪人者に過ぎなかつた。然も彼は單に勤王思想、尊皇思想の代表者であるのみならず、其の豫言者であつた。

別言すれば、是等の思想は、彼によりて色彩が頗る濃厚に、且つ鮮明になつた。是等の思想は、彼によりて、鳥が植物の種子を口に含んで傳播する如く、傳播せられた。彼は東西南北の人であつた。封建時代に於ての旅行は、月並的の參勤交代、即ち江戸を中心として、諸國の大名、及び家來が、其の封地に往來す

高山の思
想傳播力

高山の遊
歴

るが、重なる一であつた。然らざれば伊勢參宮、高野山詣での類、諸國の靈場廻りなど、或は神社、佛閣、名所、舊蹟の見物等であつた。然るに高山は、東北は松前より西南薩摩まで踏破した。而して彼は又た江都や、京都の名士や、貴紳とも相知り、隨所に知名の人々とも相交つた。所謂天下の善士は、悉くとは云はぬが、概ね彼が知友であつた。彼の浪游生涯を是とせざる人々も、彼に於て一點愛す可きものを見出さずには居なかつた。而して彼は是等の人々より受けたるものは多かつたが、然も彼が與へたる所も、亦決して少くなかつた。

天下の大事は、必ずしも英雄、豪傑が、其の唱首となるものではない。十字軍の如きも、隱者ピーターが、歐洲行脚の鼓吹によりて出で來つた。乃ち維新回天の事業の如きも、決して一個の高山彦九郎に負ふ所無しとは斷言出來ない。彼の事功は、一も證す可きものなきも、其の感化は無視する譯にはない。彼は思想の發見者でもなく、又たその寄與者でもない。されど彼は宣傳者であつた。而して大なる宣傳者であつた。

高山の事
功

高山の感
激性

彼は同時の凡有る名士に比して、何物をもより多く持たなかつた。否な比す可き程の物をも持たなかつた。然も彼は感激性の持主であつた。此れは彼の特色であつた。而して此の感激性が、彼をして一の大なる勤王思想、尊皇思想、而して其の結論として、―彼には無意識であつたかも知れぬが―倒幕思想を鼓吹せしめた。

高山の胸
襟

高山は斯る流儀の人に類せず、寧ろ己れと異りたる者を排斥するに寛大にして、己れと同じき者を推稱するに急であつた。彼は渾身是れ敵愾、渾心是れ排他と云ふ類の者ではなかつた。彼の胸襟は、寧ろ寛裕であつた。故に彼は到處に相容れ、且つ容れられた。彼は悪を嫉むよりも、善に服するを悦んだ。是れ彼が友を天下に得たる所以の一であつたらう。

〔八九〕 高山彦九郎の素生と成立

高山の父
祖

高山彦九郎は、桃園天皇即位の歳、延享四年上州新田郡細谷村に生れた。彼の先祖は、新田十六騎の一人にて、高山遠江守と稱した。其父良右衛門は、家富んで草澤の間に在つたが、尙ほ双刀を帯び、數ば山野に獵して、猛獸を格殺したと云へば、尋常一様の農民でなかつたとは、知る可しだ。

高山の思
想の根源

彦九郎は少にして孤、専ら其の祖母に養はれた。而して十三歳にして、太平記を読み、其志を立てたと云へば、彼が勤王思想は、決して一時的の附け焼双でなく、全く彼自身の中核より湧き出たものであるとが、思ひやられる。惟ふに彼は其の祖先が、南朝方の總帥と云ふ可き新田氏十六騎の一であつたと云ふ一家の歴史と、南朝の歴史とを湊合して、愈よ其志を起した者であらう。彼は明和元年十八歳にして、故郷を出で、京都に奔つた。當時の書翰は、能く其の真相を語りてゐる。

京都に出

奉^い一書^し候^こ拙^{せつ}者^{しや}京^{きやう}學^{がく}に罷^ま出^で候^こ此^{この}儀^ぎ申^{まを}上^し度^{たく}奉^ま存^{ぞん}候^こ得^と共^{ども}却^かて御^お留^{りゆう}可^な被^ま成^ると奉^ま存^{ぞん}候^こ竊^{ひそ}に罷^ま出^で候^こ京^{きやう}都^とに知^ち人^{じん}御^お座^ざ候^こて、此^{この}人^{ひと}の方^{かた}へ罷^ま越^こし可^ま申^まと奉^ま存^{ぞん}候^こ必^{かな}ず御^ご案^{あん}事^じ被^ま成^る間^{かん}敷^せ候^こ

對^{たい}刀^{とう}は學^{がく}者^{しや}の方^{かた}に御^お座^ざ候^こ得^と者^{しや}、一^い通^{つう}り言^{ごん}上^{じやう}仕^し、大^{だい}小^{せう}頂^{てい}戴^{たい}仕^し度^{たく}奉^ま存^{ぞん}候^こ得^と共^{ども}、此^{この}儀^ぎ申^{まを}上^し候^こ得^と者^{しや}、罷^ま出^でる事^{こと}、御^お留^{りゆう}可^な被^ま成^る下^{くだ}と存^{ぞん}じ、竊^{ひそ}に倉^{くら}中^{ちゆう}の御^お寶^{ほう}、備^び前^{ぜん}兼^か光^{かう}の刀^{かたな}、菊^{きく}一^{いっ}文^{もん}字^じの脇^{わき}差^さ取^とり出^だし、對^{たい}刀^{とう}罷^ま出^で候^こ何^{なに}卒^そ此^{この}御^お寶^{ほう}拙^{せつ}者^{しや}に御^お饒^{せん}別^{べつ}と申^{まを}召^{めい}可^な被^ま成^る下^{くだ}、拙^{せつ}者^{しや}學^{がく}文^{ぶん}三^{さん}四^し年^{ねん}も仕^{つかまつり}罷^ま歸^{かへり}可^な被^ま成^る奉^ま拜^{はい}慈^じ顔^{がん}候^こ謹^{じん}言^{ごん}

三月 今夜

祖母様

彦九郎

京都との關係

彼は學問と云へば、當然江戸に赴く可きである。上州からは、地理から云ふも、人情から云ふも、江戸に赴くが自然の順序である。然るに江戸を飛び超えて、態々京都に赴いたのは、何故であらう。只だ單に「京都に知人」あつた爲め乎。將た故らに、考ふる所ありて、京都を擇びたる乎。何は兎もあれ、彼が京都と

高山の交友

の干係は、此時から始まつた。彼は爾來東西南北の人ではあつたが、如何なる場合でも、京都を中心地とするを忘れなかつた。彼が京都に於て、誰に従學したかは、詳でない。但だ京都に在るは二年ばかり、其後は遊歴を事とし、京都では皆川淇園、井澤謙、大阪では中井竹山、頼春水、河野恕齋、葛子琴、中國に於ては備後神邊の菅茶山杯と相見た様だ。而して彼は明和四年、二十一歳にて歸郷した。

茶山の高山觀

彦九郎は、上野新田の人なり。余廿歳許の時(明和四年頃)來りて一宿す。其話中、古より王道の衰へし事を嘆きて、甚しき時は涕流をなす。歴代天子の御諱、山陵まで暗記して、一つも誤らず。亂世には武者修行と云て、天下を周遊するものあり。今治世なれば、徳義學業の人を尋ありくも、少年の稽古なりと思ひて、六十餘國を遊觀せんと志し、一冬裕衣一つを著て、露宿して試みしに、風をもひかざりしによつて、出遊をはじめしなりと云ふ。其人鼻高く、目深く、口ひろく、丈たかし。總髮なり。

此れは彼が第一回の旅遊中に於ける、菅茶山の印象を、彼の死後、茶山が其の隨筆『筆のすさび』にもしたる一節だ。如何に二十歳前後の慷慨家と詩人とが、一夜を語り明したる様が、思ひやらるゝ。然も高山彦九郎が、當時に於て、既に勤王家として、其の交遊間に識認せられたるかと判知る。

再度の遊歴

彼は故郷に在りて、何事を做せし乎。そは兎も角も、安永三年の頃には、二度の旅程に上つた。當時彼は二十八歳、血氣正に剛の偉丈夫だ。中山道から尾張、伊勢を横貫し、紀伊大和を経て、大阪に出で、山陽山陰を跋涉して京都に出で、其の翌春歸郷した。此の遊歴中、彼には自から得る所、頗る多かつたらしくある。彼は單に一個の飄遊子でなく、天下の志士として、當時の名士から、相當の敬意を以て、待遇せられたとは、當時の文書徴す可きもの少なくない。

高山正之の容貌

その嗜み

伊勢崎の醫員岸昌榮と云ふ者、曾て君(彦九郎)と甚だ親善にして、君伊勢崎に来るや必ず投宿す。

其宿する大に人と異なり。寒暑を論ぜず竟むる所必ず定規あつて、蒲團一枚、机一隻、燈一炷を備るのみ。家人深更に其室を窺へば、蒲團上に端座し、燈下の机上に對し、看書又は運筆するを見るのみ。來り投宿すること數十回、皆一様なり。(中略)

昌榮偶君の容貌を話するを聽くに、身の長高く、總髮にして眉毛太く長し。眼鏡く、鼻隆く、肩怒り、唇厚く、口大に、頬骨荒れ、顔色赭く、鬚髯美しく、音聲遠く響き、情義極めて懇切なれども、何となく怖ろしき容態あり。双刀衣服とも儉素にして、禮義究めて鄭重なれども、自ら昂然として凡人とは見えざりしと。(高山芳園志)

【九〇】第二回の上京

其の行程 彼が第二回の遊學、若しくは旅行に於ける消息は、柴栗山の送序が、能く之を語りてゐる。

高山生仲、細、獨身劍に仗り、一錢をも齎さず、其郷毛の野を出て、秩父の高

見る所の

重なる日

峰に登り、中山道より尾勢を横貫し、紀の所謂熊野、將軍、法師、玉置諸山を陟降し、子守村に入りて、太古の遺俗を訪ひ、攝より播に出で、山陽、山陰、直ちに西北雲伯を窮む。其の履む所二千有餘里、三十有餘國。深山廣澤、無人の境に出入し、樹根巖足に露宿し、視て猶は康莊を行き、而して夏屋に蔭するがごとし。其の見る所の人は、則忠臣孝子、仁人義勇の士より、名卿大夫、賢守牧、才子文人、博物智謀、及び夫の僧道、醫卜、百工衆伎の流と與に、其術を以て、世に名ある者、汚りて而して博奕、屠販、遊俠、角力、細にして而して婦人、孺子、僕隸、苟も人に殊なり、而して世に畸なる者、遠しと雖も必ず索め、一たび其面を見ざれば已まず。或は其れと與に歡ぶ累日、涕を垂れ泣いて別ると云ふ。嗚呼生も亦た奇なり矣。

此れにて彼の行程と、其の旅行中の模様が判知る。彼は上州から秩父を越え、中山道から尾張、伊勢に出で、紀州の熊野の諸山を踏み破りて、攝津から播州に、それから山陽、山陰を經、出雲伯耆まで至つたのだ。而して其の行は地理

高山の奇

意氣豪宕

を察し、風景を賞し、舊蹟名所を探ると云ふばかりでなく。寧ろ重きは、其の凡有る人物に接觸するに在つた。

生劍を善くして、而して學を好む。身長八尺、高髻梁に挿み、面は紅玉の如し。歳の二月、飄然京に入り、余を古愚軒に顧み、入りて相揖して請うて曰く、吾喜んで天下の奇人偉士の面を観る、猶は草木の英華を觀て、我目を悦ばしむるがごとし。吾が適く所の邦、往々子の名字を道ふ。意ふに或は子の奇なる、目は之れ堅にして、鼻は之れ横なり矣。是を以て來り觀る也と。余起て之を延く、其衣弊垢綿を見る。劍の鮫室漆已に剝け粒脱す。酒酣にして座上を睥睨す。天下の形勢、人物風俗を説く、聲は金石を發し、氣鬱勃として人を蓋ふ。余因りて大に奇士異境を得たり。

此れには幾分の誇張があるにせよ、宛も當時の彦九郎其人を活描してゐる。而して歳の二月が、安永四年なるは、皆川淇園の送序に、安永四年乙未春二月とあるにて、分明だ。當時二十九歳、其の意氣豪宕、眼中人無きの狀、想ひ見る

閑谷儀に
寫書

可^レしだ。尙^レほ菅茶山の隨筆中、

此人備前の閑谷の學校に宿して、其學制規則などを尋しかば、教授の人、本一冊を出して示し、其翌早くかの寢たる所にゆきて見れば、彦九郎はなほ燈に對して其本を寫し、既に半頁ばかり残りたるを、やがて寫し終りぬ。凡五十葉許の寫し本なりしよし。

節季の夜
旅出

それより播磨に赴き、姫路の北郊に相識の人ありて、一宿す。翌日晚際にいとまを乞て出んとするを、主人とどめて、時は節季なり、日はくれか、れば、明朝た、れよといへども、但馬にゆきて、年内に京に出で、内侍所の御神樂を聞に、日數限あればとて、強ひて出でしが。扱其翌春、かの姫路の北郊の百姓、小罪ありて獄に入り、其赦され歸りて、獄中の事ども語る中に、山賊と同一獄に在て、いろくの話に。そこら多年をなして深山に夜を明して、おそろしき獸などにあへしや、又天狗などいふ者を見しやと問しに、賊のいへるは、十餘年山に棲て、一度も恐ろしき者を見ず。只一度有し。去年何某月

山賊を嚇
す

何某夜、何某の山中にた、ずみ、人を待しに、大なる男一人出来るを見て、吾等四人立ふさがりて、酒錢を乞しに、其人高音にて、慮外者めと叱りて、傍に人なきが如し。のかくとして過行しかば、四人は各々尻餅つきて暫く物もいはざりし。其の聲の大げさ、山に響きてすさまじく、や、あつて、其人を見れば、半町許も行過て、跡を見かへりし眼光りて、おそろしき事限りなかりし。是こそ天狗など云ふものにてもありつらめといひし、其賊の顔も恐ろしげなりしと。此事を彼主人聞て、月日を數へ、其時刻と其地とを考ふるに、其人は必ず彦九郎ならん。かの山中を、節季の夜半に、一人過ぐる人、外にはよもあらじと、舌を巻しよし。

此れは事實でありとするも、事實でなしとするも、茶山が之を彼に當て嵌めたのを見れば、彼としては有り得可き事であらう。

【九一】 第三回の上京

春水の勸告

彦九郎は安永四年、二十九歳の時、京都から歸郷した。當時頼春水は、彼に左の詩を與へてゐる。

自ニ從相見二十餘年。心事論來未ニ豁然。爲嘸歸田力耕讀。英雄心事在ニ陳編。

と。此れは彼が彦九郎に、歸田耕讀を勧めたのであらう。又た、

萍蹤離合意何疎。把臂論心感有餘。君道新田歸隱去。春烟深處帶經鋤。とあるは、彦九郎が、春水の忠告を容れ、歸郷に決したから送つたものとも推察せらるゝ。而して同時に、中井竹山も其韵に次して、

竹山栗山亦た勸告

卒然相見不相疎。驚爾萍蹤萬里餘。欲問飄飄歸去意。由來賢達在ニ耕鋤。と。惟ふに栗山の如きも、然りと雖も生の悦ぶ所は華也、其の遇ふ所の者は奇也。抑も華は實の貴ぶ可

先輩皆併讀を勸む

江戸より上州一揆に願付く

きに如かず、而して奇は常の射無きに如かざる也。余將さに其の實に、而して常なる者を薦めんとす。と云うてゐれば、彼は京都、大阪の諸先輩からも、其の天下の浪遊子として、四方に奔走するよりも、故郷に歸りて、著實に耕讀を事とせよと、忠告せられ、歸郷したものであらう。左なくば、彼自身が斯く思ひ付きたる際に、宛も同様の意見が、其の交遊先輩の間から、出で來つたものであらう。

爾來彼に就ては、杳として消息なかつたが、天明元年彼が三十五歳の時は、江戸に在つた。偶々上州に一揆起ると聞きて、驅け付けた。其の模様は、茶山の隨筆に、能く語りてゐる。

彦九郎江戸に在し時、新田のあたりに百姓一揆起りしと聞て、取るものも取あへず、急ぎ歸る頃は、未すぎ申の時前なりしが、相識人のもとに立よりて、其人の妾にしかく、と語りて出づ。其夫の歸るを待かねて、其由をいふに、其夫驚きて、夫は聞捨にならず。彦九郎は正直にて氣早き漢なれば、事に

よりて命を捨んも計りがたし。吾は是より追付て、事をはからん。汝は誰彼にも告しらせよと云つ、出ゆけり。夫より人々にひつきて、追々にしたひゆくほどに、凡同志の輩三十人計、夜道を厭はず路程二十里餘り。彦九郎は翌早く馳つけ、外も追々午時ばかりに追付集りしが、一揆は既に治りしかば、晩に打連て江戸へかへりし由。頼萬四郎（香坪）其頃江戸に在て、委しく其事を知りて、此輩亂世にあらば、一方をふり向けて、大功を立べしと、時々かたれりと嘆稱す。

三度京都に出づ

斯くて彼は、其の翌天明二年三十六歳にて、三たび京都に出でた。此れは彼としては、頗る感ずる所ありての上、京であつたと思はる。

一權人利を專にす、中外愁怨、而して敢て言はず。正之同志と與に涕を攪へて曰く、噫公上百も知らざる也。今や故紙を接して幟と爲し、山廟門外に樹て號召せば、千許人を得可し。豎子を誅するに於て何か有らむ。聞く者耳を掩ふ。

慷慨自ら裁す

此れは山陽が、彦九郎傳中の一節だ。一權人と云ひ、豎子と云ふは、固より田沼意次のことであらう。當時彼は果して直接行動に出でて、其の目的を達せんとした乎、否乎は、未だ詳にしないが、然も其の時事を慷慨して、自から裁する能はざりし情態は、之を察するに餘りありだ。此の如くして彼は上京し、此の如くして彼は京紳の間に奔走し、此の如くして彼は尊皇の本志を遂げんと、心掛けたのであらう。曾て歸田、耕讀を勧めたる頼春水も、此に至りては更らに左の一律を贈りてゐる。

春水の激勵

會識帶經耕且鋤。新田逃跡惜三三餘。秋霜春雨時攀樹。月下花陰或付與。幾處雲巖尋傑士。連年華洛拜皇居。相逢杯酒宜論志。大丈夫何必讀書。

と。流石の春水も、彦九郎の志の奪ふ可からざるを知り、且つ當時の彦九郎が、昔日の彼でなかつたとを識認し、此の如く「大丈夫何必讀書」とは云うたのであらう。

〔九二〕 高山彦九郎と皇居參拜

有意義の上京

彦九郎の第三回目の上京は、彼に取りては、尤も意義多き上京であつた。彼は單に一個の飄遊子でなく、已に立派なる志士として、當時の學者、貴紳の間、に待遇せられた。而して彼も亦た天朝の興學事業などに付き、貢獻す可く周旋、努力した。

三條橋上の拜跪

賴山陽の作りたる彼の傳には、
少くして平安に入り、三條橋の東に至る。皇居何れの方なりやと問ふ。人指して之を示す。即ち地に坐し拜跪して曰く、草莽の臣正之と。行路聚まり觀て怪み笑ふ。顧みざる也。
とある。而して春水の詩中には、
「連年華洛拜皇居」の句がある。而して彼が當時自から記したる京日記の斷片に曰く、

禁門前の敬拜

禁門を拜し奉らむとて、先づ仙洞御所の御門前を経る時に、地上に稽首し奉る。日の御門より向ふて拜し奉り、南門より公家御門をば經るまゝ稽首し奉る。恐れて恐れて敬み拜し奉りて、帝位の尊きを仰ぎ奉りて歸へり、袴になりて他出す。(高山仲經遺稿)
とある。されば彼が最初に上京したる際には、三條橋上より跪きて、遙かに皇居を拜したとも、事實有り得可き事であらう。
尙ほ彼の日記の斷片中には、

御節會大禮を觀る

晩に身を清めて、江口氏が來るを待つ。今朝大島氏へは、蜜柑を以て、年玉とせり、盃禮ありける。(大島とは大島逸記即ち高芙蓉のこと)暮に及びて江口圖書來る。予も熨斗目麻上下にて、江口氏と同じく下立賣御門に入り、院參町東坊城勘解由長官殿へ入り、布衣きて、禁裏唐門より入る。杉山氏なるもの案内す。高辻家の家士のむれ居る所にて、大禮の初まるを待つ。
斯て坊城殿に、庭上に謁しける。兼てより知りぬとて、親しく紫宸殿前庭上

を引廻られて、御節會大禮の式を示めされける。

月華門の邊りにて、平田若狭守なるものに、御節會拜見あるやうに頼みありて、昇殿せらる。内辨は鷹司左府殿、上卿は大炊御門、廣橋、滋野井、廣幡殿とぞ見へし。

残る所なく拜見

仰げば天象明かに、星の位正しく、是れぞ皇統綿々、寶祚長久のしるしと、嬉しくて手の舞足の踏む事を知らずぞありける。思はず進み寄りて居りけるに、後ろに多く若公卿の立並びて、ささやく聲したりければ、江口先づはとて予が袖を引て出づ。何ぞと問へば、烏帽子の紐の取れたる時、若公家ばら笏をもちて、公の後をさして笑ひ細語きたれば、若しなぶらるゝ事もありなむと思ひしまゝ、出でぬと答へける。陣の座より拜、舞踏、立ち樂迄、残る所なく拜見して出でけるに、高辻殿も早やさがられたれば、江口氏と共に、公家御門を出て、坊城菅家の門に入りて起せ共、睡りて起きず。障子をあけて入り、烏帽子のまゝ、しばらくまどろむと思へば、夜明けたり。布衣

祖母への書簡

烏帽子はぬぎて、杉山氏に辭謝して出づ。「同上」
彼が其の祖母に與へたる書翰の一節に曰く、

私事、忝なくも御節會にて、きんちうへ入る事、元日より初め、九度に御座候。難有餘る事に候はずや。其上サカイマチ東坊城從三位殿と申御公家衆、いざない玉ふて、人の拜見ならぬ所まで拜見仕候。箇様なる事故、何事も願として叶はずと申事も之なく、悦ばしき事のみ多く御座候。祖母公にも御よろこび下さるべく候。

とある。此れは前掲、御節會拜見の條と對照すれば、自から分明である。尙ほ又た日記断片に、

豆節御大頂戴

三日乙未節分。橋本貞元、葛子琴と、芙蓉の室人幼兒等と打連れて、境町御門に入りて、禁裏日の御門に及ぶ。法體は入る事を許さずとありて、子琴のみ入る事能はず。大坂より態と上りて、禁庭に入り吉き年を得ばやと思に付き、予走せ寄りて法體にはあらず醫士なり、入る事を許し玉へといへば、

番士醫師なりとも、削髮は僧に准んず。元より七草迄は入る事は、堅く禁せりと答ふ。左らばとて子琴は僕を引て入り、内侍所にて、節分御大豆を頂戴し奉りて、庭上に拜し奉りて、清凉殿の前を過ぐ。官女遠く見へてゆふびなり。(同上)

以上の断片を見ても、如何に彼が屢ば禁庭に出入して、近く皇居を拜したるかを、知り得可きであらう。

【九三】 京都に於ける興學の運動

竹山の参

當時京都に於ては、學校建設の企畫があり、彦九郎亦た其間に在りて、斡旋した。抑も此の學校に就ては、大阪の中井竹山が、其議に參與したものと見え、彼は草茅危言に於て、左の如く語りてゐる。

建學私議

往年高辻黄門公、京師に學校の廢絶したるを深く歎せられ、古代の規を奉し、菅家の學を設けられ度、既に院の御所へ内奏を経させられ、時の關白九條殿下にも御開濟あり。經費加賀南部へ託せらる可くも、早東旨を伺せらるゝのみに成たり。是容易ならざる事なれども、萬一官許を得て、建學に及たらば、其規模制度は如何す可とて、是又内々勘考在せられ、愚拙は兼て懇遇を得る故、或時召れ諮詢ありし儘、愚意を一通演説し、尙又退て書一筒子を具へ、是を詳にし、建學私議と名け、又鄙見を以て、新に圖式を裁し、併せて是を献せしに甚悦せられ、内々殿下にも呈せられ、其後に天覽をも歴たり等、仄かに承りたる、恐多き御事なりし。されども其比關東政府は、文事に潦落たる御事なりしかば、菅公(高辻胤長)より仰立らるゝ端緒もなく、夫なりに成しは、歎ず可の甚敷也。

建學雜聞

と云うてゐる。尙ほ竹山の『上中納言菅公一建學私議』を讀めば、關東の御恩許、田祿御支給等の御儀、別して容易ならざる御儀、恐れながら

存じ奉り候へば、何卒この筋合、一日もはやく品能仰立させられ候やうに、希ひ奉り候。

彦九郎の
斡旋

とある。此の一儀が、建學の一大難關であつたと判知る。而して彦九郎の斡旋は、實に此の學校設立の件であつた。彼が祖母に與へたる書翰の一節に曰く、私事もいそぎ歸國仕度奉存候へども、願ひの筋もこれあり。且つ京都に於て、學校企てもこれあり。それらの談事にも加はり居り申候事に御座候へば、急には歸りがたく候。それとも祖母公御用もあらば、只今にも歸るべく候。追々伏原二位御願に付き、大坂邊に下り申候。これも他の事にこれなく、學問の事に御座候。二位殿と申すは、當今様の御しはんに御座候。又菅家高辻の公卿にて學校企てられ、京都に於てたてられ候。談事にも、懸り居り候へば、ふやう(高芙蓉)始め大坂ちくざん(竹山)など、とうりうの事、よろこび候事に御座候。併し此事は、世間廣く仰せられ下され候事は、御無用に御座候。

高辻家へ
入門せんとす

此にて其の消息の一斑が察せらるる。尙ほ彼が日記の断片に曰く、

四日丙申立春。正月節辰の五刻に入る。曇る。麻上下にて略拜。芙蓉翁、昨日も江口氏來て、菅家東坊城殿へ入門あらしむる事を欲す、早く入りて可也、決せりや如何にとありける。予時に答へけるは、同じくは高辻家へ入りむ事を欲す。學校の事も、此卿の思ひ立ちあるによりて□る。又た門人菅家の數家にわけゝに引付る事よからむ、今高辻に門人なしと聞けり。高辻加侯へ近く、加侯の族子、予が地頭家へ養子として嗣ぐ。且つ予が氏と、高の一字を同じふす。同じくは高辻へ入門せむ事を欲するとて笑へり。翁然らば高辻へ門入(入門?)せしむ可し、左云はるれば、予も高辻には、竹山兄弟親たしく出入するのみにて、門弟にはあらず。桑原、清岡の兩家は、未だ何れの人もあらずして(以下断落)

幹旋徒勞

しめむ事よろし。(京日記)
此にて如何に彼が、學校設立に奔走したるか、思ひやらるゝ。
然も當時江戸には、田沼全盛の時代にて、固より京都の興學などを、幕府にて賛助す可くもなかつた。そは前掲竹山の所説を見ても、分明である。されば彦九郎の奔走も、詮ずる所、徒勞に歸した。

【九四】興學の目的如何

高山交友
廣汎

高山彦九郎と中井竹山とは、均しく京都に學校を興す事に參畫したが、然も其の目的は決して同一ではなかつた。彦九郎は交友を擇ぶに於て、決して偏狹でなかつた。彼は本來感激性の漢にて、苟も他の一善一長あれば、それに傾倒するを禁ずる能はざるものであつた。されば其の交遊は、必ずしも、純粹の勤

竹山の學
流

王家のみではなかつた。乃ち中井竹山の如きが、其の一人であつた。
竹山は朱子學者であつたが、必ずしも、林家の御用學問ではなかつた。然も亦た山崎派でもなかつた。彼には自から彼一家の立場があつた。而して彼は極力徠學派を排斥するを、是れ勗めたが、然もそれよりも彼が排斥したのは、山崎學派であつた。されば彼は建學私議に於て、實に左の如く張膽明目して、之を攻撃してゐる。

徠山崎
派の攻撃

我國近世に至り、大に人心を壞り、士風を害するは、狄生、太宰を魁とす。是等の學徒は、一日も教導の任にさし置くべからず。總じて儒生の身分に、さして申分もなく、善き人物も見ゆるも、師資傳來の學弊にて、大に害を生じ候へば、人物の外に、又學術を撰み申すと肝要に御座候。まして今度御設は、縉紳尊貴の御爲、第一に御座候へば、最も忌み避け給ふべきは、山崎の一派に御座候。

山崎派忌
嫌理由

彼は此の如く先づ徠、春臺を、一棒にて叩き付け、其の銳鋒は、山崎派に轉

じてゐる。而して彼の目指す相手は、此に於て徂徠、春臺でなく、却て山崎一派であることが判知る。彼は何故に斯く山崎一派を忌嫌したる乎。

山崎は篤く程朱を信じ、浮文を削り、實行を主とすれば、斯學の功あり。教導に宜しかるべき事に候へ共、苦々しきことは、一種の僻見これあり。あながちに拘泥して、諸事いかめしくのみ成行、風なきに波を起すことになり、忿戾の矜に陥り候。往歲竹内某、關白の御咎を受けたるも、其人さして不正の人物とも聞え不申候へ共、彼學術の餘弊にて、靖獻遺言を主張し、臂を攘うて横議する程の成行さ、目前の大害を引出し候。總じて學者一身上の大害となり候は、狻生に若くはなく候得共、縉紳尊貴の御身に限りては、山崎の害遙かに甚しく候故、遮て申上置候。後々末々まで、是を學校の大禁と遊ばされ度候。

竹山とし尤の申分

此れは竹山としては、尤の申分だ。彼が幕府本位の見地からすれば、徂徠學よりも山崎學が危険だ。而して公家には徂徠學よりも、山崎學の方が、入り易

彦九郎本志とは別

く、化し旨く、感じ易く、動かし易くある。現に近き例證は、竹内式部の寶曆事件に於て見たる彼としては、山崎學を、學校より末の末迄、禁絶せんとしたるは、寧ろ當然過ぎる程の事と云はねばならぬ。然も此れは高山彦九郎の本志とは、全く別物だ。彼の建學の目的は、只だ書物を読む學者を製造するでなく、又た猫の如き溫柔なる公卿を作るでなく。所謂尊皇の大義を辨へたる人物を、養成するに在つた。彼は決して學派などに拘泥するものではなかつた。されど彼の目的は、決して文藝の興隆でなく、朝廷の御用に立つ人物の養成であつた。

竹山心配亦當然

されば均しく學校設立ではあつたが、其の目的は、竹山のそれとは、全く背馳してゐる。竹山は學校設立は、結構であるが、此れが寶曆事件の如き運動の苗圃となりては、危険千萬であると考へて、豫じめ其の防備をしたのが、即ち前掲の建議である。凡そ學校は、何れの時、何れの代にも、動もすれば、危険思想の養殖所となる虞れがあれば、竹山が斯く心配したのも、彼の立場としては、

功遂に不成

決して不思議はなし。
されど此れでは、高山彦九郎其人の志に副ふ可きものではない。或は當時高山輩が、尊皇斥霸の目的もて、學校建設に奔走したから、竹山が之を豫防の爲めに、一本の釘を打つてゐたのではあるまい乎。何れにしても此の事件は、遂ひに計企のみにて、實行迄には運ばなかつた。然も當時に於ては、實行せられたとて、とても思はしく運ぶ譯には參るまい。

【九五】江戸に於ける彦九郎

祖母の喪に服す

高山彦九郎の京都に於ける興學の運動は、遂ひに成功せずして止んだ。彼は天明四年に歸郷した。而して其の六年には、彼が祖母の八十八壽を祝し、四方の交遊に其の祝詞を徴した。越えて其の翌年には、祖母は逝いた。斯くて彼と其

江戸より徴さる

賞も罰も無し

の叔父劍持長藏とは、其の墓畔に廬を作りて、三年の喪に服した。寛政元年閏六月十二日、彼は江戸より徴されて、墓側を出でた。此れは彼が至孝の報が幕府に達し、其の賞を受く可き爲めであつたと思はる。世の中は田沼の混濁より、白川の清純に復した。當時の執政は實に松平定信だ。彼の叔父長藏の歌に曰く、

公けの召にて、今日、正之喪屋を出て、江戸へ行きける其夜よめる。

治まれる代にすむ甲斐も有明の、月は隈なき光なりけり。

と。然も彼は單に至孝を賞せられんが爲めのみではなかつた。亦た彼は實に當時の注意人物であつた爲めであらう。然も彼は賞賜をも受けず、さりとして懲罰をも受けず、本の儘にて放置せられた。杉山忠亮の記したる彼の傳には、叔父長藏と與に家側に慮する三年、郷邦之を稱す。事江戸に聞ゆ、有司之を旌はさんと欲す。會ま正之を中てんと欲する者有り、兄に友ならざるを誣告す。

正之を中てる者とす

兄と不和

とある。此れは恐らくは事實であらう。彼は實に其兄專藏とは不和であつた。而して此の不和が、彼の生涯に少からざる干係を持つてゐる。尙ほ菅茶山の所記によれば、

數月間押籠め

扱其地に偉人あるは、村吏杯の惡むこといづかたも同じ事なるや、彦九郎が郷里は、ある御旗本の領地なり。其名主年寄などの者、いかに言はれしや、ある時領主の邸へ呼寄て、彦九郎は百姓にて、平生長き大小を横たへ、家業を勤めず、書物のみ讀は不審の者として、門側の一室に押し籠めて、數月の間置るに、懇意の朋友酒肴を携へ、問來るもの虛日なし。

有司邸に講釋

或日大府の一有司の邸に召れて、其方何故に諸國を遊行し、名ある人を尋めくや、子細あるべし。一々申上よと命せられければ、彦九郎亂世には武者修行といふとの候由承候。今太平の御代に候へば、諸國に名ある人を搜し求めて、よき事を聞んずるにて候。其よき事と申も、忠孝の事より外にては候はずと申ければ、さらば此書を講釋せよと、論語を一巻出されける

苗字帶刀許可

に、彦九郎ちつとも臆せず、辯舌あざやかに、講説し終りけるによつて、またもとの領主の邸にぞ下されける。かくて數日ありて、又かの有司の邸に召れて講釋させられて、次の間に人ありて、其説を書きとめらる。其後又數日ありて召出されて命せられけるは、其方事苗字を名のり、大小を帶し、諸國遊歴すると苦しからざる旨命せられける。(筆のすさび)

交友の失望

とある。是れが恐らくは事實であらう。尙ほ彼の交遊樺島公禮の送序にも、左の如くある。

今歲(寛政元年)官君を江戸に徴す、蓋し其の升聞に由る也。是に於て士の苟も君と與に氣類を同ふする者、皆な眉を揚げ掌を抵て、啗々賀を爲さざるは莫かりき。既にして而して君の歸るを視る、落莫たる空囊失ふ有る者の如し。是に於て士の苟も君と與に氣類を同ふする者、又た皆な目を張り膽を怒らし、憤々として爲めに弔せざる莫し。夫れ高君卓犖、一世を肩とせざる者也。斯の徴や、過固より君に益損無く、不遇豈に君を輕轄するに足らん哉。

然らば則ち遇と不遇と、君に於て何をか賀し、何をか弔せむ。

と。併し正之たるもの、人間であるからには、人間並に失望もし、不平もあつ

江戸滞在
中の交友

たらう。當時彼は江戸に滞在し、頻りに諸有志と交際してゐた。彼の江戸日記

定信新政
謡歌

中には、屢ば頼千秋(春水)など、往來したとが記してある。

彼は決して松平定信に親信せらる可き者ではなかつた。然も彼は松平定信の新

政に謡歌せざるを得なかつた。彼の江戸日記寛政元年十一月十五日の項に曰く、

赤坂旅館越前屋に入りて單物を下著にして、出で、頼千秋方へ寄居す。夜に

入て林家に入りて、根本生と語る。當十一日林大學頭、柴野彦助、岡田清助

三人を白川侯(松平定信)の召され、何ぞ御爲に成る事は、申上へし、儒者は祝

の詩作りて奉る斗りが、奉公にはあらず。口を閉ぢて居りては濟まぬ事、

此方に限らず、何れ老中共へ遠慮なく何成共申出すべし、此事老中へ知らせ

置きぬ。とありけるより、三人共に得と工夫仕り申上ぐ可しと應へしとぞ。

とある。

彦九郎祖母の喪に服す

上州新田郡の邊に高山彦九郎といふものあり。いとけなき時父母にはなれ、祖母のやしなひにて成長しけるが、もとより學問を好みて、祖母によくつかへしに、祖母やみて死せり。その時三年の喪を行はんとて、墓所にわらやを造り、其中に入りて暑寒風雨をもいとはず、籠り居たりしを、ある人間ひけるは、祖母の喪にかくのごときは禮にあらざるべしといふ。彦九郎いはく、われ幼き時に、父母にはなれてより、祖母の養育にて人となりたれば、父母の恩は祖母にあり、しかるゆゑにかくはし侍るといへり。彦九郎に一人の男子あり。六歳になりけるが、喪中に父のかたばらにありて、もやにゐて雨のはら／＼落ちくるは哀ぞまざる涙なりけり
藤衣ころもさむしと風吹けば木のぼちり行く音ぞかなしき
いまだものかく事をしらざれば、姉にぞかゝせけると、かの國の人の物がたりなりき。(假名世説)

第十五章 高山彦九郎 (二)

〔九六〕 彦九郎の東北遊

兄と不和の影響

彼と其兄専藏との不和は、彼の生涯に少からざる影響を持つてゐる。特に彼の後半期に於ける、而して恐らくは最後に於ける運命に、尋常ならざる干係を持つてゐる。茲に之を詳悉する必要はない。但だ其の要領を語るであらう。

一家の爲め厄介物

彦九郎には二妾、三女、一男があつた。而して彼は其の祖母の手に鞠養せられたが、亦た祖母に孝にして、祖母も亦た彼を愛してゐた。然も彼は何等家事に手傳ふではなく、只だ双刀を横へ、天下に周遊するのみ。一家の爲めに、何の用も做さず、何の利益をも寄與せず。云はゞ二妾、三女、一男の六人家内を率ゐたる、一大厄介物であつたと云ふより他はあるまい。

兄の不平

されば彼の兄の眼中には、困つた弟と見たのであらう。然も凡有る名譽は其

彦九郎結神上の重荷

兄の横逆

弟に歸し、凡有る勞作は其兄に歸す。斯る分業法には、其兄は不服であつたに相違あるまい。然も祖母在世の時には、祖母の保護によりて、稍緩和せられたるも、其の没後は、兄の態度が露骨となり、無遠慮となり、激烈となつて来たのは、必ずしも不思議ではあるまい。

彼が江戸日記を見れば、單に其兄専藏が彦九郎の家族に對し、又た彦九郎に對して、無情、残忍、亂暴、狼藉と云ふばかりでなく、彦九郎も亦た其兄の事が、一種の魔魘となりて、恒に彼の精神上の重荷となつてゐたことが判知る。

彼の郷里では、「追放になりつる沙汰」がある。彼の兄は「長藏(父の弟)彦九郎を殺すと」と叫んでゐる。而して彼の兄の宅には、「江戸地頭所より、度々仲間など來りて居る」と云ふ。此れは勿論彼の身邊に對する偵察であらう。彼は到底一步でも、郷里には足を踏み入るさへ能はざる情態であつた。

十五日(寛政元年十一月)丁酉快晴。今朝夢に家兄横逆を仕掛けたるに、無言にして居るに、益々身を危ふするに至るける故、止む事を得ずして、祖母君に申

北遊思立

す。祖姑も傍に居たりと見て、夢覺めたり。起て拜す。
とある。此れは只だ夢中の一例に過ぎない。
彼は江戸にては志を得ず、さりとて郷黨には容れられず、此に於てか、北遊を
思ひ立つたのであらう。彼は寛政二年に、先づ水戸に遊んだ。彼は實に水戸の
地理學者長久保赤水や、史館總裁の立原翠軒や、翠軒の門人藤田幽谷やと、相
知であつた。

水戸人士
との交遊

寛政元年十月六日の項に曰く、

水戸侯邸に入り、立原萬(翠軒)に扇子二本を寄せて餞別とす。赤水翁の所に
宿して語る。……藤田一正一夜に長文を案ず。……深更に及んで寢ぬ。

藤田一正
との交際

とある。彼が水戸人士との交遊、以て知る可し。而して彼が藤田一正(關谷)との
交際は、眞に忘年の交りとも云ふ可きものであつた。彼は寛政二年六月を以て、
水戸に入った。當時彼の交遊の中には、實に木村謙が居た。謙は他日近藤重藏と
與に、擇捉島に渡り、「天長地久大日本國」の木標を建てたるもの。彼の送詩の

中には、

高山子。高山子。東山壯士氣翩翩。七尺軀兮三尺劍。一箇行李在二半肩。

長久保赤
水の送別

の句がある。尙ほ長久保赤水の所記によれば、
庚戌(寛政二年)六月、上州新田の處士、高山彦九郎、赤水の舍に來り、告げて
曰く、我未だ南部、津輕、松前に渡らず、生涯の恨事なり。是より直に發足
せんとす、因て告別すと云ふ。赤水曰く、壯哉此行や、即ち酒を勸めて之
を餞す。赤水珍藏する所の鎮宅靈神の鈴あり。年號建武、楠正成鑄て奉
る所の物なり。我幸に之を得たり。其鈴を坐として、上に玄武神あり、即ち
龜と蛇となり。彦九郎に拜せしめて、北方に遠遊する餞別、祖道の守護にも
成るべしとて、是を祭して酒を供す。彦九郎感嘆して、禮服を改め、手洗し、
頓首百拜して流涕して曰く、吾北方に向ふ。懸命の旅なり。北方玄武の神
像を拜して、其餞別を承ることは、天祐の眞瑞、これに過ぎずと。雀躍して
出づ。

松前を經て京都に向ふ

とある。斯くて彼は濱海道を經て仙臺に出で、石巻に至り、後醍醐天皇の塔婆を拜し、南部より津輕に入り、松前に渡つたが、彼の葵心は、京都に向ふを禁ずる能はず。松前から商船に便乗して、越前敦賀に赴き、近江路を經て、四たび京都に入つたのは、寛政二年初冬の頃であつた。尙ほ蒲生君平は、彼を見る可く追跡して石巻に至つたが、及ばずして還つたと云ふ。寛政二年は、彦九郎實に四十四歳であつた。

彦九郎長久保赤水に與ふる書

一筆啓上致候。度々上り御世話様に相成り、誠に有がたく存候。段々承れば、此度萬國輿地圖御編製のよし、何よりの御企に御座候。願くは御國の分丈け、別に御拵ひ被成下候様、偏に奉願上候。出来上り候へば、一枚御貰ひ受け申度存意に御座候。是れは遊歴致候に、必用のものに御座候故、斯くは申上げ候。御國は尊き國なれども小國の事ゆゑ、若し他日に夷狄の侮りを受くる事もあらんかと、常々心配致居候。其時に社、繪圖面は要用のものに御座候。何れ兩三日の中に上り申候。宜しく御賢慮之程奉願上候。以上。

五月十日

高山彦九郎

長子玉詞兄

〔上野人物志より〕

〔九七〕 四回目の京遊

天下の上
に不平無し

彦九郎の四回目の上京は、彼に取りては、尤も満足の時節であつた。松平定信の新政は、天下の謳歌する所となり、而して皇居は正さに新たに竣成した。縦令彼の一身には、郷里に於て、不愉快の事多く、江戸に於て、志を得ざりしも、天下の上から見れば、決して彼を不平ならしむ可き理由は無かつた。彼と定信とは、個人的に相親しむの機會無く、又た其の機會ありたりとするも、相親しむ可き宿縁無かつたとするも、彼の重なる先輩、友人等は、何れも定信に引き立られ、若しくは其の新政の贊翼者であつた。彼の曩きに京都に在るや、

内裏炎上の歌

比叡山に登り、皇居を見て、歌うて曰く、
比叡の山登りて見れば憐れなり、手のひら程の大宮所。
と。然るに此の皇居は、天明八年に焼け失せた。彼が師事せる小澤蘆庵の歌に曰く、

定信の内裏造營

来て見れば焼野の原となりけり、これや昨日の百敷の庭。
と。其の荒涼想ふ可し。然も松平定信は、新政の第一著として、之を營造し、然もそれが前皇居に比して、更らに之を擴張して、昔時の規模に復したる點も尠くなかつた。其の顛末は、既記の通りだ。(參照 松平定信時代、三三—三六) 感激

老九郎感

別段に申上候事は、禁裏御所御炎上、前日には少し廣々と被相成候。且古禮に復し被遊候。御門杯も御出來候之由、承申候。是には御内様御事に御座候得者、來春御節會の時ならでは、拜見仕候儀も不相成候。何卒來春拜見仕度、心懸罷在候。

禁裏御所御新宮の遷幸被遊候は、十一月二十二日に御座候。
女院御所御遷幸は、十二月四日に御座候。
女院様御遷幸のみ、下拙奉拜候。扱々恐入候事ども、筆紙に申述候儀、奉恐入候故、遷幸の日のみ記し申進候。
十二月七日(寛政二年)

正之謹書

鈴木武助様

綠毛龜を得

鈴木は野州黒羽の士にして、彦九郎の友人だ。
翌寛政三年の春、彼は偶然にも綠毛龜を得た。其の顛末は、鹿兒島造士館教授山本正誼の文が、能く之を盡してゐる。

寛政辛亥(三年)の春、淡海州(近江)高島郡の漁工網を擧げて、綠毛龜を琵琶湖に獲たる者あり。漁工以爲らく、以て兒童の玩に資す可しと、之を外姻志水某甲に贈る。是に於て都鄙傳聞し、觀る者堵の如し。某甲以爲らく、奇貨居く

文治の兆

可しと。會ま上毛の人高山子至る、衆と與に俱に之を觀る。還りて儒生若林子寅を過ぐ、適々案頭に淵鑑類函若干套を繕くを見る。偶々一卷を執りて、而して披いて之を覽る、乃ち鱗介部也。因て而して之を讀む、古今傳記毛龜の事を載する、一にして足らず。其中言へる有り曰く、龜に毛有る者、文治の兆なりと。因りて子寅に謂て曰く、是に由りて之を觀れば、則此物の今日に出づる者は、偶然に非らざる也。乃某甲をして、謹んで之を畜はしめ、而して之を某氏某卿に告げ、因縁轉致、遂に觀覽を歴、乃ち之を靈沼に畜はしむと云ふ。

綠毛龜圖の配布

而して志水某甲とは、志水南涯の事にして、彼は之を圖し、抱瘡の呪符として、世間に配布してゐる。而して其の圖の上には、「龜有毛者、文治之兆」の八字を大書してゐる。又た長久保赤水の、立原翠軒、藤田幽谷に與へ、此事を報じたる書中によれば。

鴨川邊にて、小兒共龜を捕へ、翫んで戯るゝに逢ふ、彦九郎買はんとす。小

天顏を拜す

兒ども錢を求む。彦九郎兎角に小兒の求に隨ひ、鳥目三百文にて買取りぬ。此龜小なれども、龜甲の文あり、尾毛もありて、所謂綠毛龜なり。彦九郎も奇なる事に思ひ、舊年知己の清原宣條公に參謁して、是を呈覽す。宣條公は正二位にて、今上皇帝の御師範なり。即ち御吟味あるに、實に綠毛龜に相違なし。天下太平の眞瑞なりとて、即ち天覽に備へ候處、天子も奇特に被レ爲レ在ニ。微感、夜中竊に奉レ拜ニ龍顏一候由。

とある。彦九郎が綠毛龜を得たる顛末は、山本正誼の記したる所が、彦九郎の直話に據りたるものなれば、正しとするも。その得たる後の成行は、赤水の書牘の一片の記する所、恐らくは、事實であらう。

我を我と知し召すかやすべらぎの、玉の御聲のかゝる嬉さ。

此れは彦九郎が、當時の様を詠じたるものだ。乃ち綠毛龜は、一種の機縁となりて、彼は草莽の一匹夫にして、竊に光格天皇の天顏を拜するを得たのである。

彦九郎天顔を拜す

或人語る。先年高山彦九郎と云處士あり、此人御代官野口辰之助と云しが從弟にして、始め上州の農夫なりしが、武業を務とし、傍ら經史に渉る。嘗て京師に遊び儒家、伏原二位に懇し、屢々往來せしが、或時賀茂川にて縁毛龜を獲たるを縁として遂に非藏人の服を着て、寛政帝の玉體に通づき奉り、竊に建言したること有しと云。又備後の菅太仲は茶山と號し、福山侯の文學なりしが、其詩集(黄葉夕陽村舍詩集と云)に或語高山彦九郎二戯賦として、

輿論紛紜似絲。何妨行獨受三人疑。周遊空使英雄老。晉勝徒嗟鷹犬滋。九鼎不關秦社稷。八厨還管漢安危。狂愚自信平生志。但有三閭問七首知。是も亦何か含蓄ある詩なり。(甲子夜話續編)

縁毛龜を獲たるを縁として

【九八】彦九郎の九州下り

鹿兒島に建く

高山は一處に静止するを好まない。否な恐らくは、それは能はなかつたであらう。云はゞ浪遊は、第二の天性となつたのであらう。それは兎も角も、寛政三年の新秋には、鹿兒島を指して京都を出でた。清原則賢卿の送別の作に、

送平仲繩赴薩州造士館
隣爾今朝辭帝京。海西千里向魔城。
應知館裡幾多客。意氣共爭俊傑名。

西下の目

の一首がある。人或は高山は、幕府顛覆の志を懷き、義徒を糾合の爲め、西下したるものと云ふが、それは間違ひだ。高山も田沼時代には、紙旗でも作りて、臂を攘うて、天下に呼號せんとの氣分があつたにせよ、今や松平定信の新政に對して、さる不平のある可き様がない。且つ彼は元來無二の尊皇者であつたが、決して討幕者ではなかつた。彼は討幕杯の陰謀を企つるには、餘りに一轍者であつた。餘りに正直者であつた。

所謂行脚の爲

彼が西下は、猶ほ彼の東遊の如く、所謂の全國行脚の爲めであつたらう。而して彼が縁毛龜を得て、之を文治の兆と確信し、今後は愈よ皇室の興隆す可きを豫想し、その先觸としてあらう。而して彼が鹿兒島行の、其の夙志の一であつたとは、彼が江戸なる芝門邸舎に、鹿兒島の赤崎元禮を訪問したる際、元禮は、「預期魔水酒。一醉挹清芬。」との句を賦してゐるのを見ても、分明であらう。彼は寛政三年の暮には、已に熊本に到着してゐたらしい。彼に關して、當時の熊本時習館教授高本紫溟の記したもの、左の如くある。

熊本に著

- 一 寛政四壬子歲自神武帝元年二千四百五十三年、馬齡五十五正月二日
- 高山彦九郎來宿。
- 四日 夜過和田氏、彦九宿。
- 五日 夜過辛島氏、彦九宿。
- 六日 過小原氏、彦九遊蓮臺寺、夜歸宿。
- 七日 宴親戚于草堂、彦九與焉。是夜彦九過佐久間角助。

孤山の塾を主とす

八日 與彦九等遊柏原氏別業。夜彦九來宿。彦九郎姓平、名正之、字仲繩。

九日 彦九赴富田大淵。

十日 彦九來、島田嘉津次、不破萬平會之。彦九遂宿。

十一日 彦九返孤山之塾、夜過伊藤氏。

此處に孤山の塾に返るとあれば、高山は熊本に來りて、先づ藪孤山の塾を主としたのであらう。

十二日 節分。有風疾。彦九來宿、不復記。

斯くて同年二月の日記中には、

二月六日 高山仲繩之金海山、森周藏偕。

九日 高山生還自金海山。

二十三日 高山彦九郎辭去、是夜宿齋藤高壽家。

二十四日 彦九郎又來告別、赴薩送之長六橋。彦九郎詠

丈夫の旅にあれば酒がじと、思へど見ゆる人の儂。

當時の時

當時熊本に於ける時習館は、秋山玉山の後を承け、藪孤山之が教授たり。而して高本、辛島諸氏、何れも之を羽翼してゐた。高本氏は經學の外に、國學を修め、本居宜長と相交り、國體を重んじ、固より思想上に於ては、尊皇主義者であつた。藪と辛島とは朱子學者にて、何等の異色なかつた。但だ富田大淵は、徂徠學者にて、然も最も否徳川の精神が鬱勃としてゐた。彼が享和辛酉（元年）の歲、京畿、尾濃の邊に遊ぶや、

富田大淵

吾妻路を洒て行かん琵琶の海、我徳川の徳に厭さつゝ。

の歌がある。此れは彼が高山と相見てより、約十年の後の作であるが、彼は十年前に於ても、恐らくは同様の思想を持つてゐたであらう。彼が寛政三年十二月二十九日附、葛西一詮より藥代遣はせし答狀の添書に、斯く云うてゐる。
副白。此間御聞被爲成候と奉存候。上野新田郡の高山彦九郎と申者、京都雲上の事委く存候もの、堂上方にも心安く出入仕候由、色々珍話御座候。東武へも必多度參居候由、兎角逐年、皇運隆興、武威奪レ

運年皇運隆興

光と相聞申候。何様青春、叩ニ肝腸一豪飲劇談仕度候。不具。

とある。此の「兎角年を逐ひ、皇運隆興して、武威光を奪はる」と云うたのは、何事を斥したのであらう乎。恐らくは例の尊號一件であらう。何れにしても當時の光格天皇の英明に在しくた事は、申す迄もなく、幕府も及ぶ可きだけ、尊皇の主旨を實行しつゝ、あつたれば、高山が斯く語つたのも、幾分割引の必要はあるも、必ずしも事實でないとは云はれない。

【九九】高山彦九郎と富田大鳳

富田大鳳

高山が熊本に於て交驩したる富田大鳳は、熊本に於ても、一種毛色の變りたる儒醫であつた。彼は固より彦九郎と、意氣投合す可き快男兒であつた。彼は熊本に於ける徂徠學者にして、徂徠學は當時熊本に於ては、若し排斥せられたり

と云はずんば、稍々疎外せられたる一派であつた。彼の文字の雄健なる、古文辭派に屬するも、其の奔放自在なるを見て、其の人と爲りを知る可しだ。『其の差や氣節を以て合ふ者は、境野意明、齋藤權佐、葛西一詮、本田武純數人而已。』とあれば、彼が當時に於て、落落合ふ所が少かつたことが判知る。

大淵の人物性行

一 富田大淵(大淵)は、享和文化間の人なり。(按ずるに享和三年二月二十五日病死す、享年四十二) 醫を業とす。學に志厚く、廣く經史に涉り、生質膽氣ありて、磊落落放蕩なる事も有し人なり。平生の志、王室恢復に在りて、大東敵愾忠義編採云ふ著述の書、皆勤王の事を贊揚せり。差料の大小は、村正の作を帶す。(案するに村正の作は、徳川家に不祥として、禁物なるが故に、故らに然かしたるならむ。) 酒を好み、醉中の廣言に、我醫師に性を受けしは、天の造物に誤りし故、世を早ふし、生を替へて、諸侯に再生し、一度は、王室恢復の御大業を輔佐し奉らんのみと言ひ。或は世の有様を激怒痛哭して、強飲する事數々なりければ、遂に病を受け、四十餘歳にて世を早ふせり。

大淵の勤王心

一 大淵病重くなり、いまはの際と覺えしに、一言の妻子に及びたる事なく、池邊丹陵先生と、甲斐順民とて、二人の門人、別して大淵が志氣に叶ひしかば、枕の元に呼て、天下の治亂は、今日明日も謀り難し。今若金鼓旌旗の事起らば、兩人にても京都へ馳登り、王室を守護し奉られよ。是のみ心に懸り候とて、言も果ぬに終りぬ。

大淵の奇行

一 大淵或時三月の雛祝に招かれて、奥の座敷の雛見に迎立行しに、いつ迄も來らず。亭主行き見るに、大淵内裡様の方を向き、小聲になりて、御氣遣なざるな、此大淵が一生の間には、如何様とぞ御恢復の事謀奉るべしとて、落涙數行に及び居しとぞ。

大淵の著述

右三ヶ條のみ、古老の申傳にて、書留候。(肥後先哲偉蹟) 彼には皇朝忠臣烈士の事蹟を探りて、纂めて大東敵愾忠義編二冊、又た中世以來、皇家盛衰治亂の運に於て、感憤する所あり、其の綱要を撮めて、王道興衰策五冊を作つたと云へば、亦た以て其志の存する所が知らるゝ。

善九郎との關係

彼と彦九郎との關係に就ては、其の傳中に斯く記してある。
上毛の高山正之來り遊ぶや、大鳳相得て歡甚だし。乃ち諸を其家に延き、日に別室に入りて、言談晷を移す、家人與かり聞くを得ず。蓋し深く謀る所有り。其去るに及び、文を作りて之を贈る。激昂の旨、懦夫をして志を立つる有らしむるに足る。

此れでは何やら倒幕の陰謀でも、たくらんだかの様であるが、其の贈序を見れば、決して然るとではなかつたことが判知る。

文治的尊嚴心

大鳳曰く、昔は大君命有り、于に宇内を正す。矢矧鷲阪の役、其の事を用ふる者、子の新山氏に非ず乎。我が菊池、業に已に偏裨なり。則ち偏裨と雖も、克く銳を挫き折衝す。先鋒後殿、大將を夾み翼け、王命を對揚する者は、斯人に非ず乎。於乎五百年而一日也。昔の政を爲す者は子也。今日の事、吾盍んぞ牛耳を執らんも、豈に敢て關東の人に後れん哉。……然りと雖も、今や昇平右文、武を用ふるの秋に非ず。則昔の争や武、今の争や文。

大鳳勤王心の由来

今敵邑王覇を辨じ、正閏を明かにし、名義を審にし、大道に折衷する者、一二人を得可く。禮樂を講じ、詩書を習ひ、洙泗の化に涵泳する者は數十人。或は文を屬し、詩を賦し、或は馬鄭の學を唱へ、或は伊洛の教に習ふ者は數百餘人。其他聰明英敏、器を懷き用を俟つ者、千人に下らず。吾未だ子の關東の何如を知らざる耳。

富田は菊池氏の大夫隈部氏の裔で、彼亦た菊池に成長したれば、彼が尊皇の精神は、自から由て來る所がある。然も彼亦た文治的尊皇者にして、決して武略的倒幕者ではなかつた。彼が高山と密室で協議したと云ふも、決してさる陰謀ではなかつたものと、信ず可き理由がある。

一見互に其人なるを知る

正之常に王室の衰させたまふを歎きしが、時に志を同ふする人なし。唯筑紫に唐崎常陸介といへる同官あり。共に其志を同して未だ其面を知らず。一日正之聖護院法親王の玄關にありしに、取次の人なくして、姑く待居たり。こゝに長六尺有餘にして、己に等き大丈夫來りて正之と對座せり。

高山彦九郎と唐崎常陸介

常陸介
た彦九郎
を迫りて
自殺す

正之が容貌を熟視して云へるは、其人品骨柄を見て察するに、公は東國の英雄高山彦九郎殿におはさすやと云ふ。彦九郎對ふ、此正之なることを名乗らず知るは、おもふに西國に聞ゆる唐崎常陸介殿ならずやと云ふ。唐崎實に然りと、おもはず兩人互にすゝみより、手に手をとりにて、さてこの世のありさまはと同音に云ひもをばらず、歎歎涕せり。時に取次の士この形勢を見て、公等は何事かなしみたまふかと云へるに驚き、兩人知らぬ顔にて、其坐を立ちしが、是より無二の交遊とはなりぬ。正之晩年筑後の久留米にあり、一日其篋中の筆記を出し、皆寸断して水に入らみ破りしが、其明日腹切りて死せり。其未死時に、主人何故にと問へば、只天下の人に宜くと答へて息絶えたり。世の衰を歎きて、終に如此なりしやと人云へり。後常陸介も久留米に來り、正之の墓に詣りて自殺せりと云ふ。今より廿許年前の事なり。(立原先生、大原嚴齋、蒲生君平等の舊話を録す)(楓軒偶記)

【二〇〇】彦九郎鹿兒島より再び熊本に入る

鹿兒島行
目的

高山彦九郎が、九州下りの終點、鹿兒島に在つたとは、既記の通りだ。(參照 九)

行旅一般
的目的

志室興
にあり

ハ)然も其の目的は、決して薩人を誘うて、幕府顛覆の陰謀を企てたのでもなく、又た決して其の陰謀が熟したから、愈よ事を擧げんが爲めでもなかつた。彼は只だ曩きに東北松前に至りたる心持もて、西南鹿兒島に至つたのだ。彼が行旅の一般的目的は、富田大鳳の送序冒頭の、左の一節に盡くしてゐる。
神京に陟り、武城に遊び、州郡を歴、都邑を過ぎ、其の名山大川の瓌偉絶特なる者を探り、其の草木鳥獸の珍奇鉅麗なる者を觀、其の公卿大夫、搢紳先生、貴介游間の子弟を問ひ、其の處士、逸民、醫卜、酒人、屠者とを見、蕪城に上り荒墟を弔ひ、則ち千古の英魂を叩き、而して九原作す可らざらしむる者は、是れ高山仲繩の爲す所也。
彼の日記を見るに、全く其の通りである。彼の志の皇室興隆に在つたとは、勿論である。されど彼は直接行動に訴へて、幕府を顛覆す可しとは企てなかつた。彼が肥後より、薩摩に入らんとするや、關吏之を誰何した。彼口占して曰く。

薩摩人如何にや如何に刈萱の、關も鎖もぬ御世と知らずや。

と、如何にも和平の音が溢れてゐる。彼の胸中には全く「皇運隆興、武威奪光」の氣分が漲つてゐた。此の如くして二月中旬、薩摩出水に來り、やがて鹿兒島に至り、其の江戸に於ける知友赤崎元禮（貞幹）等を使りて、寛政四年三月より、五月下旬迄滞在した。

鹿兒島に於ける事

彼が鹿兒島に於ける行事は、得て詳かにし難いが、江戸に於ける交友赤崎海門以外に、造士館教授山本正誼、及び當時薩摩に於ける國學者白尾國柱と周旋した様だ。而して國柱が其の著書楠子傳辨議を、彼に托して水戸彰考館の諸學者に贈つた事やら、山本正誼や、向井友章等と、仙岩洞の明霞園に宴遊した事やら、而して彼が高千穂峰、櫻島嶽、海門嶽等に上つた事やら。又た當時の藩侯——齊宜——から旅費や、衣服やら、旅券を賜はつたとは、薩人の記録に明かである。而して彼が薩州滞在の日數は、山本正誼の送詩の題言に、「今茲寛政壬子（四年）の春、肥後より來り、本城下に寓する三月にして而して去る、」とある

を見て、分明だ。

四國に渡らん

但だ彼は薩摩から、四國に渡るつもりであつたと見え、山本の送詩には、高山正之の四州に之くを送るとあり。其の二律同れも四國に關係ある文字を並べてゐるが、彼が果して四國に渡つたか否かは、分明でない。彼の日記によれば、

再び熊本に入る

七月の中旬には日向に在りて、延岡より五ヶ瀬川を溯り、三田井に出で、豊後竹田を経て、肥後阿蘇郡の坂梨、内の牧を過ぎ、大津町に泊し、七月二十八日、再び熊本に入つた。

鹿兒島に於ける日記

彼の鹿兒島に於ける日記は、其の今日に存するや否や、得て知る可からず。されど其の延岡より日豊の境を経て、肥後に入り、而して熊本滞在中の日記は、幸ひに猶ほ存してゐるから、其の旅行生活の情態を詳にするのが出来る。

熊本再遊の次第

熊本高本教授の日記の断片に曰く、
七月二十八日、高山彦九郎正之仲繩號赤城（豊）の岡城より至る。云ふ、將に寒火を松橋に觀んとす。酌て未だ醉に至らずして去る。季彌太偕にす。

とある。岡城とは竹田のこと。寒火とは不知火のこと。之を彦九郎の日記に對照すれば、左の如し。

熊本の再遊
目的

二十八日晴る。……坪井立て町兵藏所に休ふ。時に九つ半也。竹田より二十里の所也。荷物を負ひ、袴になりて、富田大淵所へ寄り、齋藤高壽へ寄る。皆他出なり。藪氏へ入りて語り、慶宅坂を下る。時に高本教授に逢ひて、共に入る。酌して李倫に、坂田氏の子の案内にて、不知火見に行く。時に夜也。惟ふに彦九郎は、何故に熊本に再び復り來つた乎。此れは單に歸途の道順であつた乎、將た故らに再遊した乎。惟ふに彼は熊本に、尤も心契の知友が出で來りて、再遊を禁じ難かつたものであらう。

熊本の交
友

彼は松橋より、宇土郡の桂原に至り、宇土侯月翁隱棲の地、蕉夢庵を見、八月朔日には松橋より歸りて、「高本家に戌の刻に著く、深更迄酌みぬ」とあり。「二日には高壽(齋藤)へ寄り、草野雲平翁の病を問ひ、富田氏へ寄る。大淵は他出、守好と酌みぬ。……夜に入りて、高本氏へ歸る。中山市之進、長瀬七郎平眞幸

諸士離迎

來り、深更迄語りぬ。中山氏は宿す、今夜も酌みぬ。眞幸氏長歌を寄す。」とある。而して八月三日には、書津湖に遊んだ。

三日己巳晴る。辛島才藏(鹽井)來る、昨日立寄りし返禮なり。富田大淵より書を寄せ、書生を來たす、共に至る。酌みて大淵及其子謙治……等と、白川を舟にて渡り、國分寺を経て、砂島(砂取)に休いぬ。一里半計、東南に來る。是より書圖湖に船を浮べて遊び侍る。夜に入て砂島に歸り、亥の刻に及んで富田氏の宅迄歸り宿す。

彼の熊本人士に離迎せられたのは、到底賴山陽などの及ぶ所ではなかつた。彼や實に銀杏城下に知己が多かつた。

〔101〕 高本紫溟と高山彦九郎 (一)

概ね紫漢の家に居る

高山彦九郎の熊本再遊の期間は、約二十餘日、即ち寛政四年七月廿八日、阿蘇方面より熊本に入りて、八月二十一日、山鹿方面に向つて去つた。其の間は概ね高本紫漢の家を主として、晝は熊本の諸名流を訪問し、夜は深更迄酒を酌んで、紫漢、及び訪問の諸子と語つたとは、彼の日記に詳かである。

紫漢との關係

彼は最も紫漢と相得たるものであらう。當時、紫漢は五十五歳、彦九郎は四十六歳、年齢の上からも、彦九郎は、紫漢に兄事したのであらう。況んや紫漢の學徳は、當時郷人の仰ぐ所たるに於てをや。

當時の熊本文學

當時の熊本は、恐らくは文質彬彬の極盛時代であつた。寶曆年間に於ける重賢一所謂る銀臺公一や、其の執政堀平太左衛門や、藩學時習館の開山とも云ふ可き、秋山玉山の後を承けて、政治も、文學も、武藝も、共に大いに振うてゐた。彦九郎が熊本に於て交遊したる人々は、皆な此の三者の中に於て、有名の士であつた。別けて其の主としたる高本紫漢は、醇儒と云ふ可き一人であつた。

所謂三博士

當時の學者、所謂る寛政の三博士、柴栗山、尾藤二洲、古賀精里の如き、何れも

紫漢の學

朱子學者としては、固陋寡聞ではなかつた。云はゞ何れも經學以外、其の教養も博厚にして、何れも一代の通儒であつた。されど彼等の學問は、概して支那に限られた。固より栗山の日本の典故に通じ、二洲の日本の歴史に明かであつたことは、隠れなきことではあるが。

所謂五品

又た一方に本居宣長によりて、大いに鼓吹せられたる皇學も、其の學者は、何れかと云へば、皇學のみに偏して、支那學に及ばず。縦令及ぶものもあるも、纔かに兼修に過ぎなかつた。然るに高本紫漢は、經書を讀むの眼を以て、國書を讀み、國書に對する見識を以て、經書を見た。彼の學問は、毫も日本と支那とに區別を措かず、且つ少しも偏黨する所なかつた。

彼が寛政八年三月、其友長瀬眞幸の江戸に赴くを送るの序に曰く。
大御國の人の物學は、漢籍をのみ讀みて、事足ぬべきにはあらず。御國の書をも、つばらに見るべきものなめり。凡そ人には必ず五品のやから備る。其品ごとに、自ら分りすぢあり。そを人の道となん云る。物學は、其道を

教君第一

明らめて、身に行ひ家ををさめ、世の助けとも、ならまくする業ならし。其五品の一つには、君を敬ふぞ道なる。此を唐土には義といへり。大御國は、此道萬の國に勝れり。古の歌どもを見ても知るべし。海行かば、水づく屍、山行かば、草むすかばね、大君の、へにこそしなめと云へる類、擧げて數ふ可らず。

親子第二

二つには、親は子をめぐしみ、子は親をしたふぞ道なる。そを唐土には、親といへり。歌にも、父君に我れはまなこぞ、母とじに、我れはめづこぞなどいへり。

夫婦第三

三つには、夫は外をつとめ、妻は内を守るぞ道なる。こを唐土には、別と云へり。遠つ神代には、八千矛神、出雲より、倭國にのぼりまさんとせしとき、須勢理姬命、大御さかづきをとりて、うたひたまひける御うたにも、わが大國主こそは、男にいませば云々、あいもよ、女にしあれば、汝おきて、男はなし、汝置きて、つまはなしとなんありける。

長幼第四

四つには、おとなと、幼けなき、長を先にして、幼けなきは從ふぞ道なる。こを唐土には、序と云り。神代より、年たけたるを、鹽土翁と呼て、そが計らひに、天神もしたがり玉へりきとなん。

朋友第五

五つには、友がき、かたみに、真心もて、交るぞ道なる。こを唐土には、信といへり。歌にも、もののふの八十伴のをのおもふどち、又うらこひし、我せの君は、なでしこか、花にもがもな、あさなさなみむ。彼は此の如く、支那の五倫の道をば、日本の古典と對照して、道は天地に通じて、皆な人の服膺す可きものなるを説いてゐる。

【1011】 高本紫溟と高山彦九郎 (二)

高本紫溟の長瀬眞幸を送れる『送言草』は、尙ほ下の如く續いてゐる。

五倫一貫

形と物とは異なり

此五（五倫）の道は、天地の爲のまに／＼なれる物にして、高きも卑きも、大御國も、とつ國も、人とし人たるものは、皆な同じ。只其道を行ふ形と物とは、國にしたがひ、時につれて異なり。たとへば、ううれば物くひ、寒ければ物きるは、何くの人も同じけれども、其きもの、くひ物は、各異なるが如し。同きを知て、異なるを知らざらんは、大御國の人を、ううれば羊豚等を欲し、寒ければ裘など云ふ物をねがふが如し。異なるを知て、同きを知らざらんは、外國の人は、うゑて物き、寒くして物くふらんと思へるが如し。何れも何れも、かたつ／＼ならぬかは。

掛巻もかしこき、御代／＼の天皇、神ながら、其同じきをしめして、外國の事をも、取るべきは、取り玉ひ、又其異なるをしめして、ここには用ひまじきをば、用ひ玉はざりき。しかればこそ、天津空の隔てなきがごと、下つ國の、境わかれしがごと、かたつ／＼ならず。わいためなきにしもあらずして、千足の名にあり、萬滿ちたらはして、めでたしとも、めでたき御國に

異形異物の詳書を要す

孔子も周に從ふ

はあんなる。

然れば物學びせん輩、唐の文を讀ては、同き道の理を深く極め、御國の書を見ては、異なる形と物とを、つばらに考へぬべきものになん。大御國の書の中にして、ふることふみ等を見ては、古の世の形をしり、

古事記、日本紀の類を云ふ、唐の書經、春秋などの如し。歌をあつめたるを見ては、其代の人言葉をしり、萬葉集の類を云ふ、唐の詩經の如して、律令格式などを見ては、公の御定をしり、唐の三禮など云ふもの如し。

そを本にして、國の政をも、家の事をも、取り行ふべき事になん。唐の古、孔子の言葉にも、我は周に從ふしぞあんなる。唐には主定らず、夏殷周などとして、しば／＼かはれり。夫すら國中の人は、とにも、かくにも、世のさたに從ふ習なれば、孔子も周の代の人なるからに、夏殷の禮をも、學び知れども、そは用ゐずして、周の禮に從ふとなん云つる。抑大御國は、天津

日本の尊

長瀬眞幸
を讀す

日嗣のみさかえて、天地と共に窮なく坐し、て、ときはに、かきはに、つがの木の、彌つぎくに聞しめす、大御國にしあれば、大御門のみさとをば、天雲のむかぶす極み、蒼生のあらんかざり、畏こみ、つゝしみ、守らざらめや。物學びするともがら、そをしも、いかで考へざらん。かくはいへども、己れらは、唐書の業に暇なし。あはれ其道にかしこからん人もがたと、年頃思ひたまひつるに、長瀬の眞幸なん、其人には有ける。

一とせ神風の伊勢にゆきて、本居の大人にこととひ、鳥が鳴く、吾妻にいたりて、多くの友に交らひて、學の道、いよよすすめり。同じ國、同じ里に、かゝる人をしもえつること、靈幸、神の助給ふにこそと、いとものうれしく、朝よひ語りあはするに、玉鉾の道を求むる心、山のゐのあかずして、今一度、大人の鈴屋を問ひ、大江門の友達をも見ばやと、思ひたちけるを、しばし別もをしけれども、たゆみなき、志をめでて、己れもすすめなどせしかば、彌思定めて、明日の足日に、門出せばやとなんいへる。いでや人を送るに、言

葉をもてすると云る、古事あればとて、愚なる心に思へることどもを、すずろにかきつくれば、あやしう、あげつらひがましきも、唐ぶみの心ならひならんか。

天照光はきはもなきものを、空にしめゆふ隔をなせそ。

鈴鹿川同じ流もかはる瀬を、八十瀬しら浪わけてしらなん。

寛政八年彌生月十二日

高本順

紫漢の美

彦九郎の
親交の所

以上の文を熟讀すれば、如何に彼が學問上の見識の、醇正、博厚であつたかが判知る。彼は日本に即して、外國を侮らず、外國に即して、日本を度外にせず。中外一致、只だ我が皇道を明かにせんとを期してゐる。此れを國學者、漢學者の、互ひに鎬を削りて、相ひ排擠するものに比すれば、其の相距る遠しと云はねばならぬ。而して彼は實に高山彦九郎が、足掛け三年の九州漫遊中に於ける、最も親める只だの一人でなかつたとするも、其の重なる一人であつたとは、高

山の日記を取ても、自から分明である。之を見ても、高山の九州下りの目的を察するに難くない。

【103】 高本紫溟と高山彦九郎 (三)

紫溟彦九郎唱和

高山彦九郎の熊本再遊に際して、彼が高本氏の家を主としたとは、既記の通りだ。(参照 101) 而して彼の日記を見れば、屢ば主人の紫溟と唱和してゐる。

十日(寛政四年八月)雨降る……思ふ事ありてよめる。

よてもくくとやかくや世の中を、うらみむものをわれもしらずや。

かくと語りければ、高本翁讀めりし歌なりとて語らる。

世をうしとかこちし事は昔にて、今はめくしと思ふ計に。

とぞ。樂舞を見る。

彦九郎懐惱の種

とある。如何に高山の胸中に懐惱の存したか判知る。然も此の懐惱の一半と云はんよりも、大半は、恐らくは彼の家庭的の事であつたらう。彼の祖母没後の家庭は、實に悲惨極まるものであつた。

十二日 晴る。予金峰山へ登らんとす。高本家より山口榮五郎、眞積、佐伯

千禮を附けたり。……山崎なる高本氏へ夜に入りて歸る。……今夜も深更迄

語り侍る。西行の歌とて、高本翁の語らる。

中々に深山の奥ぞ住よけれ、草木は人のとがをいはねば。

となん有し。

兩人贈答

尙ほ彦九郎と紫溟との、贈答の歌は、隨處に散見してゐる。

十四日

明月者、月能最中登謂士、此國波、今夜之空乎、見楚與賀里幾。

答

第十五章 103 高本紫溟と高山彦九郎 (三)

此久爾乃、今宵迺會良越、異國能、最中濃月登、美流比登楚要幾。
新田山、岑佐志昇流面影也、心筑紫乃月仁見由良牟。

答

正

之

月見留耳、新田乃山茂、志良奴火之、筑紫乃海藻同賀里氣利。

人々仁、見與哉登晴類々、空登乎茂、思計仁月須美渡留。

妾終る夢
を見る

十六日 晴る。……今夜も深更迄語る。……劍持重衣君を拜す。今朝妾終る夢を見る。

夢を見る。

顯妣を拜
す

十七日 雨降る。顯妣を拜す。齋藤高壽に至る。……高壽に乞ふて、卜筮する事あり。……夜に入て高本家へ歸る。長瀬眞幸と、二十日比出立の約有り、歌を寄す。深更迄酌む。

十八日 雨降る。……大淵へ寄りて、夜に高本氏へ歸る。……深更迄酌み、詩歌の興あり。夜晴る。

言書 あづまのかたへかへる人に、馬のはなむけすとて、月いとあかりける夜すがら、酒たうべてよめる

かりける夜すがら、酒たうべてよめる

李

順

共に見し筑紫の空を思ひ出よ、あづまの月に物わすれせで。

御返し

正

之

ともに見し月の夜すがら圓居して、語りしことを君もわするな。

十九日 晴る。……富田大淵所に入りて酌みぬ。……酔て高本へ歸りて休み、晩に及んで和田登所に入る、李倫も出席酌ぬ。夜の五つに及んで高本氏へ歸る。長瀬七郎平來りて、……深更迄語り酌みぬ。

二十日 晴。富田大淵所へ入る、父子別盃とて酌みぬ。藪孤山へ入る、飯出づ、引はた柄袋を寄す。……高本氏へ歸る。……酌みて曉天迄語る。

予が薩摩より得たりし上布の維縞を、高本翁の裕に易へて著たりける。

言書 臨別換ニ征衣一とらへるころを

李

順

藪孤山に入る

紫漢と衣を換ふ

から衣かたみにこよひぬぎかへて、たち別るともなぞと思はん。

正之

ぬぎかへて行くもはるかの旅衣、きつゝ忘れず君をしぞ思はむ。

何たる情趣の濃なることや。

熊本發

二十一日 曇る。……夜明て長瀬眞幸旅装して來る、別盃に時を移す。高本

翁饒別に金子を寄す。山崎の天神の前を經る時に、參詣す。下馬の橋に及んで、

高本教授、辛島氏、安野氏、岡松龜吉なる數輩歸る。是迄二十餘人也。

……今日李順 別に臨んで歌を寄す。

魂きはる命のうちに逢ばやと、頼むばかりぞけふの別れは。

となん。徳王村にて返歌認て、

李倫（高本教授の養子喜彌太李倫）に渡せる歌 正之

逢ばやとたのむ心は天に滿る、神もさくらんことぞうれしき。

となん。

相長に赴

斯くて八月二十二日は、熊本より同行したる長瀬眞幸は、上國を指して、太宰府の方へ赴き、彦九郎は、山鹿の在なる相長に赴いた。惟ふに彼は、是れから豊後方面に赴いたものであらう。要するに、彼が高本紫溟と、熊本に於て相得たる、此れを以て知る可しだ。

【一〇四】高山彦九郎の切腹

久留米に於て自殺

久留米遊三回

高山彦九郎は、寛政四年八月廿一日、熊本を去り、寛政五年六月廿七日、久留米に於て自殺した。其の中間十個月間の消息に至りては、得て詳にす可からざるが、其の概略は左の通りである。

彼は久留米に三回遊んでゐる。第一回は、彼が鹿兒島に入る途次、即ち熊本初遊の途次だ。久留米藩士森嘉膳の所記によれば、

寛政五年
急遽上京

彦九郎と
樺島石梁
との關係

高山生、諸國を遊歴し、寛政辛亥三年、我が米府に來り、夫より九州の地を逍遙すると、凡そ三年（案するに足掛け三年、其實は滿二個年にも足らず。何となれば、寛政三年の孟秋京都を辭し、五年の季夏久留米に死したれば也。）初め豊前小倉より米府に來りて、新町一丁目萬屋金兵衛を主とす。一夜來つて余を訪ひ、關白公書の自詩、並に縁毛龜の圖を惠む。それより不日諸國を遊行して、薩州に居ること凡そ百日。また癸丑（寛政五年）初夏米府に來りて、余を訪ふて三本松袋屋三郎平に宿す。余も亦永野平内と共に行き、生を訪ひ、談話時を移す。生曰く、予故ありて、俄に上京すと云ひ、而して別後其のゆく所を知らず。惟ふに彼は久留米の儒者、樺島石梁との縁故によりて、久留米に遊びたるものであらう。樺島は紀平洲の高足門人にして、彦九郎とは親善であつた。彼は曾て高山の送序に於て、高山を子路の勇と、曾點の狂とを、併せ兼たるものとし、夫子逝く矣、誰か今の仲繩を裁する者ぞと云うてゐる。そは兎も角も、高山は寛政五年初夏再び久留米に來り、故ありて俄かに上京

また久留
米に還る

した。此れは彼が恐らくは、豊後方面滞在中、尊號事件の面白からぬ風説を聞き、其の真相を見極むる爲めではあるまい乎。惟ふに此の風説は、彼の豫期と全く正反對の事であつた。彼は「皇運隆興、武威奪光」の世の中と考へ、尊號問題を、其の試金石とし、此の問題によりて、京都の自主權が、確立するものと信じたであらう。然るにそれが逆用せられ、至尊の思召は行はれず、朝臣の中山、正親町二卿は、幕命によりて罰せらるゝに至る。是れ彦九郎の目から見れば、宛も太陽が西から出でて東に没するの類だ。即ち「將運隆興、武威奪光」ものだ。彼が急遽上京したのは、固より其譯であらう。然るに彼はやがて復た、久留米に歸り來つた。彼は何故に態々京都より久留米に取つて返したる乎。そは恐らくは九州遊説の取消しの爲めであつたらう。彼が縁毛龜の圖を携へ、文治の兆として、朝政復古の説を、九州人士に鼓吹したのは、今となりては、全く妄誕、虛構となりたる姿なれば、一徹の彼は、此の儘にて済ます可きにあらず。せめて九州人士に

何を以てか謝せん

居措常に異

遊記等を破る

衝逆甚だし

向つて、其の前言の誤りたるを謝する爲めであつたらう。それが言説を以てす可き乎、一死を以てす可き乎は、吾人の揣摩し得る限りではない。森嘉膳は又た左の如く記してゐる。

同年(寛政五年)季夏十八、九日、又旅装の體にて、飄然として來つて余を訪ふ。容貌常に殊にして、指を以て齒を鳴らし、齒を切る。予怪み問ふて曰く、足下衝逆の病ある乎、何故に此の如きやと。答て曰く、中暑困むこと甚し、故に然りと。因つて脈を診して藥を與ふ。二十六日に至つて、自ら記する所の遊記、並に、諸家送る所の詩歌を水に浸し、揉み破る有様、實に狂氣とも云ふべかりし。

二十七日に及んで、衝逆倍甚しく、揉破ること急なり。故に十内を呼び、共に問ふて曰く、何故に然することあるや。答、予狂氣せりと云ひて、又指を以て齒を鳴らして止まず。二人又曰く、日頃力を盡し書き集めし遊記、一時に亡すと、惜しむべきの甚しきなり。吾輩に與へば、必らず章を成さ

切腹

心事齟齬の慚憤

ん。生曰く、亦切に惜むべきを知る。然れども是を與へば、必ず予が恨を遣さん、恨を遣さんよりは、寧ろ破らんに如かずと云ふて止まず。十内又問ふて曰く、今足下の破る所を以て、後世謀反と稱さば、何を以て是を解かん。生これ聞き、破るを止め、殘る遊記は、又冊にして修む。時に婢藥を與へ、飯を薦む。皆相飯し、終つて十内は、生が氣色良安さを見て、家事を告げて歸る。余も亦席を退くこと、瞬息の間にして、來り見れば、既に切腹しぬ。

高山彦九郎の切腹の真相は、此の記事によりて、一切が分明だ。彼の揉破りたる日記は、決して陰謀の連判帳でもなければ、謀反の秘密袋でもない。そは彼が日記として、今日其の斷片の存するものと、皆な同一物であらう。諸家送る所の詩歌も亦、固より今日世上に存する所のもの、若しくは其類であつたらう。彼は決して陰謀を企てず、されば決して其の發覺を虞るゝ氣遣はない。彼はただ其の心事の齟齬したるを、慚憤したるのみだ。

高山彦九郎の自殺

彦九郎交
友
異なる
氣象

自害

一言の遺

生涯満足
に暮すべ
き者なら
ず

一上野國の浪人に高山彦九郎といふものあり、既に栗崎赤齋なども心易く、京攝の間にも、あれれ名あるものは逢ける男也。至て異變なる氣象にて、其形すさまじく豪氣なる若者、武藝も達し、歌をも萬葉體をよみ、既に盗人をにらみ殺せしなど云沙汰も有。諸國遍歴して、當夏筑前の久留米の領分へ行、さる郷士の方に十日餘り逗留せしに、又外へ參るよしにて立出しが、三日ぶりに又立歸り、暫く座敷へ通り屏風を貸せよと云て、其内にて腹十文字にかき切たり。亭主驚き、こはいかなる事にや、何ぞ譯も有事にやと尋、先づ御大法なれば、兩刀受取度と申せども、いきの下よりいふ様、此方が息の有内には大小を渡す事ならずといふゆゑ、亭主も何ぞ云置事はなしやと尋けれども、曾ていはず、亭主も段々責かけ、十日あまりも馴染し事なれば、包み隠す事不快也。故郷へ申遣す事か、又音信さす所あるならば申遣すべしといへども、曾て云す。只遺言は、天下の人に宜う言てくれよと計言置て、息引取ぬ。早速申出せし段々六ヶ敷なり、江戸表へ御伺ひに成、久留米の役人江戸へ行、上野より彦九郎が叔父たるもの登りて、御吟味あれども曾て不知。其叔父申けるは、此者は生涯満足に暮すべきものにあらず。素より國元も追放同前のものにて、國縁も切居候。御國法にて御取計可被下由申に付、夫々取計はれぬ。いかなる譯にや于今不知。亂心にてはなきやと云沙汰も有。いづれ異變成男也。平日も兎角天子びいき計して、當時武威盛んにして王威の衰たるを歎き、只さまゝなる豪氣なる事ばかりいひ歩行き、天下の英雄の交りばかりせし男也。各別學事にも携らず、先文盲成方の人なりとかや。右の腰物を大切にせし事故、御尋ありしに、國元を立退し時の差前にて、拵目拔等相違なしとかや。若や村正の作にてはなきやと下説しぬ。(「蕉齋筆記」)

【一〇五】 高山彦九郎の自死と尊皇主義の宣傳

切腹當時
の状況

扱も高山彦九郎は切腹したが、彼は容易に死なかつた。森嘉膳は尙ほ左の如く記してゐる。

遺言

俄の事にて、肩をも脱がず、劍は手にあり、余を見て、主人主人と呼ぶ。余進んで側に行きて問ふて曰く、何故に此の如くなりやと。生曰く、永野氏と足下とに一言遺す可きありと云ふ。即ち十内を呼んで、共に問ふこと初のごとく、且つ遺言遺状ありやと云へば、生曰く、余が日頃、忠と思ひ義と思ひしこと、皆不忠不義のこと、なれり。今にして吾智の足らざることを知る。故に天吾を攻めて、斯の如く狂せしむ。天下の人に宜しく告ぐべしと云ふ。

帝都並故
國を拜す

携帶品怪
しむべきな

二人曰く、國法なれば治療を加ふべし。劍を與へよ、狂氣と聞かば、醫必ず
 恐れん。生曰く、落命までは傍らに置くべし。治は辭さんと云ふ。暫くして
 余又曰く、劍を奪ひ治療を加ふるは、國の大法、忽せにす可らざるものなり。
 劍を與へず、治を施さざる時は、予が違法の罪大なりと。此に於て劍を與
 へ、治を施すことをゆるす。生東方を指して問ふて曰く、帝都並に故國は斯
 の如きやと、答へて曰く、丑寅にもあたるべきか。此に於て席を改め、柏手
 を打ち、心念し終りて、又談話初の如く、端坐儼然として容を亂さず。其夜
 戌の刻計りに至つて、氣力衰へ、倒れ伏す。時に檢使來り問ふて曰く、高山
 彦九郎何故に自殺したるやと云へば、狂氣と答ふ。又故國を問へば、上州新
 田郡細谷邑と云ふ。夫より數々問へども、對へず。檢使生が貯ふる所の品物
 閱見するに、諸國の名山、神佛、風景、忠臣孝子の行狀、詩歌のみにして、
 少しも怪む可きものなし。旅資歩判二十四片、外に銀子並に錢わづかに貯ふ。
 夫より外療來り、腹を納め治を施すと雖も、素より治すべきに非らず、其夜

享年四十
七歳

所謂狂簡
の徒

七鼓の曉に至りて、息絶へたり。

此の如くして高山彦九郎は、寛政五年癸丑六月二十七日、久留米森嘉膳の宅に
 於て、自殺して逝いた。享年實に四十七歳。

人は寛政の三奇人と稱して、林子平、蒲生君平、高山彦九郎を併せ稱するが、
 子平は兎も角も經綸の士である。君平は寧ろ慷慨憂國の學究として、日本の制
 度典故等に關し、學問上に於て、多少貢獻する所があつた。彦九郎に至りては、
 全く樺島石梁の所謂狂簡の徒にして、經綸の大策もなければ、學問上の貢獻
 もない。彼に取る可きは、只だ日本全國を漫遊した一事である。然も其の漫遊
 たるや、林子平の如く、長崎に赴き、和蘭人や、支那人を介して、新知識や、
 異國の事情を探討するでもなく、寧ろ深山、幽谷の裡、草澤、僻遠の地を跋渉
 するに在つた。

されど彼は當時に於て、確かに一種の尊皇運動の豫言者であつた。彼には勿論
 倒幕の陰謀とは無く、將た恐らくは倒幕の志も無かつたであらう。併し彼は

尊皇運動
の豫言者
宣傳者

天^{てん}成^{せい}の勤^{きん}王^{わう}家^かであつた。此^{こゝ}の尊^{そん}皇^{わう}主^{しゆ}義^ぎの宣^{せん}傳^{でん}者^{しや}として、彼^{かれ}は實^{じつ}に他^た人^{じん}の追^つ隨^{ずい}を許^{ゆる}さな、大^{だい}なる役^{やく}目^めを勗^{つと}めた。従^{じゆ}來^{らい}朝^{てう}廷^{てい}の事^{こと}とし云^いへば、天^{てん}上^{じやう}界^{かい}の事^{こと}として、何^{なん}人^{びと}も朝^{てう}臣^{しん}の部^ぶ以^い外^{がい}には、之^{これ}を知る者^{もの}もなく、又^{また}之^{これ}を知らんとする者^{もの}も無^なかつた。従^{したが}つて朝^{てう}廷^{てい}と人^{じん}民^{みん}との間^{あひだ}は、殆^{ほと}んど没^{ぼつ}交^{かう}涉^{せつ}の姿^{すがた}となつた。されど高^{たか}山^{やま}彦^{ひこ}九^く郎^{らう}は、草^{そう}葬^{さう}の一^{いつ}匹^{びつ}夫^ぶにして、朝^{てう}臣^{しん}の間^{あひだ}に往^{わう}來^{らい}し、禁^{きん}闕^{けつ}に接^{せつ}近^{きん}し、遂^つひに「玉^{たま}の御^み聲^{こゑ}のかゝる」光^{くわう}榮^{えい}を忝^{かたじけ}なくした。彼^{かれ}はその尊^{そん}皇^{わう}の氣^き分^{ぶん}をば、東^{とう}西^{さい}南^{なん}北^{ほく}に頒^{はん}布^ぷした。

尊皇主義
宣布第一
功績

別^{べつ}言^{げん}すれば、尊^{そん}皇^{わう}の精^{せい}神^{しん}は、彼^{かれ}に於^おて具^ぐ體^{たい}化^{くわ}し、且^{かつ}つ彼^{かれ}によりて具^ぐ體^{たい}化^{くわ}した。而^{しか}して彼^{かれ}よりして、少^{すく}くとも朝^{てう}廷^{てい}と庶^{しよ}民^{みん}との間^{あひだ}に、一^{いつ}脈^{みやく}の氣^き息^{そく}を通^{つう}ずるを得^えしめた。彼^{かれ}が朝^{てう}廷^{てい}の事^{こと}に就^つての言^{げん}説^{せつ}は、机^き上^{じやう}の知^ち識^{しき}でなく、概^{おほ}ね彼^{かれ}が親^{みか}ら見^{けん}聞^{もん}したる具^ぐ體^{たい}的^{てき}の事^じ實^{じつ}、若^もしくは其^{その}類^{るい}なれば、其^{その}人^{ひと}を動^{うご}かすとの多^た大^{だい}、深^{しん}切^{せつ}であつたとは、固^{もと}より云^いふ迄^{まで}もなかつた。此^{かく}の如^{ごと}くして朝^{てう}廷^{てい}と庶^{しよ}民^{みん}の間^{あひだ}に、一^{いつ}種^{しゆ}の電^{でん}線^{せん}は架^か設^{せつ}せられた。されば近^{きん}世^{せい}に於^おける尊^{そん}皇^{わう}主^{しゆ}義^ぎの運^{うん}動^{どう}者^{しや}としては、先^まづ第^{だい}一

徒死なら

に、高^{たか}山^{やま}彦^{ひこ}九^く郎^{らう}其^{その}人^{ひと}を數^{かず}へねばならない。且^{かつ}つ彦^{ひこ}九^く郎^{らう}の死^しは、決^{けつ}して徒^と死^しではなかつた。彼^{かれ}の死^し因^{いん}に就^つては、其^{その}の七^{しち}分^{ぶん}は、尊^{そん}皇^{わう}主^{しゆ}義^ぎの事^じ實^{じつ}が、原^{げん}因^{いん}であらう。他^たの三^{さん}分^{ぶん}は、彼^{かれ}の家^か庭^{てい}的^{てき}葛^か藤^{とう}が、彼^{かれ}をして厭^{えん}世^{せい}者^{しや}たらしめたものと云^いはねばなるまい。然^{しか}も其^{その}の原^{げん}因^{いん}は何^{なに}れにもせよ、其^{その}の効^{かう}果^{くわ}は多^た大^{だい}であつた。世^せ間^{けん}に對^{たい}する効^{かう}果^{くわ}は、宛^あも一^{いつ}死^しを以^いつて、尊^{そん}皇^{わう}主^{しゆ}義^ぎを宣^{せん}傳^{でん}したことゝなつた。此^{こゝ}に於^おて彦^{ひこ}九^く郎^{らう}亦^{また}徒^と死^しせずだ。

第十六章 蒲生君平

【一〇六】本居宣長の尊皇思想

尊皇思想の進歩

尊皇思想は、光格天皇の御宇に於て、更らに一層の進歩を見た。天皇の御宇は、天明、寛政、享和、文化に及び、安永八年、九歳にして踐祚をなされ、文化十四年、四十七歳にて御讓位迄、實に三十九年の長きに亘つてゐる。然も其の尊皇思想は、概して名分論に止まり、未だ幕府に反對する、何等直接行動らしきものを見なかつた。

名分論の流行

名分論は、國學の隆興と、朱子學の繁昌と、而して外人—特に露國—の刺戟と、更らに恐らくは田沼悪政の結果と、各種の要素が湊合して、世の中に流行した。特に朱子學と、國學とは、互に其の發足點を殊にしつゝも、大手、搦手から、期せずして同一の目的に向つて、攻め寄せた姿がある。而して其の名分論から出で來

幕論者無

國學者の名分論

つた尊皇思想の、具體的標本の一としては、先づ高山彦九郎を擧ねばならぬ。併し彦九郎さへも、恐らくは討幕杯の企謀もなければ、其の思想をも、假令全く無しと云ふ可からざる迄も、物になる程凝集してゐなかつたと推定せらる。彦九郎尚ほ然り、況んや其他に於てをや。朱子學者の名分に就ては、既記の通りだ。(參照 八七)然も名分論は、國學者に於て、朱子學者の正統の見解や、王霸の別よりも、神道の根本義や、國體の觀念から割り出して、更らに親切、鄭重なるものがあつた。當時國學は、賀茂真淵に於て、其の木鐸を見出し、本居宣長に至りて、更らにより大なる研究者を見出した。然も宣長さへも、其の胸中には、固より討幕などの考は、藥にし

宣長の思想

本朝の皇統は、則ち此の世を照しまします。天照大御神の御末にまします。て、かの天壤無窮の神勅の如く、萬々歳の末の代までも動かせ給ふことなく、天地のあらん限り傳はらせ給ふ御事、先づ道の大本なる此一事…異國の及

然も尙ほ
將軍政治
謳歌

功家康の勳

ふ所にあらざるとをも知る可く、格別の子細と申すとも知へきなり。(玉櫛笥)
彼の所謂る神勅とは、『寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。』と云ふ一句であ
ることは、改めて云ふ迄もない。
此の如く彼は、日本皇統の世界絶特にして、道の根本、國體の主體を此に認め
ながら、然も尙ほ將軍政治に謳歌してゐる。
中ごろ 朝廷の大に衰へさせ給へること有しは、天下の亂によりての事と思
ふは、普通の料簡なれども、實はこれ 朝廷の衰へさせ給ふによつて、天下
は大に亂れて、萬の事も衰へ廢れしなり。此道理をよく思はずばある可らず。
此れは如何にも尤の見解だ。併し天下の亂によりて、朝廷の愈よ衰へ來つた
とも、亦た事實だ。
抑もかの足利家の末つかたの世は、前代未曾有の有りさまにて、天下は常關
に異ならず。萬の事此時に至て、悉く衰敗して、まことに壞亂の至極なり。
然るところ織田、豊臣の二將出給ひて、亂逆をしづめ、朝廷を以直し奉り、

自然に天
照大神の
御心に協

尊敬し奉り給ひて、世中やうやく治平に赴きしが、其後遂に又今の如くに
天下よく治まりて、古にも比まれなるまで、めでたき御代に立かへり、榮
ゆることは、偏に是れ 東照神御祖命の御勳功、御盛徳によれる物にして、
その御勳功御盛徳と申すは、先づ第一に 朝廷のいたく衰へさせ給へるを、
かの二將の跡によりて、猶次第に再興し奉らせ給ひ、いよくますく御
崇敬厚くして、つぎつぎに諸士萬民を撫治めさせたまへるこれなり。此御盛
業自然と眞の道にかなはせ給ひ、天照大御神の大御心にかなはせ給ひて、
天神地祇も御加護厚きが故に、かくの如く御代はめでたく治まれるなり。
かやうに申奉るは、たゞ時世に諂ひて假令に申し奉つるにはあらず。現に
御武運隆盛にして、天下久しく太平なることは、申すに及ばず。又前代には
未だ曾てあらざりし、めでたき事どもも、數々此御代より起れるなど、彼此
を以て、その然ることを知ればなり。(同上)
只だ單に此の一節のみを讀まば、是れ尊皇思想の鼓吹と云はんよりも、察る尊

朝幕兩立
の
見

幕思想の鼓吹と云ふが、適當かも知れぬ。
此の如く、當時の尊皇思想の鼓吹者は、朝幕兩立の見を有してゐた。而して朝廷の今日あるも、畢竟幕府の力であると云ふ點に、重きを置いてゐる。理りて措く、本文に引用したる『玉くしげ』は、實に寛政元年十一月の出板だ。

〔一〇七〕 蒲生君平

彦九郎と
年
齡
の
相
違

氏郷末葉
と
稱
す

蒲生君平は、高山彦九郎に比して、二十歳餘の弟である。高山は延享四年の生れにして、蒲生は明和五年の生れた。乃ち蒲生が宇都宮新石町に生れたる際は、高山は既に二十二歳にて、其の第一回の上京、及び漫遊を了へて、上州新田郡細谷村の郷里に還りたる頃であつた。
蒲生は自から蒲生氏郷の末葉であると稱してゐた。彼が會津に於ける詩に、



(載所集全平君) 像畫平君生蒲

君平の志

旅行家にして
學究に

行實

廟古悲風對ニ落暉。白楊蕭索葉初飛。山川顧望先封地。淚下關東一布衣。

の一首がある。然も彼の志は、武功をもて、先業を恢宏にするではなく、文學をもて、尊皇復古の大義を明らかにするにあつた。彼は漢學者にして、其の精神を皇學者にし、彼は皇學者にして、其の文字を漢學者にした。彼は能く水戸人士と交つたが、彼の學問は、先づ水戸學の系統に屬するものと云ふも、妨げあるまい。

彼も亦た一種の旅行家であつた。然も彼の本領は學究であつた。彼の終身の事業は、九志の編纂であつた。即ち神祇志、山陵志、氏族志、職官志、服章志、禮義志、民志、刑志、兵志であつた。而して其の生前に刊行したるものは、山陵志にして、死後に刊行したるものは、職官志のみだ。彼の行實は、其の友人水戸の會澤玄の作りたる墓誌に悉くしてゐる。此れは會澤が、其の師藤田幽谷の旨を承けて、作りたるものと思はる。

蒲生先生、諱は秀實、字は君藏、一字は君平、伊三郎。下野の人也。其先は

尤も山陵
の荒廢を
傷む

蓋し會津參議の苗裔と云ふ。……人と爲り卓犖にして不羈、倜儻にして大志有り。其の幼や、祖母の言に因りて、自から名族の後たることを知り、徒らに郷人と爲たるを恥ぢて、遂に蒲生氏と改む。(從來蒲田氏) 憤を發して書を讀む、章句を治めず、慨然として天下を以て、己れの任と爲す。毎に意を典故に留め、先聖の遺文に據りて、名を正しくし、誼を明かにし、以て學者の惑を祛かんと欲す。其の經濟を論ずるや、禮を修め、制を立て、民を軌物に納るゝを以て、王道の要と爲す。而して尤も山陵の荒廢を傷み、躬ら陵地を歴視し、古圖舊記を參考し、山陵志を作る。之を天朝の公卿に獻じ、兼て幕府の有司、及び列國の君相に呈し、以て有志の人を感せしめ、而して其の修復を圖らんと欲す。其書遂に九重に達するを得たり、蓋し 聖明の嘉歎を蒙ると云ふ。而して幕府の有司、或は以爲らく、其言世に公にす宜からずと、召して之を詰る。先生乃ち律條山陵宗廟の文を誦し、且つ稱す、我が義公(徳川光圀)亦た嘗て修復を請はんと欲し、人をして表を草せしむと、以て對ふ。

不恤緯編

職官志編

其の配偶

是に由りて罪無きを得たり。丁卯歲(文化四年)北邊警を告ぐ。先生憂憤、不恤緯五篇を著はし、國老に上書して、之を幕府に獻じ、大いに有司の意に忤ひ、殆んど重法を蒙らんとす。國子林先生(林衡)の力救して、免るゝを得たり。是時先生方さに江戸に在り、貧甚だし。子弟に教授し、以て自ら給す。而して専ら實學を務め、講學約束を著はし、是に於て宿意を尋釋し、職官志を撰び、次を以て神祇、姓族等の志を編し、併て山陵と與に、九志を爲さんと欲す。勤苦數歲、未だ成るに及ばずして、文化十年癸酉七月五日、病んで江戸の僑居に没す。年四十六。

先生初め道路に奔走するを以て、肯て妻孥を畜へず。晩年に及んで、紅葉山の伶官多氏の女を娶る。子無し。友人相以助けて事を襄め、谷中の龍興山臨江寺中に葬る。先生の病革まるや、修靜菴大人の碑銘を撰び、謂らく吾君を敬ふに禮を以てし、吾民を撫づるに徳を以てし、夷狄を禦ぐに義を以てす。精靈天地に在りて、其人を俟ち、以て此の三寶を授くと。

此の墓誌は、如何にも能く蒲生其人と、併せて其の一生の行實とを盡してゐる。

蒲生君平の生立

君平の父
君平の好學
母に至孝

そも、修靜庵は本福田氏。後にその先祖の氏郷朝臣の族より出でたりと聞くに及びて、氏を蒲生に改めけり。名は秀實、一名は夷吾、字は君平、修靜はその號。下野州宇都宮の人なりけり。明和四年丁亥某月日に生れぬる故をもて、その父、これに名を命じて伊三郎といふといふ。亥の和訓は即爲なり。爲伊の假名たがふといへども、伊は猶亥のゐのこゝろなるべし。その家半農半商にて、もしあぶらを需ぎたり。父没して兄家を嗣ぎぬ。只修靜のみをさし、讀書を嗜みしかば、耕し耘ることを欲せず。又商人のわざを樂はず。おなじ郷に石橋といふ先生ありて、經學を修めて、且施を好み、其家ゆたかなりければ、天明三年淺間山燒けて、關東いたく饑乏たるとき、倉廩をうちひらき、四百たわらの米を散じて、郷黨鄰里を賑しけり。只この施行のみならず、或は路を造り、橋をしつらひ、隱德慈善を宗としたれば、人みな徳とせぬものはなく、名をちこちに知られてけり。修靜はいとはやくより石橋翁の門に入りて勤學研究こゝに年あり。かゝりし程に大母の物がたりによりて祖先の賤しからぬを知曉し、みづから氏を改めて志いよく堅く、凡下野人の風俗は朴訥にして強く悍し。修靜はこれにかふるに、志氣逞しく貧しきを辭はず、よしや忠義の狗となるとも亂離の人とならじとて、しきりに獎み學びけり。しかれども章句をなさめず、國史舊記を涉獵して、いかで古學を起さんとほりする心いとせちなり。剛腸かくの如しといへども、母につかへて孝なり

田圃を分
たるを固
辭す

ければ、母もまた愛ぬることのあだし子よりも深かるべし。修靜が壯りになりしころ、其兄は身まかりけり。これにより母田圃をなかばわかつて、修靜にとらせんとしてけるに、修靜いたくこれを推辭して、且母を諫めていはく、わが兄不幸にしてなからに身まかり給ひ、且その子は尙をさなし。さるを今多くもあらぬ田圃を吾儕の爲にわかつて給はば、なさなきものは何によりて荒年の飢寒を凌がん。およそ兄弟叔姪の、故なく田圃をわかつものは、親族怨を結ぶの基本なり。吾儕は一步の田を得ずとも、ともかくもして一期を送らん。姪はわが母の嫡孫なり。渠が身ゆたかなるときは、わが母も亦優におはさん。いつくしみをいるひまつるは、ひとり姪の爲のみならず、すなはち母の爲なればと、なくくことわりを盡し、かば、母はこれを賢として、遂にその程に任せしとぞ。

〔兔園小説〕

〔一〇八〕 蒲生君平と山陵志

君平の對
墓思想

蒲生は高山よりも、更らに一層直接行動より縁遠き者であつた。當時水戸學の泰斗とも云ふ可き、藤田幽谷の如きも、幕府天朝に敬事すれば、諸侯亦た幕府

山陵志の價値

に敬事すと云ひ、幕府の恭順を説くも、決して幕府の討伐などは、夢にも想ひ及ばなかつた。蒲生の意見も亦た、恐らくは此れと大差無かつたであらう。彼の著述の中にて、最も實効的價値の有つたのは、山陵志だ。そは彼の死後五十年、文久二年八月、宇都宮藩の家老戸田忠至、藩主を輔けて、山陵修復の議を建白し、此に於て幕府は忠至をして、京畿地方の山陵百餘ヶ所を修復せしめた。此れが彼の山陵志の編著に原くことは、改めて詮議する迄もない。

山陵問題の先進者

然も山陵の問題は、決して彼に始まるではなかつた。元祿年間、細井廣澤は、柳澤保明(吉保)に建白して、山陵修復の事を行はしめたるもあり。又た松下見林の如きは、前王廟陵記を作り、諸陵に關する舊記、古文を纂め、併せて自己の所見に就て記したるものがある。

廣澤の業

廣澤嘗て歎ずらく、保元以降六百年、累帝の諸陵、屢ば兵燹を経て、其の所在を失ふ。既に其陵を知らざる者、二十五。之を侯(柳澤保明)に告げ、建議して古史紀傳の録する所に據て、其の知る可らざる者を搜索し、果して皆な其

松下見林の志

且つ又た松下見林の前王廟陵記の序文を見れば、彼の慷慨の志の存する所か分明だ。

盜賊陵を發く

仁賢天皇の聖勅に曰く、忍んで陵墓を壞らば、誰を人主として、以て天の靈を奉せんと。藤原吉野の諫言に曰く、山陵は猶は宗廟のごとき也。縦ひ宗廟無くんば、臣子何の處をか仰がむ、誠なる哉斯の訓や。是を以て謀つて山陵を毀つは、八虐の一に處す。律の原ざる所なり。兆域陵地、陵戸守戸を志し、兆域の内臣庶を葬埋し、及び耕牧樵採するを得ずとは、令式の急務也。荷の前祈禱の禮、其の遠を追ふの心、貴ぶ可く法る可きのみ。此の如く善政備ると雖も、盜賊陵を發く者絶へず。況んや皇綱紐を解くに及んで、諸陵寮

前王廟陵記

職を廢して、人をして犁して田園と爲し、壑に完き樞無らしむるに至る。余
微賤と雖も、之を思ふ毎に、涙を草芥の袖に沾す。壯歳より舊記を參考し、
並に自ら其地を訪ひ、或は故老に問うて之を記録す。其他懿后維城良相の
九原も、遠を感じ往を存し、敬せずんばある可らず。往々名字遠近を知らざ
る古家有り、亦た敬て昔の義に遵はざる可らず。然も事多くして羅縷に追
あらず。今ま前王の諸陵を擧げて、前王廟陵記と名く。庶幾くは、覽る者を
して、本を尊び、始を敬せしめんと云爾。
元祿九年中 元日

山陵志出版

此れは蒲生君平の山陵志に比すれば、百餘年前の著作だ。然も松下見林の此書
は、元祿十一年三月、大阪の書肆が刊行したるも、大いに顯れなかつた。
然るに君平の山陵志は、文化五年四月、鍵屋靜齋等の補助にて、漸く百本餘を
出版し、之を要路、及び知己朋友に配布し、遂ひに天覽の榮を忝くするに至

平安城 松下見林序

君平の功變

りたるは、何故であらう。此れが則ち時勢の變と云はねばなるまい。
蒲生君平の山陵志が、單に山陵の修復に止らず、所謂尊皇思想鼓吹の動機と
なりたる所以は、蓋し宛も尊皇思想の、國民間に擡頭する時節と、接觸したる
が爲めであらう。君平の功固より没す可きでないが、亦た時勢の變も計較せね
ばなるまい。

朝幕兩立
尊敬論

【一〇九】 蒲生君平と朝廷及び幕府

水戸派の意見も、本居宣長の意見も、蒲生君平の意見も、各々其の出發點に於
ては、異同ありとするも、蒲生は殆んど水戸派と云ふ可きではあるが、然も朝
幕兩立の歸著點は、同一である。何れも尊皇思想を鼓吹したが、それが直ちに
倒幕思想で無きのみならず、彼等は尊皇の順序として、幕府を尊崇す可しと云

蒲生の講
學約東

うてゐる。而して本居も蒲生も、徳川幕府の始祖、家康に謳歌するに於て、宛も其揆を一にしてゐる。

今ま蒲生の講學約束なるものを見るに曰く、竊かに以爲らく、天地の剖分よりして、而して神州は天子の天命を受くる有り、而して傳祚長久、窮極有ること無し。世に盛衰有り、道に汚隆有りと雖も、而も皇天代りて之を佐くるに、賢宰良將を以てす。史に文武の功徳を載す、炳如也。……是を以て民は非望の念を絶ち、物は各其分に安んず。……所謂る君子の國たる、亦た宜べならず乎。

海内同軌

是れ日本國體の宇内に卓絶するを説くもの。彼は更らに一轉語を下して曰く、且今や天下、車は軌を同じくし、書は文を同じくし、行は倫を同じくす。其禮は先王の議する所、今敢て之を革むる無し。其度は先王の制する所、今敢て之を改むる無し。天子の官を守り、天子の命を奉ず、所在皆な王政、海内無一に是れ東祖贈太政大臣の賜也。其の功烈豈に偉ならずや。

東祖の功
烈

征夷大使
旨に擬す

而して彼は更らに曰く、昔東祖の世に功烈ある、實に我が周公也。天朝乃ち昇せて右大臣と爲さんと欲す、然も固辭して受けず。

と。家康を以て周公に比す、其の尊敬や至れり盡せり。彼は物徂徠、太宰春臺が、名分を亂り、毒を後世に流すを咎め、張膽明目して之を辯じたるも、彼の志は偏に名分を正すにありて、決して幕府を倒すにはなかつた。

尙ほ彼が「征夷大使正二位源朝臣に賜ふ詔旨に擬す」の文中にも、乃ち其れ中古に在りては、藤原大織官有り、而して帝室を再造す。故に其の子孫世々爵祿有り。近世に在りては、爾の烈祖征夷大使正一位太政大臣東照公の若き有り、而して亂を撥き正に反す。於乎爾は其の子孫也、有道の宗也。……爾の家世々忠貞を帝室に輸す。……且つ夫れ爾の東方、世々の營、既に庶富、實に我が東都なる哉。……今ま升せて征夷大連府と爲す、以て太政官庭に比す可し。

東都論

而して彼は更らに、江戸を東都と稱するに就て、下の如く、註脚を加へてゐる。世俗江戸を稱して東都と曰ひ、以て西京に對す。是れ君臣の分を失ふ不可也。夫れ京師天下の中央に在り、西京と謂ふ可らず。而して江戸は東方の大都會、彼の周の時に在りて鎬に都し、而して東のかた洛陽を營み東都と曰ひ、周公を以て其民を鎮撫す。今又江戸を以て焉れに比す、東都と曰ふ亦た可なり。と。彼は何處迄も將軍政治を廢棄せんとする者ではなかつた。寧ろ現狀に據りて、只だ名分を正し、律禮を制せんとするものであつた。されば結局のところは、寧ろ新井白石の江戸を京都化する意見と、其の歸趨を同くする事とならぬとも云ひ難い。

寧ろ白石
と思想

二百年の間、號して士と稱する所の者、蓋し僅かに六七公。然も其の出處進退の事業、一も君子の道に違はずして、以て春秋に垂れ、後世を勵すに足るもの、惟だ新井源大夫似たる有り。と。彼は此の如く白石に傾倒してゐる。以て其の嚮往する所を知る可しである。

白石を評す

固より彼は白石の爲めに、惜しむ所が無いでも無かつた。そは、才識餘り有りと雖も、而も徳量足らず。其の平生養ふ所、功名に専らにして、而して俗吏汚世の間に容られんとを努め、敢て名を正し、春秋の旨を分明にせず。

幕府調歌

と云うてゐるが、然も此れは彼の人格に關する議論にして、其の家國經綸に關する異議ではなかつた。且つ彼が文化九年壬子元旦の作に、
鳥啼二城樹曙雲斜 日照豊洲百萬家
二百年間太平治 喜看儀仗帶烟霞

大義の關

とある。是れ實に彼が死する前年だ。此詩を讀めば、彼は必ずしも徳川幕府に對して、禍心を包藏せざるのみならず、寧ろ隨喜の涙を溢したるかの如く、思はれないこともない。
併し「草莽の身を以て、皇綱の振はざるを慨し、諸書を著述し、大義を明にす。」との、明治天皇御沙汰書の文句は、正しく彼の一生の斷案とす可きもので

あらう。彼は尊皇思想の鼓吹者であつた。但だ倒幕論の急先鋒ではなかつた。

【110】 蒲生君平と幕罪略 (一)

山陵志釋

蒲生君平の友人、曲亭馬琴の著「蒲の花かがみ」には、君平が山陵志を刊行したるをば、有司咎めければ、律令を引き古實を證して、大いに釋明する所あり。更らに、

林祭酒の取なし

之により修靜(君平)慷慨嗟嘆して、身の禍を見るべからず、日頃の剛愎十倍して、記文一篇を綴りてけり。事禁忌に觸るゝを以て、市の正にや聞えてけん、召し問はんとせられしに、林家の門人たるよしを聞かれて、先づ祭酒に告げられしかば、祭酒即ち修靜を招きよせて、件の記文を參らせよとありけるに、修靜答へ申す様、件の拙文は一時漫戯の稿本なりしを、何がしに貸し

幕罪略に
あるか

たりしが、幾程もなく失ひて、今は一ひらも候はず、仰の趣かしこまり候へども、無き物なれば、せんすべなし。……あなや修靜は不測の罪に身を喪ふかと危みしに、祭酒愛顧のとりなしにやよりけん、又その母に孝なる由さへ正に知られたるにやあらん、やうやくに免れて、させる御咎もなかりけり。とある。此の祭酒は林衡にて、其の庇護によりて、禍を脱したものであらう。尙ほ此の事件に就て、栗田寛は、蒲生君藏事蹟考に於て、斯く語りてゐる。この時の記事と云ふものは、右にあるが如く(上記馬琴の文を見よ)世傳はらねば知るべき由なけれども、若しくは此頃傳播する幕罪略にはあらざりしか。其の文義を見るに、君平平素の口氣にあらず、極めて當時その知己なる慷慨家の記文を所持しけるを、一時憤懣の餘、直ちに吏人に示して、論據としたるにはあらざるか。

と云うてゐる。

併し其の知己とは何人を斥す乎。君平程の者が、他人の文を吾文として、人に示

幕罪略は
時代精神

すものにあらず。されば幕罪略は、如何に其の書中の意見が、彼の平生の説に同じからずとするも、彼は一種の感情家であつたれば、感情の餘、平生胸臆に蓄へたるものを、一度に打ちまけたるにはあらざるなき乎。兎にも角にも、幕罪略は、彼の作とするも、將た彼の友人の作とするも、若しくはその何れの作にあらず、他の無何有氏の作とするも、當時世の中には、斯る感想を懷きつゝあるものが、出で來つたとは分明だ。されば時代の精神を観察する上からは、強ひて其の作者の誰たるを吟味する迄もなく、將た其説の是非を審判する迄もなく、斯る思想の醗酵しつゝある徵證として、之を取り扱はねばならぬ。

幕罪略本

大阪追討院宣

一 慶長年中、家康將軍より、大阪追討の院宣を、後陽成天皇へ奉願しに、御免許なく、其子細は、秀頼事、奉對天朝、聊かの罪なし。又秀頼と家康とは主従の儀、且縁邊の中なれば、左様の筋なき企は、不宣旨被仰けるに、家康將軍殊の外怒りて、仙洞には秀頼に御心を寄せ玉ふなれば、

親王を下

功罪是非

大望の妨とならむ。先大坂の前に、仙洞を隱岐國に奉移らんと、彌評議一決に及ばんとせし所、南光坊坏諫めて、此事止みぬ。此は北條足利の例を行ふては、子孫の斷滅せむことを恐て也。

一 此後家康將軍參内して、禁中諸法度と云條目を定めたり。朝廷には素より式令格律の御定めあるを、武臣の身として、朝憲を亂し、朝威を輕しめ、臣權を重ふせんが爲めに、三公は親王を下にする條を立て、己は世々大臣の任に居ることに定たり。

且つ豊公は天下を一統にせられたる功あり。其實は皇胤の人なるに依て、關白職に任せられたり。去ば此時頼朝以來押領せし天下を、悉く朝廷へ返納し奉り、叡慮を伺ひ、大坂を執られたる也。

然るに家康將軍の言に、秀吉卑賤より出で、關白に任じたるは、武威にほこりてなり扨と云事を口實としたると。自ら卑賤より出で、親王關白の上を居り、天下に何の功もなく、天朝より御任有しにも非ざるに、天下を押領

し、私に諸侯陪臣等に領地を與へしは何事ぞや。豊公の皇胤にして、其任に在て、其任を行へると、家康將軍の其任にあらざして、天下を私し、諸人を欺きしと、何れを以て是なりとし、何れを以て非なりとせん。有志の人辨知せずむば有るべからず。

此將軍の駿河に於て、古書を集めしも、朝廷再興の爲にはあらず、自ら朝廷の事をせんと企なる事、前後を考へて知る可し。

此れは固より孟浪杜撰の説だ。然も斯る説が當時に出で來りたるとは、やがて倒幕説流行の前兆と見る可きものにあらざるなき乎。

倒幕説流行前兆

【一一一】蒲生君平と幕罪略(二)

御陵鹿略

尙ほ幕罪略は、下記に如くつゞいてゐる。

一 家康將軍死して後は、天下古今無双の廟を立て、剩へ、勅使を申下し、御代々の御陵をば鹿略にし奉る事。

一 皇胤を滅せんとして、親王、諸王方を法體となし奉る事。

一 官家をば、領地を任せず、且皇側を守護し奉るは、兵器あらずして叶はざるを、官家の兵器を廢し、朝廷を弱らしめ奉る事。

一 官位は、重き事なるに、武家の五位は、堂上の大納言に准じ杯と、其外も其振合に定めなる不埒の事。

一 狭少なる禁中に、天皇を禁錮し奉り、二百年行幸も無レ之事。

一 關白職を、關東にて定るも同様之事。

一 傳奏御役被レ蒙レ仰之日、朝廷の機密は、關東へ洩し、關東の事件は、朝廷へ洩すまじき誓文を請取事。

一 秀忠將軍の女、東福門院を、強て後水尾天皇の御后にし奉し事。

一 後水尾天皇は、皇子數多おはしませしに、強て東福門院の生み奉りし

狭少禁中
禁錮天皇を

親王人質

- 皇女、明正天皇を、御位に即け奉事。
- 親王一柱を、人質にして、東叡山に置き奉る事。
- 東照宮権現の祠を、仙洞御所へ建てたる事。
- 後光明天皇逆鱗ましまし、破却し玉へるを、不快に思ひ、承應三年獻毒して奉弑し事。
- 寛永年中、秀忠、家光將軍上京の節、堂上方を、吾臣下の如く扱ひ天顔を拜するに至て、自ら親王關白大臣の上席に有て、天盃を賜し時、天酌を願ひ、不埒の事。
- 正徳年中、皇女八十宮を、家繼將軍へ配せむ事を暴願せり。勢止事を得ず、勅許ありしが、皇神許し玉はず、東下し玉はざる内に、將軍卒せり。
- 代々上京もせず、居ながら官位を蒙る事。
- 天下の政事は、御舊典に因循して、叡慮を伺ひ取計へき事なるに、

神國民を胡僧宗門に入る

幕罪略筆

- 私に取計ふ事。
- 一 頼朝、尊氏が如き賊も、皇女を申上して、妻とせんとの望はなかりしを、徳川に於て、現に如斯事。
- 寛永年中、天草一揆の節、阿蘭陀人を頼み、海手より攻させたる事、不埒の事。
- 一 神國の神民を、胡僧の宗門に墜し入れ、佛國同様に成たる事。
- 右二十ヶ條者、幕罪中の千が一を擧たる而已。其委しき事は、因幕罪録、及夢物語等一可ニ以見一矣。
- 文化五年於ニ京師東山寓居一憤記

下野國草莽無名氏

文化五年は、實に山陵志刊行の年だ。而して其の十一月は、山陵志刊行に就て、幕府より糺問を受けた。且つ下野國草莽無名氏と云へば、蒲生君平以外に其の心當りの人もない。而して書中山陵の事などあるを見れば、彌よ君平で

はあるまい乎との、疑も無いでは無い。併し一方には、家康の恭順を頌し、我が日本の周公旦と崇び、他方に於ては、此の如く口を極めて其の罪を責め、其咎を鳴らすを見れば、到底同一人の筆とは思はれない。されば此の見地からすれば、栗田説も、多少の理由がある。

されど蒲生が故らに他人の文字を假りて、我有とし、之を憤懣の餘、幕吏に示したものは、猶更ら受取られない。問題は寧ろそれよりも、蒲生の文書の忌諱に觸れたのが、右の幕罪略であつた乎、將た別に他の文書であつて、それが世に傳はらなかつた乎にある。それは何れにしても、斯る意見が、世上に醸酵しつゝ、あつた一事は、輕々に看過し難きものだ。何となれば、繰り返して云ふ、此れは尊皇思想と云はんよりも、寧ろ倒幕思想であるからだ。

倒幕思想

第十七章 光格天皇

【一二二】 光格天皇と將軍家齊

光格天皇の御人格

當時に於ける尊皇思想の發揚には、種々の原因、若しくは事情あるが、其の一として、光格天皇の御人格を數ふ可きを忘れてはならない。光格天皇は、實に後陽成天皇から、孝明天皇に至る歴代の天皇中に於て、唯一とは申さざるも、英明なる天皇の方々の中の御一人にて在した。

志士の書翰散覽

而してそれと同時に、其の御在位が、最も久しきに亙つた御一人にて在した。林子平の三國通覽なども、叡覽を経た。蒲生君平の山陵志の如きも、固より乙夜の覽を経たと信ず可き理由がある。而して高山彦九郎に至りては、所謂『玉の御聲のかゝる嬉しさ』の句もて、之を證するに餘りあり。而して肥後時習館教授高本紫溟の、長瀬眞幸の東遊を送りたる文字(參照 一〇二—一〇三)が、至尊の

皇權恢復
御熱心

天皇の御
一念

東西一致
の點

御目に止まり、田舎には珍らしきものよとの御言葉を傳承し、自から『田舎珍夫』と號した程であつた。斯る類例は、他にも無しと云はれまい。

天皇が近古歴代の中にて、最も漢籍の御素養の博く、且つ厚かつたとは、其の宸翰に徴して知る可く。而して其の皇權の恢復に御熱心であつたことは、尊號事件に徴しても推す可し。(參照 松平定信時代、五七一—一〇〇)

彼の事件が、如何なる理由、若しくは動機によりて、關東から反對せられ、沮止せられたるにせよ、少くとも其の方法、其の手段の甚だ露骨にして、且つ手荒く。此の機會に乗じて、幕府の威權を、京都に示し、且つ天下に示さんと試みたるは、定めて天皇には、甚だ御不快に思召されたのであらう。併し天皇は

遂ひに忍ぶ可からざるを忍び、漸く表向だけは、兎や角朝幕從來の關係を保持し給うた。然も此の屈辱に對する御一念は、最後迄御胸中より拂拭し去ることとは、能はなかつたであらうと推し奉る。

天皇は屢ば記したる如く、閑院 宮典仁親王の御子にして、典仁親王は、東山

天皇の御子直仁親王を御父とし給へば、實に東山天皇の曾孫にて在します。將軍家齊は、一橋治濟の子にして、治濟は實に將軍吉宗の子一橋宗尹の子なれば、將軍家齊は、吉宗の曾孫である。此の如く京都も、江戸も、傍系から本系にと、何れも期せずして、一致した。而して其の治世も亦た、概して一致してゐる。將軍家齊は、安永二年癸巳十月に誕生し、天明六年九月、將軍家治の後を襲ぎ、七年四月、將軍宣下あり、天保七年丙申九月、隱居し、同十二年閏正月逝いた。

光格天皇
御在位年

家齊治世
と略同じ

家齊治世
と後半世

光格天皇には、明和八年八月御降誕、安永八年十一月御踐祚、同九年十二月御即位。文化十四年三月御讓位。天保十一年十一月崩御あらせられた。

要するに將軍家齊は、光格天皇より二年の後に生れ、一年の後に死した。而して御踐祚後七年、將軍となり、御讓位後十九年にして隱居した。然も天皇は仙洞に在して院政を行はせ給うたれば、事實に於ては、御在位と大差無つた。

將軍家齊の初政は、其實松平定信の政治であつた。それには随分物議もあつ

志士憤慨
の情沸騰

たが、概して寛政の政治として、徳川幕府の二百六十年間に於ける、一の目醒ましき時代を劃出した。然も中年以後の政治は、實に徳川氏土崩瓦解の端を發いたと云ふも、不可なかつた。

そは天保八年二月、大阪に於ける大鹽平八郎の亂が、極めて微なる出來事であつたにせよ、其の徴候と云はねばなるまい。而して家齊が、文政十年二月太政大臣に躋り、此の極官を拜しつゝも、自から入朝して奉謝せず、坐がら江戸に於て、之を受けたる一事は、實に當時志士をして、少からざる憤慨の情を沸騰せしめた。

之に反して京都の側には、何等具體的に見る可きものは無かつたが、皇室其物が、宛も尊皇思想宣傳の本部となり、尊皇教の大本山となつた趣きがあり。天皇の御光りが、何時の間にもやら、直接に庶民に及ぶの端緒が、啓かれんとしつゝ、あつた。

尊皇教本
山あたるの
觀あり

【一一三】 光格天皇の御聖徳

光格天皇
の御學問

光格天皇は、身長六尺五寸に在した(野史)と云へば、其の聖體の魁偉に在したとは、此にて思ひやらるゝ。而して其の御製の一に曰く、

はへば立て立てば歩めと急ぐなり、我身の積る老を忘れて。

と。如何にも能く人情の幾微を穿つてゐる。而して天皇の人情に通達し、且つ漢學の素養の博厚にて在せしことは、既記の如く、其の御宸翰が、能く之を語りてゐる。徳川時代に於ける、各天皇の中にて、漢籍の學問は、後水尾天皇、後光明天皇と、光格天皇とを數へねばなるまい。

天皇の御
志

光格天皇は、單に詩文方面に秀で給ふのみならず、亦た専ら心を經學に用ひ給うたる様に想はる。其の御使用の印章なども、「學孔子」とか、「若しくは論語の『一貫之』」とか、書經の「惟精惟一」とか、「一人元良萬邦以貞」とかを、御使用あつたと見れば、其の御志の存する所、自から分明であらう。

天皇御消息

特に天皇が、後櫻町上皇に上られし御消息は、實に其事を、最も雄辯に語つてゐる。此れは光格天皇が、御歳二十九(寛政十一年)の時、上皇より天皇に御書を贈らせられ、人君は仁を本とすべき旨を諭し給へるに、天皇の之に答へ給うたるものだ。

人君は仁を本とす

返す。また書付度事候へども、あまり長文にも成有候ま、先々かくのごとく候。何分御すい覽之事、願上り。私いよ、氣丈けふは當座にて候。用心まし御安心候。日々さびしき残暑之處、ますます御機げんよく、扱て、めでたく、忝き御事、猶また萬々御用心の御事、第一に願上り。さては詠草伺置候ま、いつにても御機嫌したい、御すさまに宜しくねがひ入。誠に昨夕は法樂詠草早そく返し給り、長入存。其ふし御書中扱て、有がたき御心せつ之仰ども、實々、心中有がたく存。尤仰之通、人君は仁を本といたし

懇の字

候事、古今和漢之書物にも數々有之事、仁は則孝忠、仁孝は百行の本元にて、誠に上なき事、常に私も心に忘れぬ様、仁徳の事を第一と存じ、事候。ことに仰ども蒙り候へば、猶更に存候事。とかく自身許にては、つい心もたるみ候事、か様に仰有之候へば、其度ごとに心もす、み、實々、有がたき事。とかく人は身勝手に成安き物、ここは彼恕と申字の所にて、恕之字は俗に申、我みつめて人のいたさをしれと申字にて、則此恕が仁の字にも通じ、又誠と申義にも相成候事。何分仁と誠とに相極り候事、仰之通、身の欲なく、天下萬民をのみ慈悲仁恵に存候事、人君なる物の第一のあしへ、論語はじめ、あらゆる書物に、皆此道理を書のべ候事、則仰と少しもちがいなき事、扱、忝々、存。猶更心中に、右之事ども、しばしも忘れおたらず、仁恵を重じ候は、神明冥加にもかなひ、いよ、天下泰平と畏、入。右之通色、と書過候様にても、中々心中に存候ほどは、筆

紙に不盡事にて候。何分御推さつ之事願入存候。右申候とをり、とかく折くは仰いたとき候事、はげみに成、實く御うれしく忝く存候。猶又已後之所願入存候。實く昨夕之御書中、御心せつ御實意ども、心中にてつし候事にて候。猶く御機嫌よく御長久、度く有がたき仰も承り候事にて、めで度く存上り候。誠に中宮事いよくめで度様子、扱く年來の宿願成就、大悦の事にて候。此に付候ても、何事も滿ればかくるのならひに候へば、只々大悦ばかりにては相すまず、可様に大めで度事有之候も、ひとへに神々の御加護と存候。猶又萬事をつしみ候事十分なれば、必かくこと有之と申事を、心中に不慮、敬神、正直、仁惠を第一にいたし候へば、何事も安穩の道理に候へば、右之心え第一とのみ存候。事にて候。前文申通、仰之通、何分自身を後にし、天下萬民を先とし、仁惠、誠信の心、朝夕晝夜に不忘却一時は、神も佛も御加護を垂給事、誠に鏡に掛けて影をみるがごとくに候。神も佛も大慈悲

年來の宿願成就

天下萬民を先とす

正直、仁惠、誠信、第一之事

一雨祈願

の御事は、色々のわざわび有之候は、皆く此方の心中によこし有之、此方より何事も出来候事候。くれぐれも正直、仁惠、誠信、第一之事にて候。前文之通、御厚意御念比之御書付候。實にく有がたく存候。事候。むぎく長くしき書様ながら、心中に存じ上候あらましを、心にうかみ候に隨ひ、亂筆ながら書付候。めで度かしく。又申候。扱く日々雨をねがひ候事、今朝も拜の時、又内侍所にて、誠心御祈り申事にて候。何分衆民の爲、偏にくく一雨の御惠をのみ祈り入候。事候。かしく。必々御返事に不及、昨夜の畏りの御返事にて候。

御内々

言上

兼 仁

情理兼備

如何にも情理兼備に至りたる宸翰である。されば後櫻町上皇にも、之をば御自

身に御上包遊ばされ、御保存あらせられたのも、理りある事と思はる、○其の上皇の御訓旨を、御嘉納あらせ給ふのみならず、彌よ御長壽にて、毎に斯る訓誨を給へかしの御言葉の如き、如何にも人情味多く。又た結末の雨を衆民の爲めに、祈り給うたるが如き、何れも天皇の人君の天職を、御自覺遊ばされた事、實に此の宸翰は、あらゆる意味に於て、有り難きものと思ふ。されば我が皇運の興隆したるも、天命人心、自から來る所がありて、決して偶然の事ではあるまい。

大正十四年十二月廿八日午前六時半、大森山王草堂電燈の下にて。

蘇峰 六十三 叟

光格天皇御諡號

天保十二年正月廿八日甲寅、已刻參舊院、午終刻參内、(可參朝自殿下示給)謁殿下之處、今度被奉御諡號之事、關東被仰遣之處、可爲報慮之通被申上。川越侍從(所司代)書取爲心

得見給、續左

故院御在位、古來稀成御年數ニ而、踐祚以後、多分被爲復舊儀、公事御再興不レ少、都而御仁愛深、衆庶一同奉レ蒙恩澤ニ候儀共、全、偏ニ舊典を慕被思召ニ之段、於主上ニ茂今更御厚感被思召ニ候ニ付、如舊儀ニ御諡號被爲進度被思召ニ候。併近例者、御追號ニ而、御諡號之御沙汰者不レ被爲レ在御事ニ候得共、故院御高德、被及ニ萬代ニ候様、御追孝之思召を被爲レ盡、被思召ニ候御内慮之趣、關東江宜申入ニ旨被仰聞、則相達及ニ言上ニ候處、御諡號之儀數年中絶ニ者候得共、故院御高德被及ニ萬代ニ度との報慮之趣も有レ之、且者兼々御質素之報慮深く、修飾之儀者不レ被爲レ好御儀等者、於關東ニ被開召及ニ候御事被爲レ在候間、此度者格別之御譯柄を以、御諡號之儀御内慮之通たるべき旨被仰出、右之趣御兩卿江御傳可レ申旨、年寄共より申越候事。(實久卿記)

受業

草野茂松校
 並木仙太郎校
 熊切芳太郎校

近世日本國民史
 幕府分解接近時代終

近世日本國民史
 幕府分解接近時代年表並人物概覽

其一年表

本表中日本曆ならざるものは總て括弧を以て之を註す。括弧なきは皆日本曆なり。

明和元 甲申年 西曆1764年 支那乾隆廿九年

是 歲 林子平仙臺侯に上表して學政武備を論ず。【十七】

明和五 戊子年 西曆1768年 支那乾隆廿三年

是 歲 蒲生君平生る。【一〇七】

明和八 辛卯年 西曆1771年 支那乾隆廿六年

七月二十日 (陽曆)所謂ハンペンゴロの警告あり。【一一】

近世日本國民史年表

八月 光格天皇御降臨。【一一二】

安永二 癸巳年 西曆1778年 支那乾隆廿八年

十月 德川家齊生る。【一一二】

安永四 乙未年 西曆1779年 支那乾隆四十年

是 歲 林子平長崎に遊ぶ。【六】

安永六 丁酉年 西曆1781年 支那乾隆四十二年

是 歲 林子平また長崎に遊ぶ。【六】

安永八 己亥年 西曆1783年 支那乾隆四十四年

十一月 光格天皇御踐祚。【一一二】

安永九 庚子年 西曆1780年 支那乾隆四十五年

十二月 光格天皇御即位。【一一二】

天明元 辛酉年 西曆一七九〇年

是 歲 林子平また仙臺侯に上書し、貨殖學校の要件を述ぶ。【一一二】

天明二 壬寅年 西曆一七九三年

十二月十三日 船夫幸太夫等出帆、今夜颶にあひ漂流す。【一一二】

天明三 卯年 西曆一七九六年

七月十五日 幸太夫等乗船一行中儀八といふもの病死。▲二十日。幸太夫の船カムチャツカに漂着。【一一二】

天明五 乙巳年 西曆一八〇〇年

是 九月 林子平の三國通覽成る。【六】
勘定奉行松平秀持蝦夷地巡視。本多利

明一行に加はらんとし、果さず、最上徳内をして代りて行かしむ。【二五】

天明六 丙午年 西曆一七九九年

是 九月 家齊將軍家治の後を嗣ぐ。【一一二】
林子平三國通覽刊行。【一九】

天明七 丁未年 西曆一八〇二年

四月 家齊將軍宣下。【一一二】
七月十八日 (露曆) 幸太夫等アミシヅカ出船。【一一二】

八月廿三日 (露曆) 幸太夫等カムシヤアツカ著船。【一一二】

是 歲 林子平海國兵談出版。【一一二】

天明八 戊申年 西曆一八〇〇年

四月 (以下本年中皆露曆) この月中幸太夫等一行中三名病死。【一一二】

六月十五日 幸太夫等チギリスクに赴く。【一一二】
八月一日 幸太夫等チギリスクを發し、▲晦日。オホツクに至る。【一一二】

九月十二日 幸太夫等オホツク出發。【一一二】

十一月五日 幸太夫等ヤコウツカ到着。【一一二】

十二月十三日 幸太夫等ヤコウツカ出發。【一一二】
是 歲 林子平上京して中山愛親卿に謁す。【一一二】

寛政元 己酉年 西曆一七九九年

二月七日 (露曆) 幸太夫等イルクツク到着。【一一二】

閏六月十二日 是より先き高山正之祖母の喪に服して墓側にあり。今日召されて江戸に至る。【九五】

十月六日 この頃正之江戸にあり、立原翠軒の邸に至る。【九五】

十一月十五日 正之江戸にあり松平定信が林、柴野、

岡田等の儒者を招き時務を問ひたるなき、當世を諷刺す。【九五】

寛政二 庚戌年 西曆一八〇〇年

六月 正之北遊水戸に至り、長坂赤水等に會す。【九六】

十二月七日 この頃正之京都に出づ。【九七】

寛政三 辛亥年 西曆一八〇一年

二月廿七日 (露曆) 幸太夫等ベテルブルグに到着。【一一二】

九月一日 幕府異國船打拂令を緩和す。【二七】
九月廿五日 (露曆) 露帝勅書をイルクツク總督に賜ひ日本との交通を策せしむ。【二六】

十一月廿六日 幸太夫等歸國を許され、今日露都を發す。【二三】

是 歲 秋 高山正之九州に下る。【九八】